

三友プラントサービス株式会社
横浜 BAY 工場プロジェクト

計 画 段 階 配 慮 書

令和 5 年 1 月

三友プラントサービス株式会社

はじめに

産業の発展に伴い、環境の保全が地球規模で真剣に取り上げられる時代。この中であって三友プラントサービス株式会社は、産業廃棄物処理業界のパイオニアとして、リサイクルによる資源の有効活用をめざした環境事業に取り組んでまいりました。

当社は、横浜市をはじめ相模原市、川崎市、千葉県東金市に産業廃棄物の処理施設を設置し、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業（焼却、中和、脱水等）を営んでおります。

横浜市金沢区幸浦の現工場においては、昭和 58 年 2 月より運転を開始し、以降 39 年間営業を続けております。

今回、本事業計画では、老朽化した現工場（焼却施設、中和施設、脱水施設、油水分離施設）を廃止し、新規購入した本事業計画地（横浜市金沢区福浦）に最新の制御や機器を導入した新工場（焼却施設、中和施設、脱水施設、破碎施設）を新設（スクラップアンドビルド）することにより、さらなる廃棄物の適正処理・環境負荷の低減・脱炭素社会の実現を目指し、『持続可能な社会』の実現に意欲的に取り組む所存です。

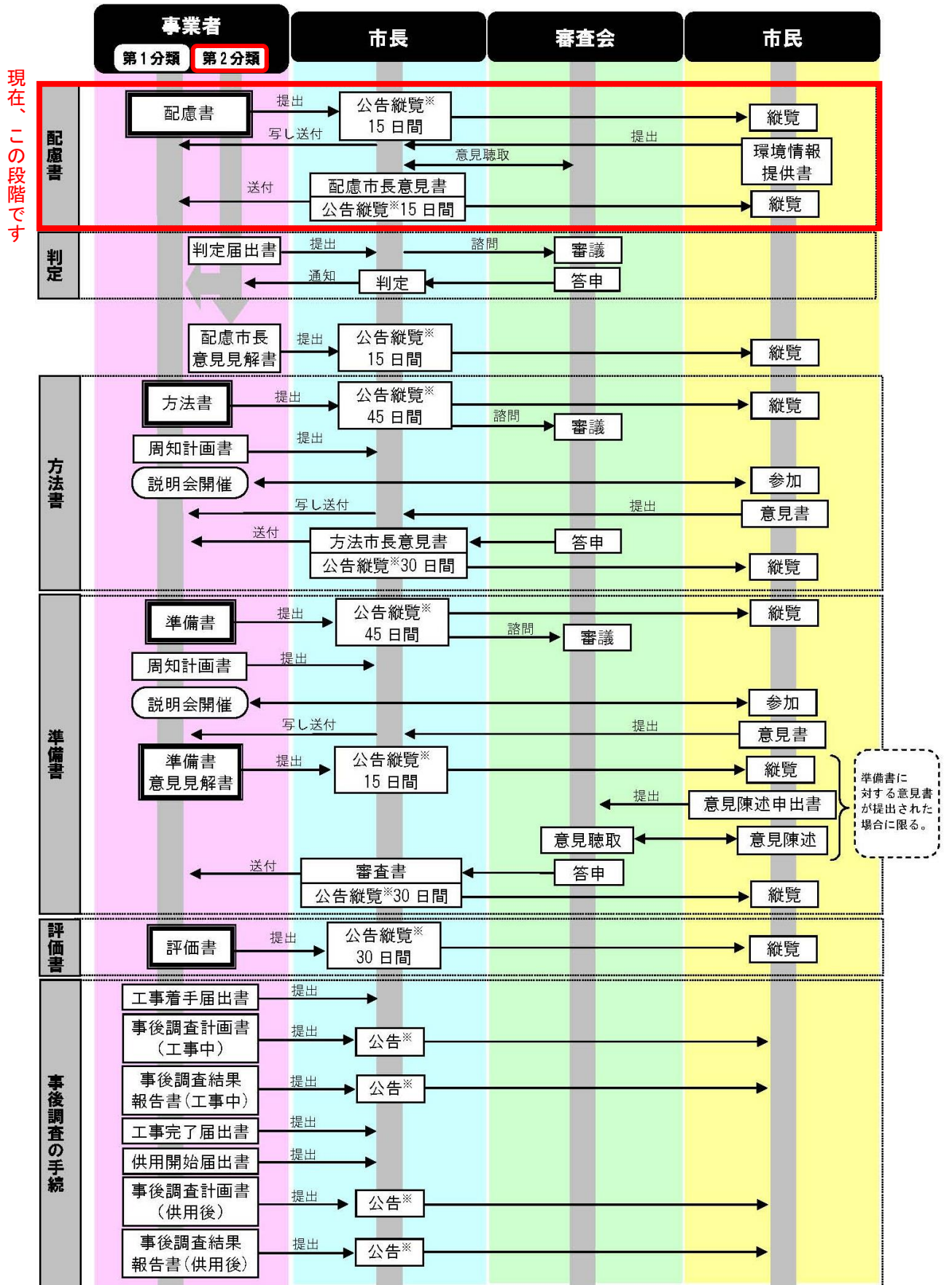
本事業計画における焼却施設の能力は約 98t/日であり、「横浜市環境影響評価条例」の第 2 分類事業（廃棄物処理施設の建設）に該当することから、同条例第 8 条の規定に基づき、事業の計画段階における環境配慮事項等を記載した「三友プラントサービス株式会社 横浜 BAY 工場プロジェクト」の計画段階配慮書を取りまとめました。

本事業計画は令和 6 年の工事着手、令和 8 年の竣工及び供用開始を目標としております。

今後、事業計画の策定、事業の実施にあたり、今般取りまとめた計画段階配慮事項を踏まえて環境に配慮した計画としつつ、循環型社会構築への一助となるよう努力してまいります。

横浜市環境影響評価条例(条例対象事業)

— 計画段階配慮書の位置付けと手続きの流れ —



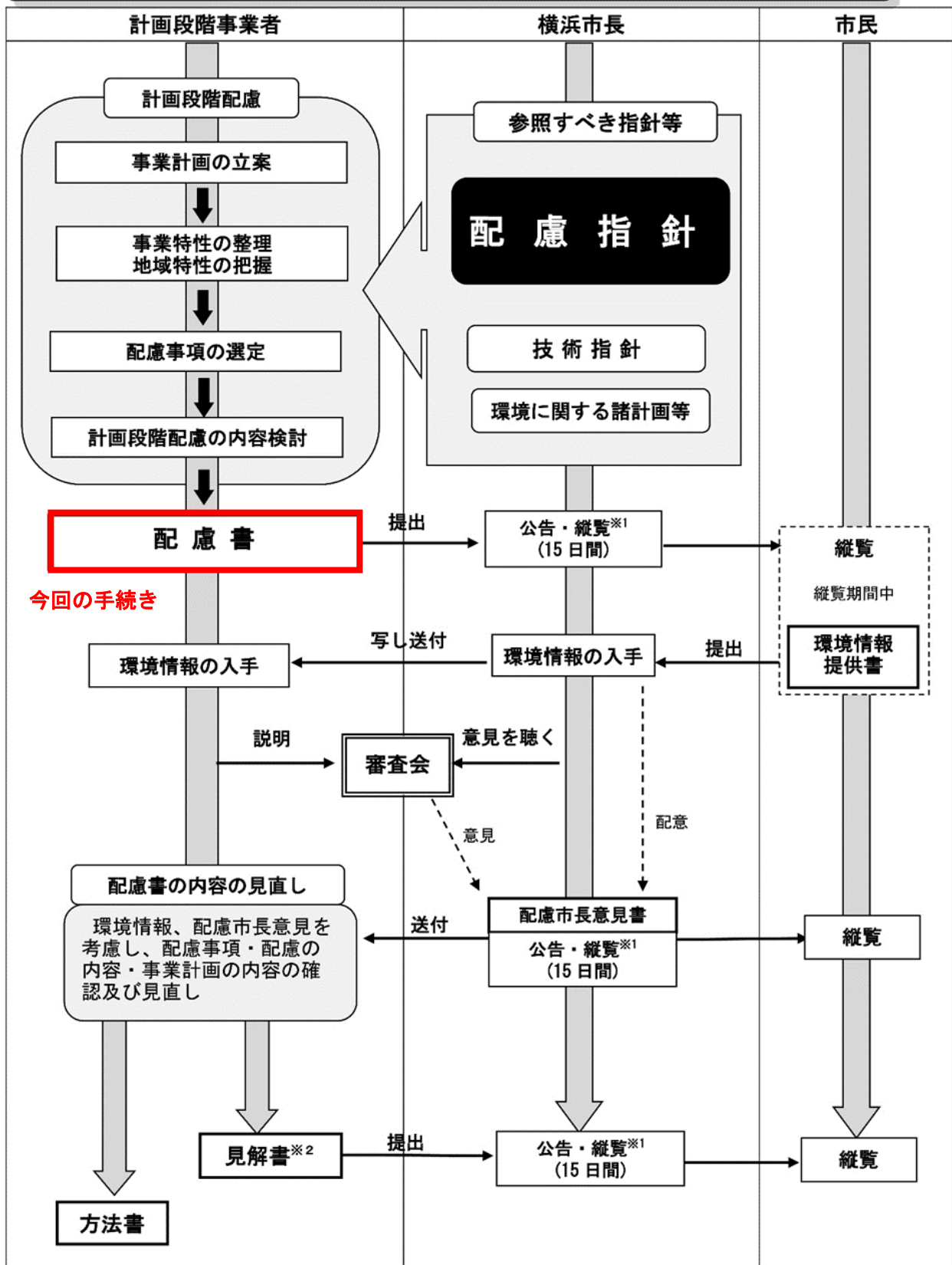
※併せて、インターネット等での公表も行います。

出典：「横浜市環境影響評価条例対象事業の手続きの流れ」

(横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課 令和4年10月 閲覧)

計画段階配慮の検討手順

資料 1 計画段階配慮の検討手順（概要）



※1 環境影響評価課及び計画区域が存在する区の区役所で縦覧を行うとともに、インターネットで公表します。

※2 条例第16条第1項第2号の措置をとられた第2分類事業を実施しようとする者が作成します。

出典：「横浜市環境配慮指針 資料編」（令和3年4月改定 横浜市）

【 目 次 】

第1章 事業計画の概要	1
1.1 事業計画の概要	1
1.2 事業の目的及び必要性	4
1.3 事業計画の内容	6
(1) 計画地の位置及び面積等	6
(2) 土地利用計画	6
(3) 建築計画	8
(4) 工場設備計画	13
(5) 水利用計画	21
(6) 運転計画	24
(7) 緑化計画	24
(8) 搬出入車両計画	24
(9) 廃棄物処理計画	26
(10) 防災等に関する計画	27
(11) 施工計画	28
(12) 事業スケジュール計画	28
(13) 事業の背景及び計画立案の経緯	29
(14) 環境影響の回避・低減の考え方	29
第2章 地域の概況及び地域特性	30
2.1 調査対象地域等の設定	30
2.2 地域の概況	32
(1) 気象の状況	32
(2) 地形、地質、地盤の状況	33
(3) 水循環の状況	33
(4) 植物、動物の状況	38
(5) 農地の状況	39
(6) 人口、産業の状況	44
(7) 土地利用状況	46
(8) 交通、運輸の状況	48
(9) 公共施設等の状況	51
(10) 文化財等の状況	60
(11) 公害等の状況	64
(12) 災害の状況	75
(13) 廃棄物の状況	90
(14) 法令等の状況	93

2.3 調査対象地域等の地域特性	95
(1) 概要	95
(2) 項目別の環境特性	95
第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容	98

資料編

1. 上位計画の概要
2. 用語集

本書で使用した5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図（タイル）は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の地形図を複製したものです。
本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません。
「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 3JHf 42」

第 1 章 事業計画の概要

第 1 章 事業計画の概要

1.1 事業計画の概要

事業計画の概要は表 1-1 に示すとおりです。

また、本事業計画地を図 1-1 及び図 1-2 に示します。

表 1-1 事業計画の概要

計画段階事業者の氏名及び住所	三友プラントサービス株式会社 代表取締役社長 小松 和史 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目 8 番 21 号
事業の名称	三友プラントサービス株式会社 横浜 BAY 工場プロジェクト
事業の種類、規模	廃棄物処理施設の建設：焼却施設の新設（第 2 分類事業） 焼却能力 約 98t/日
計画区域	横浜市金沢区福浦二丁目 16 番の 13（以下「計画地」という）
事業計画に係る許可等の内容	〈一般廃棄物処分業の許可〉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項 〈産業廃棄物処分業の許可〉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項 〈特別産業廃棄物処分業の許可〉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項 〈一般廃棄物処理施設の設置許可〉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項 〈産業廃棄物処理施設の設置許可〉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項 〈都市計画審議会の議を経た位置の指定〉 建築基準法第 51 条ただし書き 〈建築等行為届出〉 横浜市地域まちづくり推進条例第 13 条 〈一定の規模以上の土地の形質の変更届出〉 土壤汚染対策法 第 4 条第 1 項 〈建築確認申請〉 建築基準法 第 6 条
図書作成の受託者	株式会社オオスミ 代表取締役社長 大角 武志 横浜市瀬谷区五貫目町 20-17

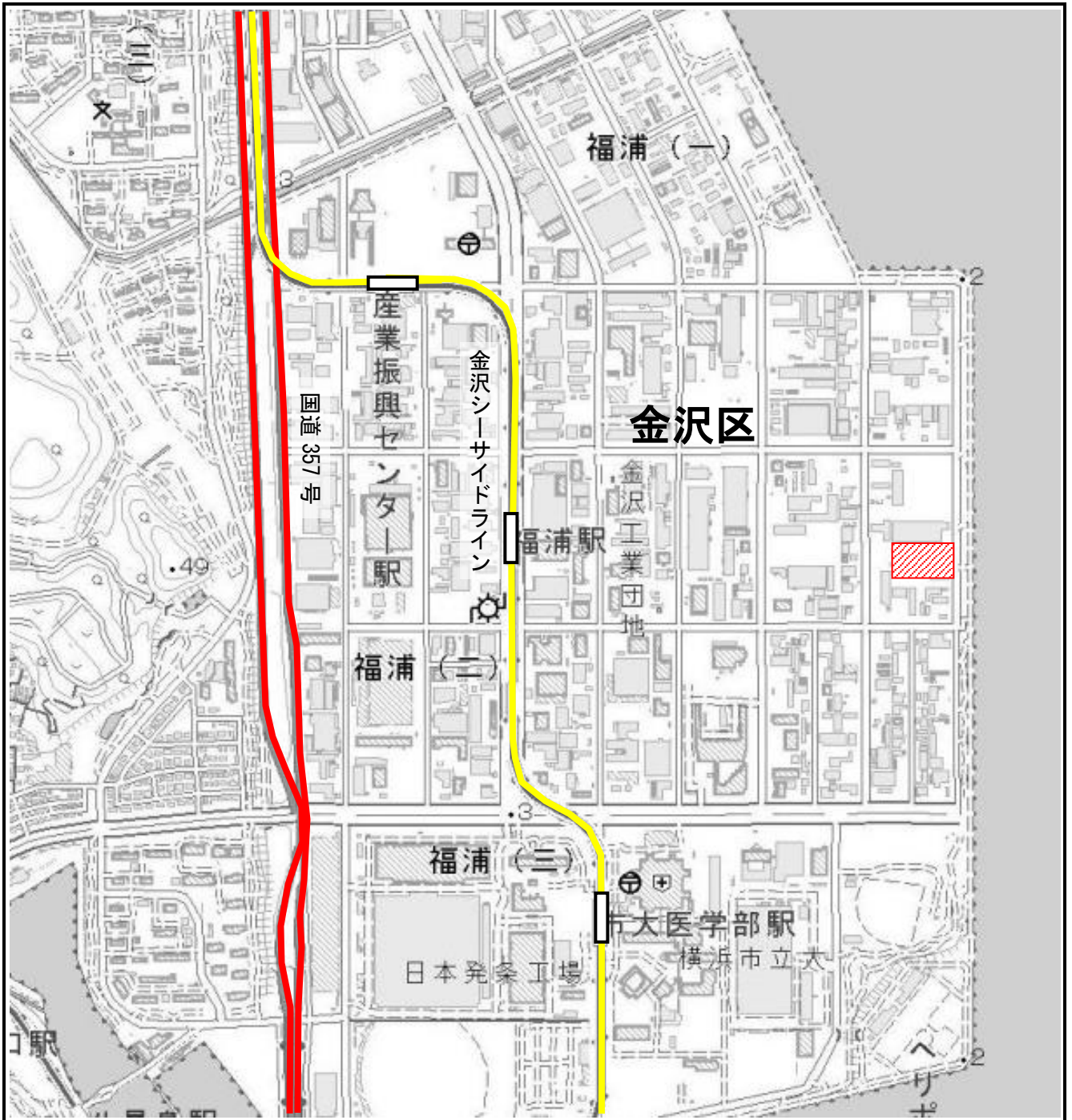



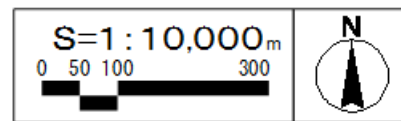


図 1-1 計画地位置図

【凡例】

-  : 計画地
-  : 一般国道
-  : 鉄 道




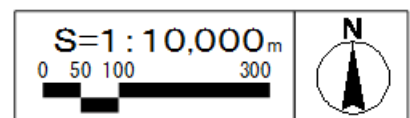
国土地理院 電子地形図 25000 を使用し、計画地等の情報を加筆して作成



図 1-2 計画地位置図（航空写真）

【凡例】

 : 計画地



国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス 空中写真（令和元年6月撮影）を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

1.2 事業の目的及び必要性

本事業計画にあたっては、廃棄物の適正処理・環境負荷の低減・脱炭素社会の実現を目指し、尚且つ大規模災害時に災害廃棄物を受け入れることが可能な施設を目指すことで、『持続可能な社会』の実現に意欲的に取り組みます。

横浜市では、第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画において、産業廃棄物処理業者の責務として、

- ① 受託した産業廃棄物を適正に処理するだけでなく、環境に与える負荷を可能な限り少なくする高度な処理を目指します。
- ② 再資源化を図り最終処分量を減らす、焼却の際に発生する熱エネルギーの回収・利用に努めるなど、環境に優しい産業廃棄物処理を進めます。
- ③ 産業廃棄物の処理状況等の情報を積極的に公開するなどして、排出事業者、市民との信頼関係を築きます。

となっておりますが、本事業計画でも下記のように廃棄物処理業者としての役割を果たしていきます。

- ① 焼却施設では排ガス処理設備として一般的な乾式（バグフィルター）に追加して当社の他工場と同じく湿式の排ガス処理設備（洗煙塔）を設置することにより、環境に与える負荷を低減します。
- ② 焼却処理では、サーマルリサイクルに加え、廃棄物の減容化を図ります。サーマルリサイクルに関しては、焼却により発生した熱エネルギーを回収・発電し、自家消費電力として利用します。
焼却、脱水工程で発生する燃え殻、ばいじん、汚泥等のうち、可能なものはセメント原料等へリサイクルを行うことで、本事業計画の実施により発生する廃棄物を極力抑制します。
- ③ インターネット等を利用し、廃棄物処理施設の維持管理状況の記録等を情報公開します。

横浜市金沢区幸浦の現工場においては、昭和57年8月に他社所有の施設を購入、施設を改造した後の昭和58年2月より運転を開始し、以降39年間操業を続けています。

現工場において、定期的な修理は実施していますが、約40年間稼働する間に老朽化が進み、効率も低下しているのが否めない状況となっております。

本事業計画においては、現工場（焼却施設、中和施設、脱水施設、油水分離施設）を廃止し、新規購入した本事業計画地（横浜市金沢区福浦）に最新の制御や機器を導入した新工場（焼却施設、中和施設、脱水施設、破碎施設）の新設（スクラップアンドビルド）を予定しており、さらなる環境負荷の低減や人員の確保、育成事業により効率化に努める計画です。また、現工場では産業廃棄物のみを扱っていましたが、新工場では産業廃棄物の他、一般廃棄物も扱います。現工場の廃止する施設と新工場の施設の比較を表1-2に示します。

表 1-2 現工場の廃止施設と新工場の施設

現工場	新工場
焼却施設 (21t/日)	焼却施設 (約 98t/日)
中和施設 (60m ³ /日)	中和施設 (約 60m ³ /日)
脱水施設 (28m ³ /日)	脱水施設 (約 160m ³ /日)
油水分離施設 (20m ³ /日)	破碎施設 (約 120m ³ /日)

注) 表中の施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定された産業廃棄物処理施設の設置許可が必要な施設

1.3 事業計画の内容

計画地における既存建屋の一部を解体・撤去後、新たに新工場を建設する計画です。新工場では、焼却と中和・脱水を行います。

焼却についてはロータリーキルン式の焼却施設で、廃熱ボイラと蒸気タービン発電機を設置し、発電を行う計画としています。なお発電した電気は、工場内で自家消費する計画です。

中和・脱水については反応槽で薬品を添加し、化学反応により中和・不溶化した後、フィルタープレス式脱水機により脱水します。

(1) 計画地の位置及び面積等

- ア 位置：横浜市金沢区福浦二丁目 16 番の 13
- イ 敷地面積：約 7,262 m²
- ウ 建築面積：約 2,335 m²
- エ 都市計画区域：市街化区域
- オ 地域地区：工業地域（特別工業地区：金沢産業団地地区）

(2) 土地利用計画

計画地の土地利用計画は表 1-3 及び図 1-3 に示すとおりです。

プラント及び事務所を配置します。計画地の東側に車両出入口を設け、計画地内に搬出入車両の通行・待機用のスペース等を確保します。

現在、計画地には既存の建屋がありますが、本事業計画では一部解体し、一部既存の建屋（約 1,584m²）を利用する計画です（図 1-4 参照）。

表 1-3 土地利用計画

土地利用区分		面積	構成比
施設	プラント (焼却施設、中和施設、脱水施設等)	約 3,438 m ²	約 47%
	事務所	約 197 m ²	約 3%
	小計	約 3,635 m ²	約 50%
搬出入車両スペース等		約 2,521 m ²	約 35%
緑地		約 1,106 m ²	約 15%
合計		約 7,262 m ²	100%

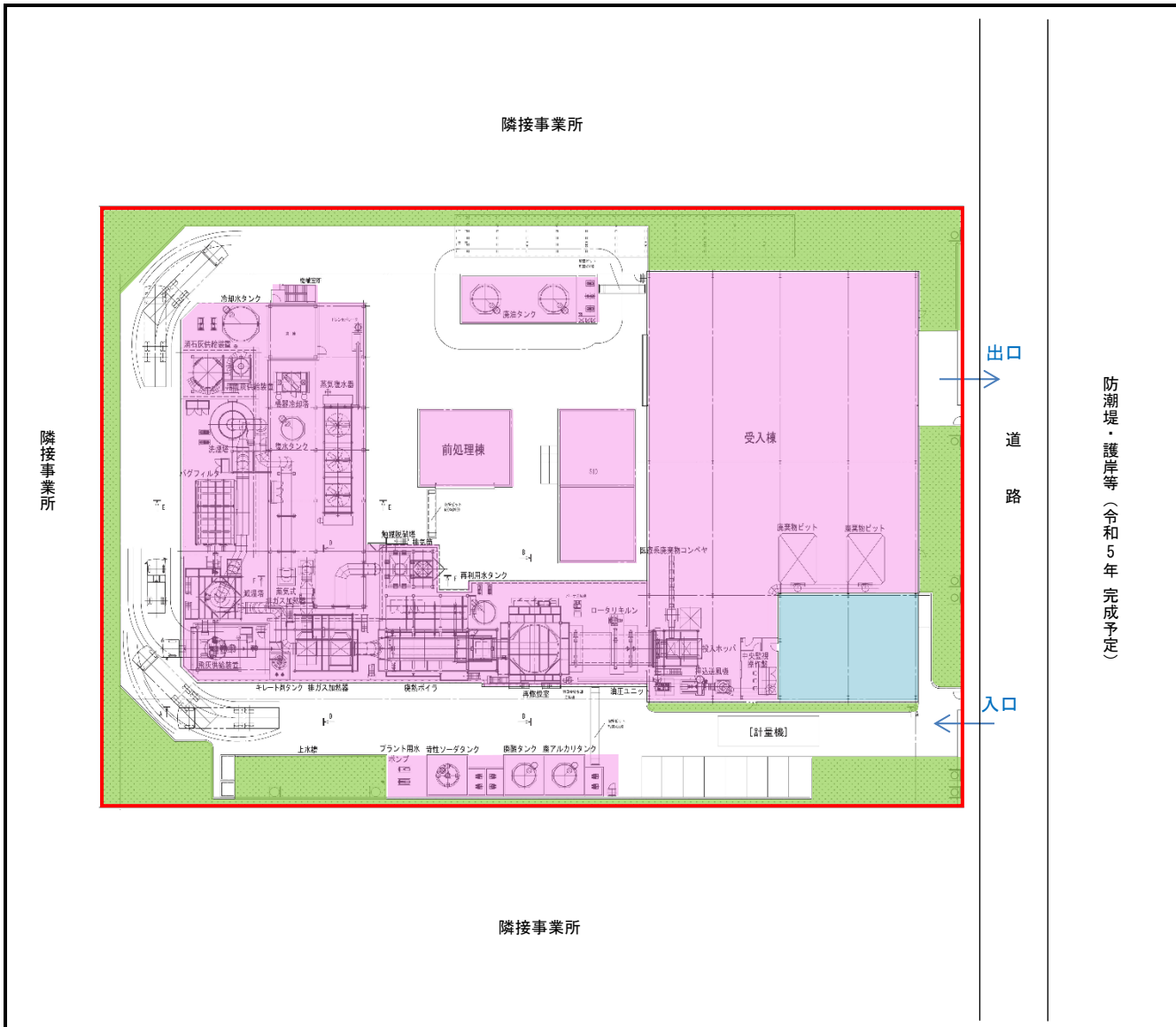
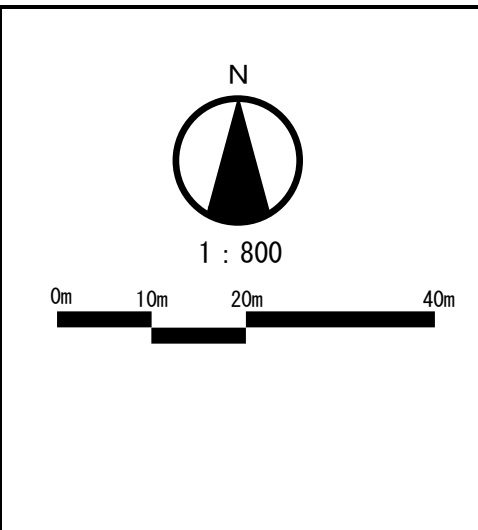


図 1-3 土地利用計画

- 【凡例】
- : 計画地
 - : プラント
 - : 事務所
 - : 搬出入車両スペース等
 - : 緑地



(3) 建築計画

建築計画の概要を表 1-4 に、建築物の配置と立面図を図 1-4、5 に、計画地の現況における既存建屋配置と敷地内の写真を図 1-6、7 に示します。

受入・事務所棟に関しては、既存の建屋を一部利用する計画です。

表 1-4 建築計画の概要

名称	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	構造	階数	高さ(m)
受入・事務所棟	約 1,584	約 1,978	鉄骨	3	約 17
タービン・発電機棟	約 391	約 391	鉄骨	1	約 10
水処理棟(中和施設、脱水施設、 洗煙水処理施設)	約 207	約 207	鉄骨	1	約 10
前処理棟	約 99	約 99	鉄骨	1	約 10
飛灰処理棟	約 54	約 54	鉄骨	1	約 5
合計	約 2,335	約 2,730	—	—	—

なお、焼却炉、廃熱ボイラ、減温塔、バグフィルター、洗煙塔、煙突については、屋外に設置する計画としています。

また、敷地境界付近には緑地を設け、煙突及び受入・事務所棟の形状・色彩等については周囲の環境との調和を検討するなど、景観等の環境への配慮を行います。粉じん等の発生する箇所は建屋内に設けることで、外部への飛散を防ぎます。

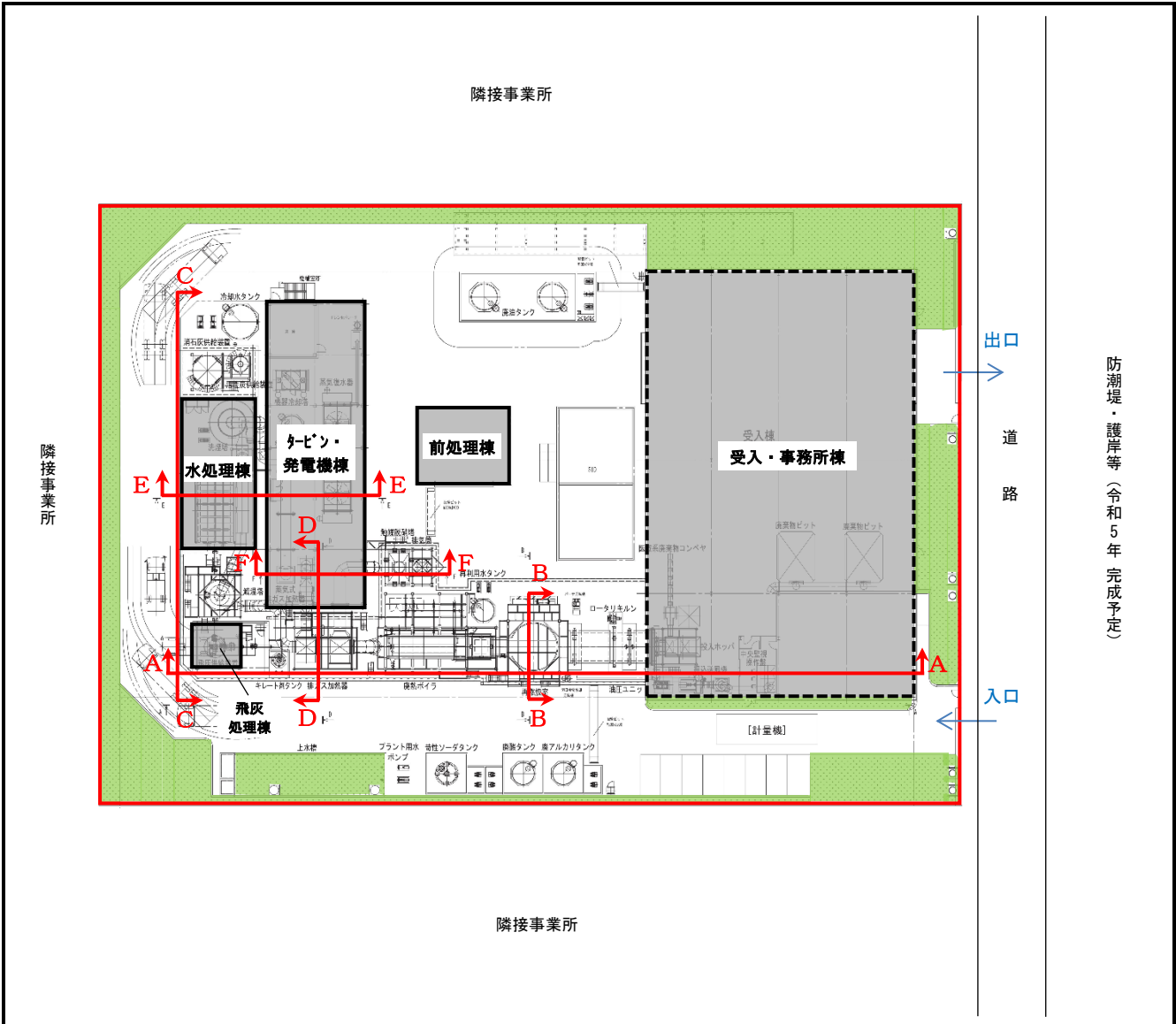


図 1-4 建築物の配置

<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> : 計画地 : 建築物(新設) : 建築物(既存) : 緑地 <p>注) A～F : 図 1-5 立面図の方向を示します。</p>	<p>N</p> <p>1 : 800</p> <p>0m 10m 20m 40m</p>
--	---

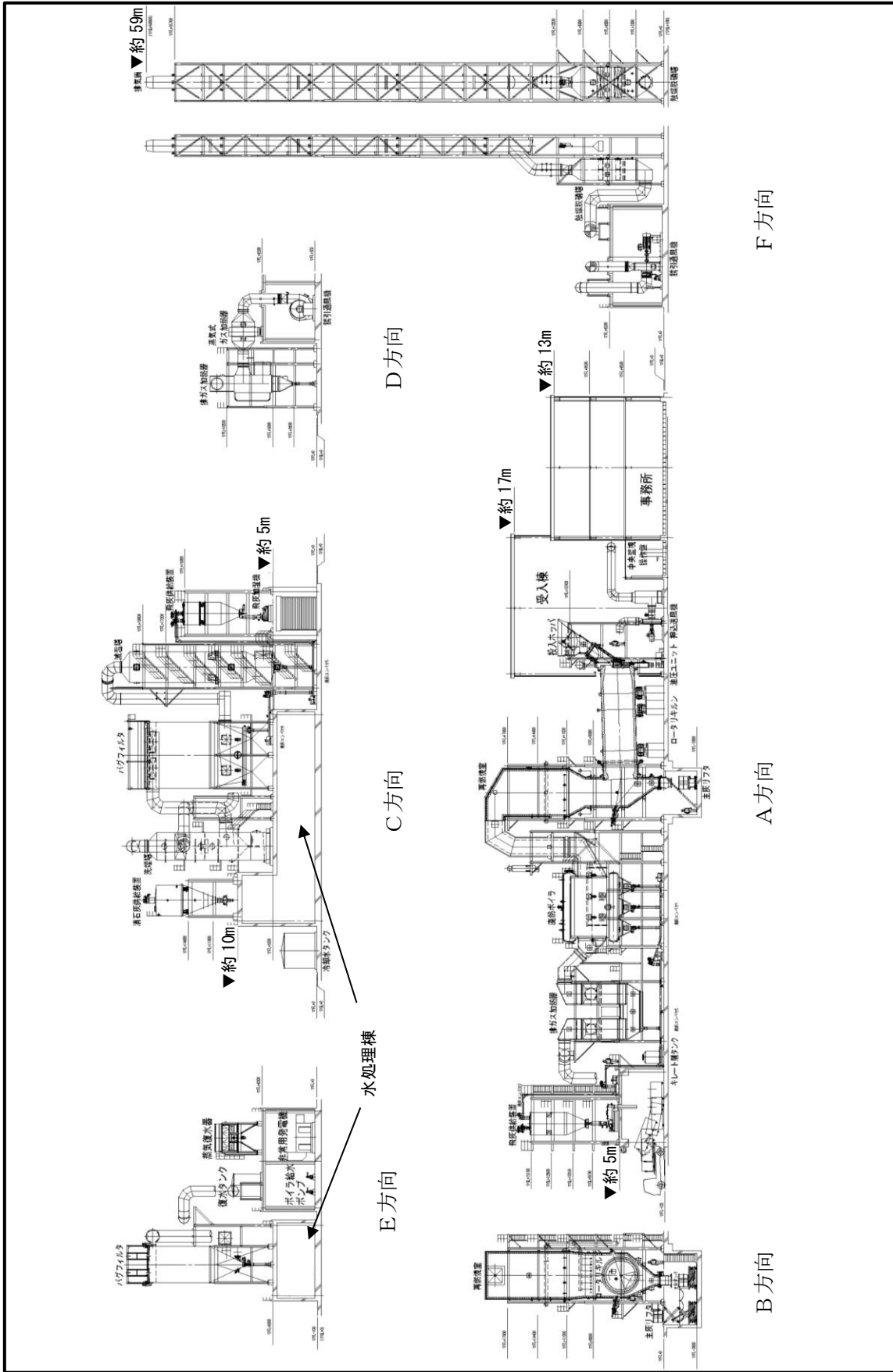


図 1-5 立面図

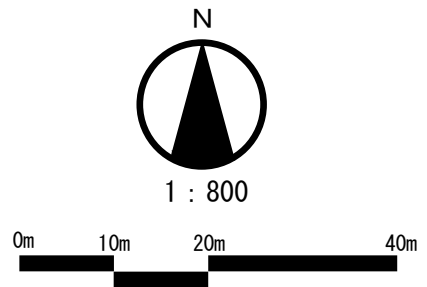


図 1-6 建築物の配置 (既存建屋)

【凡例】

- : 敷地境界
- : 建築物
- : 緑地

注) a ~ c : 図 1-7 現況写真の視点方向を示します。





a 視点



b 視点



c 視点

图 1-7 現況写真

(4) 工場設備計画

設備配置計画を図 1-8 に、処理工程のフローを図 1-9 に、廃棄物処理計画を表 1-5 に示します。

① 焼却施設

焼却能力は約 98t/日とし、焼却処理によって発生した廃熱を利用して約 650kW の発電を行い自家消費します（工場の電気使用量に変動があることから、自家消費の 5～8 割程度を見込んでいます）。焼却補助燃料は、温室効果ガス排出量の少ない都市ガスを使用します。

焼却処理の前処理として破碎機を設置します。

排ガスに関しては、減温塔、バグフィルター、洗煙塔及び触媒脱硝塔を設置し適切な処理を行います。排ガスの諸元計画を表 1-6 に示します。

また、洗煙塔で発生した排水（洗煙水）を処理する洗煙水処理施設を設置します。

【設備概要】

・前処理施設（前処理棟）

搬入時の容器に入った液体廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ）を槽に移し変えた後、ポンプにより焼却炉に噴霧します。

・破碎機

密閉型の破碎機です。不活性ガス中で廃棄物を破碎し、直接、焼却炉に供給します。

・焼却炉（ロータリーキルン）

ロータリーキルン式焼却炉です。

炉内構造として炉壁は、耐火キャストです。

・再燃焼室

再燃焼室では、排ガスを 850℃以上で 2 秒以上滞留させ、ダイオキシン類の生成を防止します。

・廃熱ボイラ

高温燃焼ガスを熱交換し、熱を高圧蒸気として回収します。

・発電設備（タービン発電機、蒸気復水器、復水タンク等）

廃熱ボイラで回収した高圧蒸気をタービン発電機へ供給し、発電（約 650kW）できる構造とします。また、蒸気復水器を設置しボイラ給水として再利用します。

- ・減温塔
サイクロン機能を有した減温塔において、冷却水を噴霧し、排ガスを 200℃以下まで急冷することにより、ダイオキシン類の再合成を防止します。冷却水の噴霧量は、出口温度により自動制御します。
- ・消石灰供給装置
消石灰を噴霧することにより排ガスの中和を行い、硫酸化物や塩化水素の濃度及び排出量の低減を図ります。
- ・活性炭供給装置
粉末活性炭を噴霧し、ダイオキシン類及び水銀の濃度及び排出量の低減を図ります。
- ・バグフィルター
ダスト（ばいじん）を含んだガスをフィルタ（ろ布）の表面でろ過、捕集することで、ダスト（ばいじん）濃度及び排出量の低減を図ります。
- ・洗煙塔
洗煙塔内部に充填物を充填し、排ガスと循環水（薬剤（苛性ソーダ）を含むアルカリ水）を接触させることにより排ガスの中和を行い、硫酸化物や塩化水素の濃度及び排出量の低減を図ります。
- ・排ガス加熱器
排ガスを触媒脱硝に必要な温度まで再加熱します。また、再加熱により白煙（水蒸気）抑制を図ります。
- ・触媒脱硝塔
触媒脱硝塔を設置し、アンモニアガスにより窒素酸化物及びダイオキシン類を分解除去します。
- ・煙突
形状・色彩等については周囲の環境との調和を検討するなど景観等の環境への配慮を行い、ダウンウォッシュ、ダウンドラフト等も考慮した上で、高さ約 59m で設計します。
- ・洗煙水処理施設
洗煙塔より発生する排水（洗煙水）については、連続式水処理装置により約 100m³/日で中和・不溶化を行い脱水施設に送ります。

② 中和施設

中和能力は約 60m³/日で、受入れた廃棄物に薬品を添加し、化学反応により中和・不溶化を行います。

【設備概要】

・反応槽

円筒形の攪拌機を設置した反応槽を 2 基設置し、薬品を添加することで、化学反応により中和・不溶化を行います。反応処理完了後は、簡易分析により処理状況を確認します。簡易分析の結果、さらなる処理が必要であると判定された場合は、薬品を添加し再処理を行います。

なお中和反応に伴い発生するガスについては、湿式スクラバーで処理することにより、大気汚染物質の濃度及び排出量を極力低減します。

③ 脱水施設

脱水能力は約 160m³/日であり、中和施設で処理した排水、脱水のみで受入れた廃棄物及び洗煙水処理施設で処理した排水の脱水を行います。脱水後の汚水については、検査槽にて分析を実施し、下水の水質基準を超えていないことを確認後に、公共下水道へ放流します。

【設備概要】

・フィルタープレス脱水機

フィルタープレス脱水機は、樹脂製の凹凸のあるろ板にろ布を張ったものを直列に密着させたもので、排水等をろ板の穴からポンプで圧入します。圧入された排水等は、その圧力で水分のみが 2 枚のろ板の隙間にあるろ布の目から外へ排出されるとともに、ろ板間に脱水ケーキ（汚泥）が形成され、圧入終了後に排出されます。

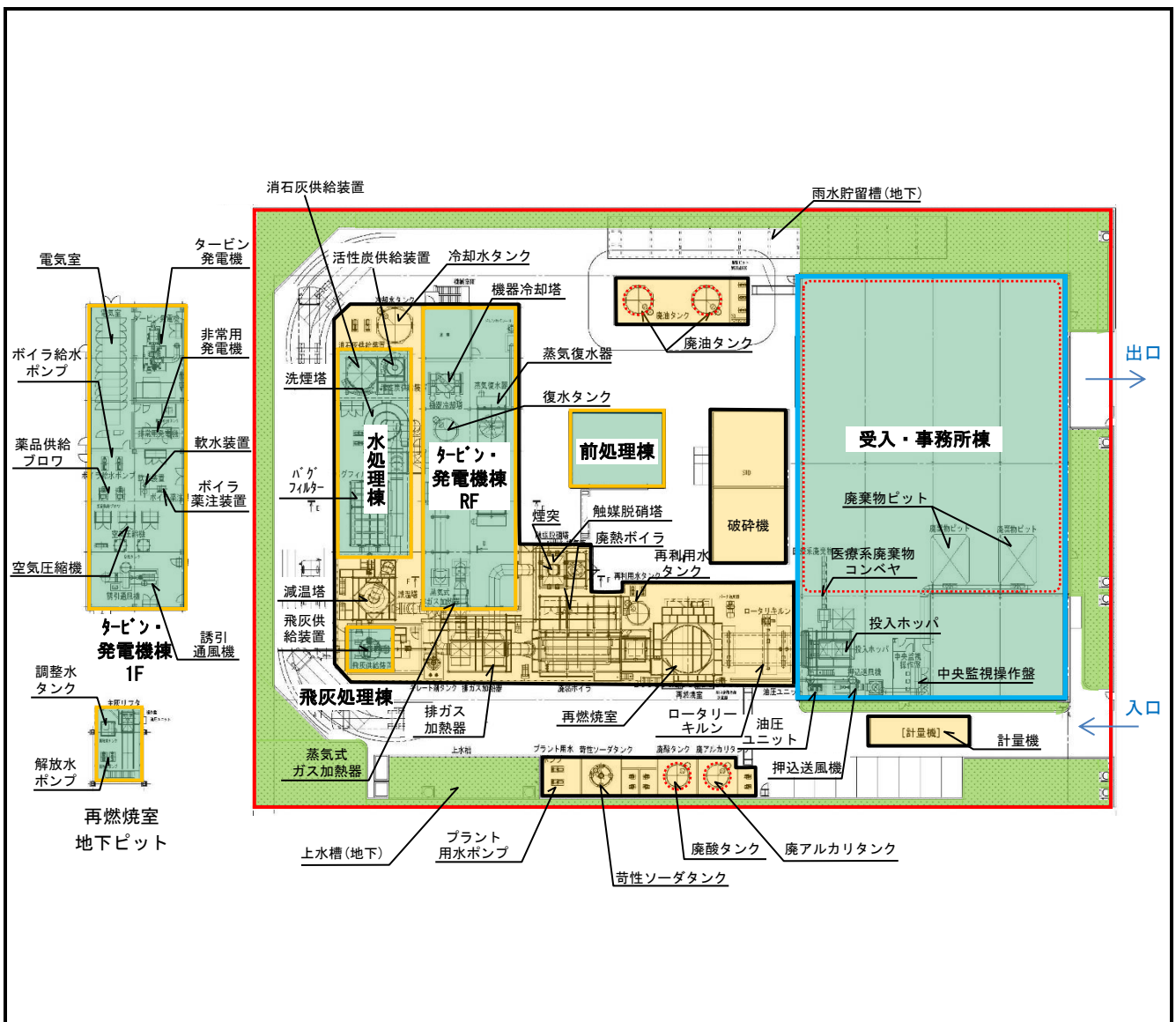
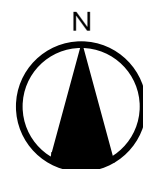


図 1-8 設備配置計画

【凡例】

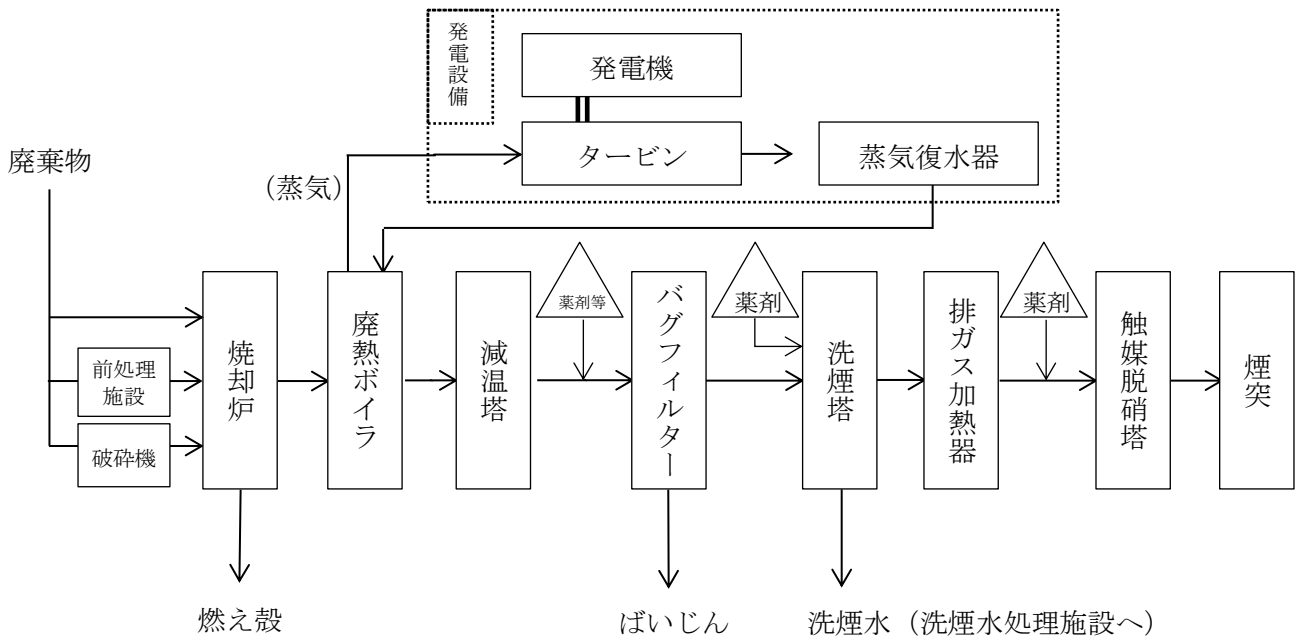
- : 計画地
- : 既存建屋
- : 計画施設 (屋外)
- : 廃棄物保管場所
- : 計画施設 (屋内)
- : 緑地



1 : 800



【焼却施設】



【洗煙水処理施設】

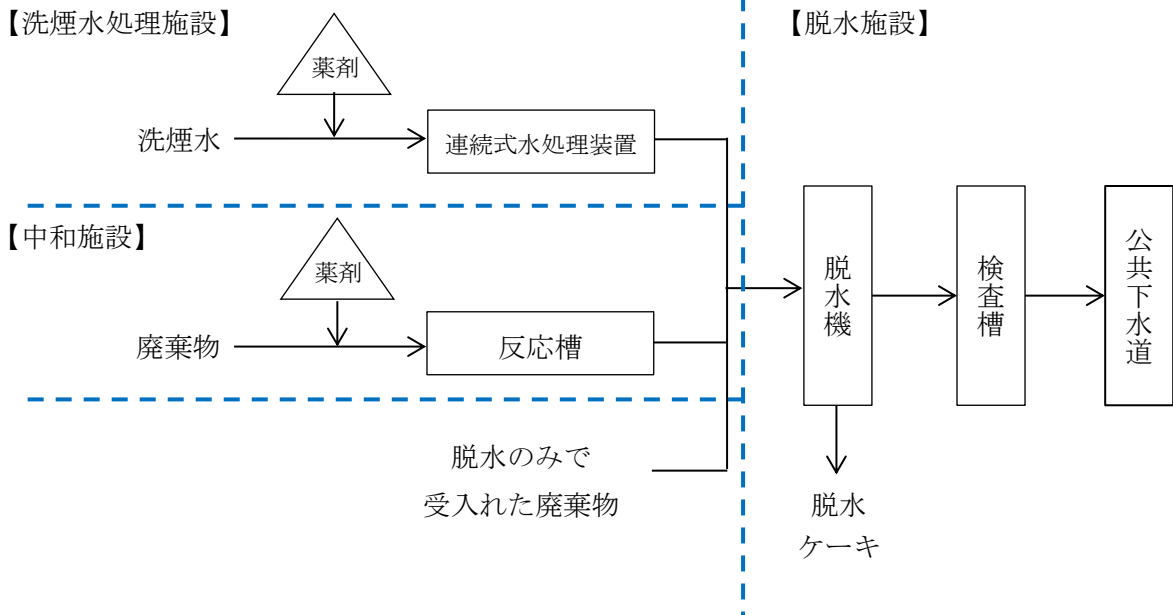


図 1-9 処理工程のフロー

表 1-5(1) 焼却施設の廃棄物処理計画

処理方法	焼却	
形式	ロータリーキルン式焼却炉 (1 基)	
処理品目	燃え殻 (特別管理産業廃棄物含む)	
	汚 泥 (特別管理産業廃棄物含む)	
	廃 油 (特別管理産業廃棄物含む)	
	廃 酸 (特別管理産業廃棄物含む)	
	廃アルカリ (特別管理産業廃棄物含む)	
	廃プラスチック類	
	紙くず	
	木くず	
	動植物性残さ	
	ゴムくず	
	金属くず	
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	鋳さい (特別管理産業廃棄物含む)	
	ばいじん (特別管理産業廃棄物含む)	
	がれき類	
	政令 13 号廃棄物	
感染性産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物のみ)		
処理能力 (24 時間/日)	約 98t/日	
熱源(補助燃料)	都市ガス	

※焼却施設では、一般廃棄物も取り扱う計画としています。

※焼却処理によって発生した廃熱を利用して約 650kW の発電を行います。

表 1-5(2) 破碎施設の廃棄物処理計画

処理方法	破碎	
形式	2 軸破碎機 (1 基)	
処理品目	汚 泥 (特別管理産業廃棄物含む)	
	廃 油 (特別管理産業廃棄物含む)	
	廃 酸 (特別管理産業廃棄物含む)	
	廃アルカリ (特別管理産業廃棄物含む)	
	廃プラスチック類	
	紙くず	
	木くず	
	動植物性残さ	
	ゴムくず	
	金属くず	
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
がれき類		
処理能力 (24 時間/日)	約 120m ³ /日	

表 1-5(3) 中和施設の廃棄物処理計画

処理方法	中和・不溶化	
形式	回分式反応槽 (2 基)	
処理品目	汚 泥 (特別管理産業廃棄物含む)	
	廃 酸 (特別管理産業廃棄物含む)	
	廃アルカリ (特別管理産業廃棄物含む)	
処理能力 (24 時間/日)	約 60m ³ /日	

※中和施設では、一般廃棄物も取り扱う計画としています。

表 1-5(4) 脱水施設の廃棄物処理計画

処理方法	脱水	
形式	フィルタープレス脱水機 (1 基)	
処理品目	汚 泥	
処理能力 (24 時間/日)	約 160 m ³ /日	

※脱水施設では、一般廃棄物も取り扱う計画としています。

表 1-6 排ガス諸元計画

	単位	煙突出口
煙突高さ	m	59
乾きガス量	Nm ³ /h	42,000
湿りガス量	Nm ³ /h	53,000
温度	°C	194
酸素濃度	%	11.7
窒素酸化物（酸素 12%換算濃度）	ppm	60
ばいじん（酸素 12%換算濃度）	g/Nm ³	0.02
塩化水素（酸素 12%換算濃度）	mg/Nm ³	20
硫黄酸化物（酸素 12%換算濃度）	ppm	20
ダイオキシン類（酸素 12%換算濃度）	ng-TEQ/Nm ³	0.10
水銀（酸素 12%換算濃度）	μg/Nm ³	30
一酸化炭素	ppm	100
ベンゼン	ppm	10
トリクロロエチレン	ppm	50
テトラクロロエチレン	ppm	50
ジクロロメタン	ppm	50

※数値については、現在の計画値です。

計画を実施するにあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」を遵守するとともに、より下回るように努力します。

(5) 水利用計画

水利用計画のフローを図 1-10 に示します。

- ・ 焼却施設で利用する機器冷却水は再利用し、洗煙塔に補給する水は循環使用後に洗煙水として排出します。また、ボイラー用水は蒸気復水器で回収し、再利用します。
- ・ 集水エリア内に降った雨水（屋根雨水を除く）、洗車排水は焼却炉内に噴霧し、蒸発させます。また、休炉時や汚水貯留槽満水時においても洗煙水処理施設にて適切な水処理を行い、公共下水道（污水管）に放流します。
- ・ 焼却施設から発生した洗煙水は、洗煙水処理施設で中和・不溶化し、脱水施設を経て公共下水道（污水管）に放流します。
- ・ 受入れた産業廃棄物は、中和施設で適切な処理を行い、脱水施設を経て公共下水道（污水管）に放流します。
- ・ 図 1-11 の集水エリア外に降った雨水は貯留し、減温塔噴霧水として再利用、又は屋根雨水と同様に公共下水道（雨水管）へ放流します。
- ・ 事務所棟からの生活排水は、公共下水道(污水管)に放流します。

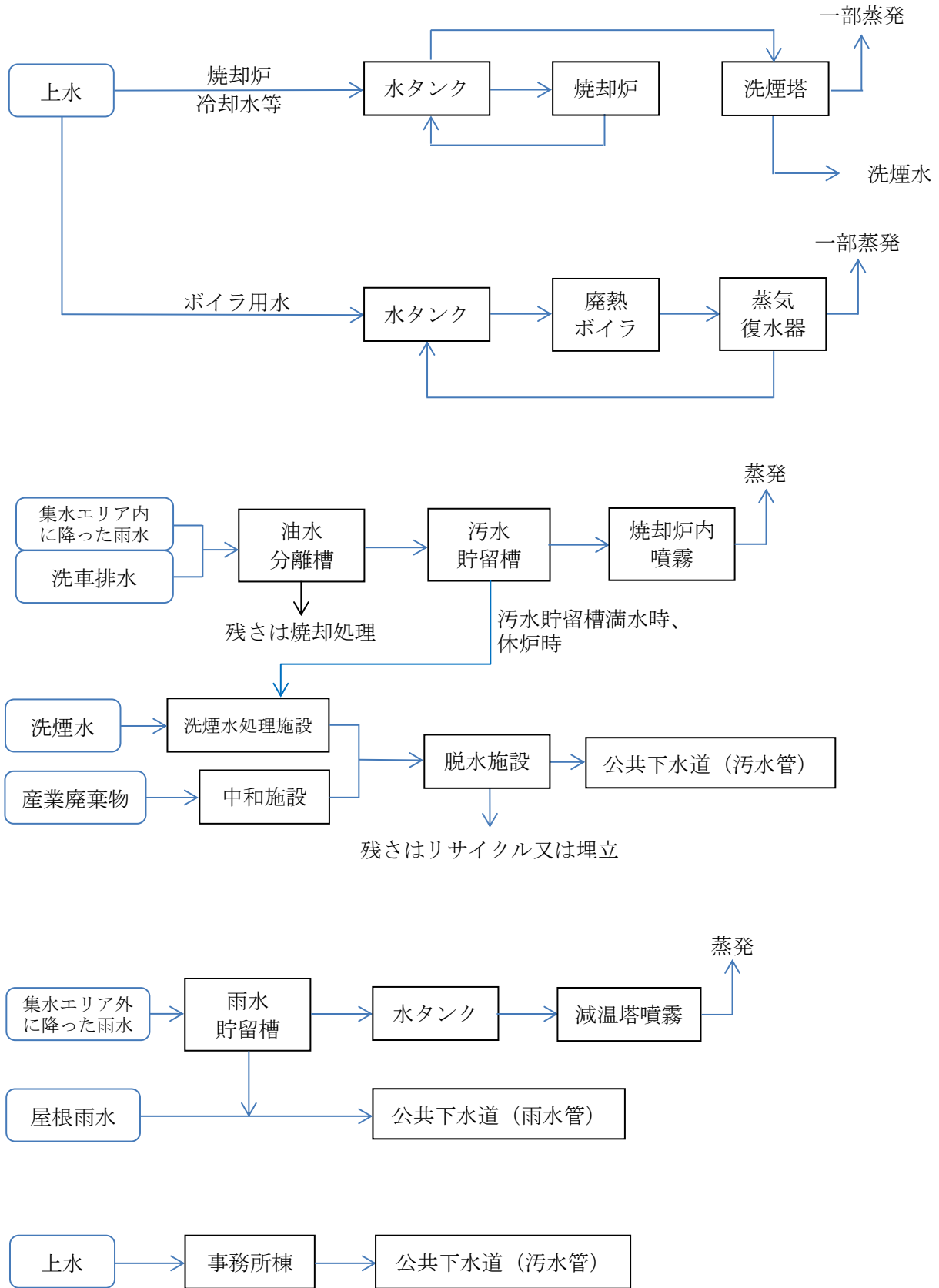


図 1-10 水利用計画

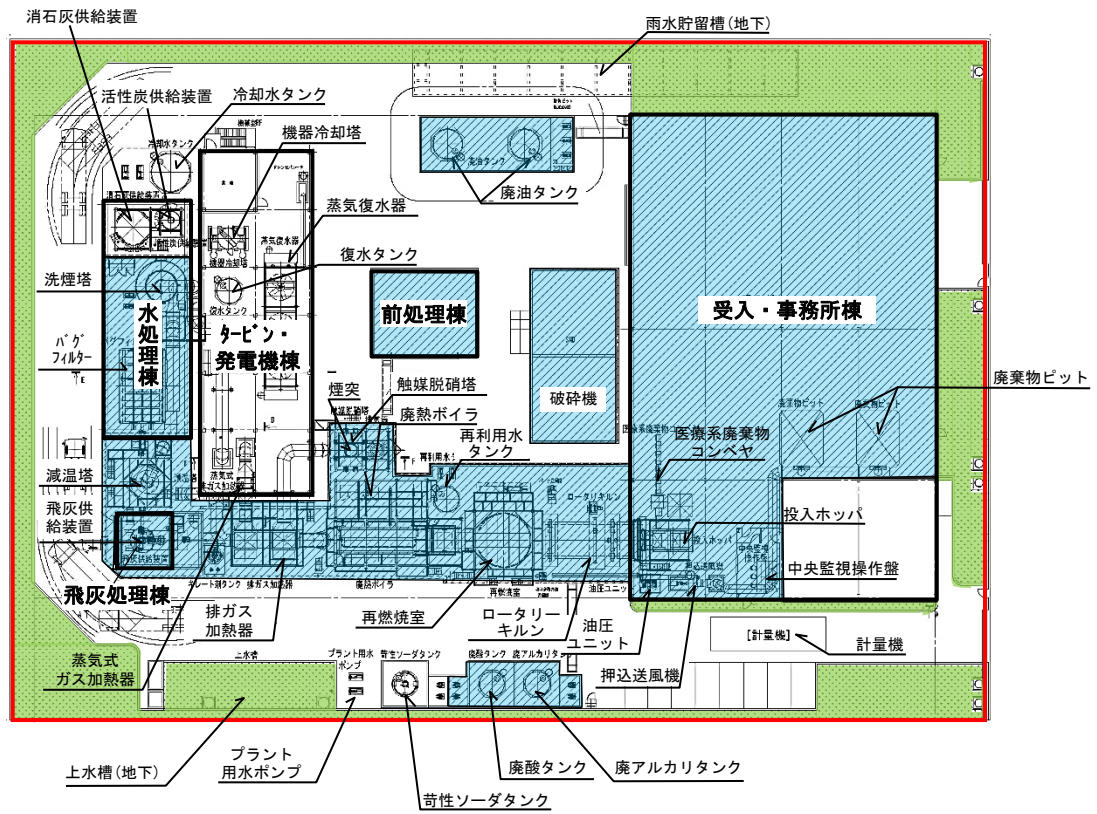


図 1-11 集水エリア

【凡例】

- : 計画地
- : 集水エリア内
- : 集水エリア外
- : 緑地



1 : 800



(6) 運転計画

本事業計画における運転計画は、表 1-7 に示すとおりです。

表 1-7 運転計画

項目	計画内容
運転時間	0 時～24 時
搬入受入時間	8 時 30 分～17 時 30 分
搬出時間	6 時～23 時
運転日数	330 日/年

(7) 緑化計画

計画地における緑地の配置は、図 1-3 に示すとおりです。

「緑の環境をつくり育てる条例第 9 条の施行に関する基準」により、計画地のある金沢地先埋立地再開発用地に 13%以上の緑化が定められていますが、本事業計画では、現存する約 945m²の緑地について配置の変更や植樹を行い、この用地に該当しない工場等に規定されている 15%以上の緑化率である約 1,106m² (15.2%) を確保します。

樹種等の選定は、京浜の森づくり事業の「協働緑化の取組」に示される「横浜京浜臨海部の自然植生」を参考に、耐風性や耐潮性を踏まえて検討します。

(8) 搬出入車両計画

本事業計画に伴う搬出入車両台数は表 1-8 に示すとおりで、平均搬入車両が 37 台/日、平均搬出車両が 9 台/日、合計 46 台/日と計画しています（最大については、繁忙期や休日の前日など、台数が増加する場合がありますため記載しています）。

搬出入車両ルートは図 1-12 に示すとおり、本事業計画地に最寄りの幹線道路である国道 357 号から計画地までを、反時計回りに通行する計画です。

表 1-8 搬出入車両計画

区分	車種	車両台数（片道台数）	
		平均	最大
搬入車両	10 t 車	20 台/日	25 台/日
	4 t 車	10 台/日	15 台/日
	2 t 車	7 台/日	10 台/日
	計	37 台/日	50 台/日
搬出車両	10 t 車	4 台/日	5 台/日
	4 t 車	4 台/日	6 台/日
	2 t 車	1 台/日	2 台/日
	計	9 台/日	13 台/日
合計		46 台/日	63 台/日

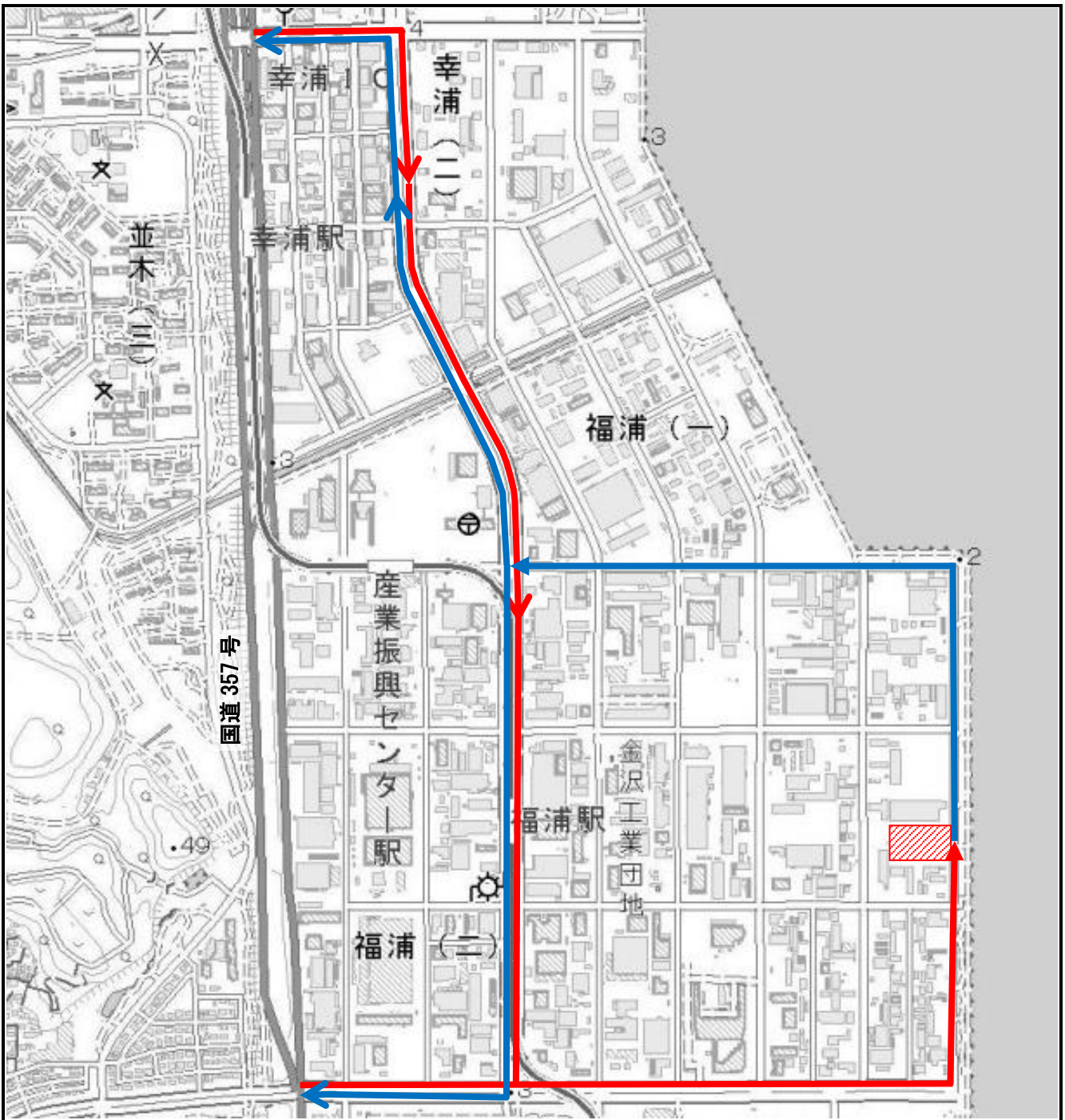




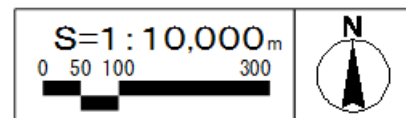
図1-12 搬出入車両ルート

【凡例】

 : 計画地

 : 搬入ルート

 : 搬出ルート



国土地理院 電子地形図 25000 を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

(9) 廃棄物処理計画

本事業計画の実施により排出する廃棄物は、以下のとおりです。

○焼却処理工程

燃え殻（主灰）とばいじん（飛灰）が発生しますが、ばいじんはキレート剤を添加し無害化します。燃え殻については分析にて埋立基準を超えないことを確認の上、ばいじんとともにリサイクルや埋立処分します。

○脱水処理工程

中和施設で処理した排水、脱水のみで受入れた廃棄物及び洗煙水処理施設で処理した排水は、脱水処理により脱水ケーキ（汚泥）となります。脱水ケーキ（汚泥）については、分析にて埋立基準を超えないことを確認の上、リサイクルや埋立処分をします。

○排出廃棄物の保管

本事業計画の実施により発生する燃え殻（主灰）、ばいじん（飛灰）、脱水ケーキ（汚泥）等の廃棄物は、鉄箱に貯留し、建屋内で保管することにより、雨風による飛散を防止します。

(10) 防災等に関する計画

【地震対策】

計画地は、既存資料（第2章 p87～89 参照）によると、「液状化の可能性が高い」と想定される地域となっていることから、液状化に関する調査を実施し、必要に応じた対策を行います。

焼却施設については、地震発生時に感震計による燃料緊急遮断を行い、安全に設備等を自動停止するようにします。

また、非常用電源を設置し、停電が発生しても焼却施設は安全に停止できるようにします。

【浸水対策】

計画地は、既存資料（第2章 p85～86 参照）によると、津波により 1.0m 未満の浸水深が、高潮では 0.3m 未満の浸水深が想定されています。

また、2019年の台風15号により発生した強風、高潮・高波災害の被害では、計画地における実測値として 0.8m の浸水深が確認されていますが、その後、東側の護岸が高さ 0.9m から 3.0m へ嵩上げされており、浸水の可能性は低減されています。

本事業計画における浸水対策として、受電設備や蒸気タービン、発電機、廃熱ボイラ、非常用発電機などの重要機器は、過去に記録された浸水深を考慮し、高さ 0.8m 以上に設置する計画とします。また受入・事務所棟の出入口や、シャッターには止水板等を設置可能な構造とし、廃棄物の流出を防止します。

【火災対策】

火災対策としては、消防法や横浜市火災予防条例等を遵守します。

新工場には感震計を設置し、緊急対応が必要な地震を検知した際に稼働機器を安全に停止するための安全装置の設置、安全パトロールによる予防措置を行い、火災に対する安全対策を実施します。

廃棄物の破砕に際しては、不活性ガスを充填した密閉型の破砕機で処理することにより、火災発生の可能性を低減します。

(11) 施工計画

施工計画の策定にあたり、以下に配慮します。

- ・建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型機械を使用します。
- ・建設機械の使用に当たっては、点検・整備を十分に行います。
- ・建設機械の運転は丁寧に行い、空ぶかし等を行いません。
- ・特定の日時に建設機械が集中しない稼働計画とします。
- ・特定の日時に工事用資材の搬入が集中しない資材搬入計画とします。
- ・資材等運搬車両の走行は、低速度走行を行い、また、空ぶかし等を行いません。
- ・大型資材等運搬車両は、朝夕の交通量の多い時間帯を避けて運行します。
- ・車両の出入り口には、必要に応じて交通誘導員を配置し、事故防止に努めます。
- ・解体の際は、法令等に基づいてアスベスト建材の有無の確認を行い、必要に応じた対処を行います。
- ・解体の際は、建屋の養生、囲い及び散水を行い、騒音の防止、粉じんの飛散防止、周辺道路の汚れ防止に努め、解体物の搬出時における飛散防止にも配慮します。
- ・問い合わせ窓口を現場に設け、苦情等が発生した場合は、迅速に対応を行います。
- ・工事関係者に対する上記の配慮事項に関する教育、指導、周知を徹底します。

(12) 事業スケジュール計画

事業スケジュール計画を表 1-9 に示します。横浜市環境影響評価条例の手続きや、関係行政との協議、手続き完了後に工事を着手します。令和 6 年の工事着手、令和 8 年の竣工及び供用開始を予定しています。

表 1-9 事業スケジュール計画

月数	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
建屋解体												
土木建設工事												
プラント工事												
試運転												

(13) 事業の背景及び計画立案の経緯

当社は横浜市金沢区幸浦において、昭和57年8月に既存施設を購入後、昭和58年2月より運転を開始し、以降39年間操業を続けています。

現工場において定期的な修理は実施していますが、約40年間稼働する間に老朽化が進み、効率も低下しているのが否めない状況となっています。

本事業計画においては、現工場（焼却施設、中和施設、脱水施設、油水分離施設）を廃止し、本事業計画地に最新の制御や機器を導入した新工場（焼却施設、中和施設、脱水施設、破碎施設）を新設(スクラップアンドビルド)することにより、

- 乾式（バグフィルター）に加え、より反応効率が良い湿式の排ガス処理設備（洗煙塔）を設置することにより、環境に与える負荷を低減すること。

- 廃熱エネルギーを回収・発電し、自家消費電力の5～8割程度を賄うこと。

- 人員の確保や育成に努めること。

以上を実践し、徹底した循環型社会構築の実現を目指す考えのもと、新工場の計画立案に至りました。

(14) 環境影響の回避・低減の考え方

本事業計画においては、廃棄物を単純に焼却するばかりでなく、廃熱による発電(約650kW)を行うことにより工場内で使用する電力を賄うことや、従業員の通勤における公共交通機関の利用を推奨することで、二酸化炭素の発生量の削減を行います。

また焼却施設は、バグフィルターやアンモニアガス噴霧による触媒脱硝塔に加え、洗煙塔を設置することにより、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ばいじん、水銀及びダイオキシン類の排出量を極力低減します。また、中和施設や脱水施設においても適切な処理を行うことで、排水中に含まれる規制対象物質の排出量を極力低減します。

近隣の生活環境にも配慮し、敷地内には条例に規定される以上の緑地面積を確保するほか、煙突及び受入・事務所棟の形状・色彩等については周辺環境との調和を検討するなど、景観等の環境へ配慮した計画とします。

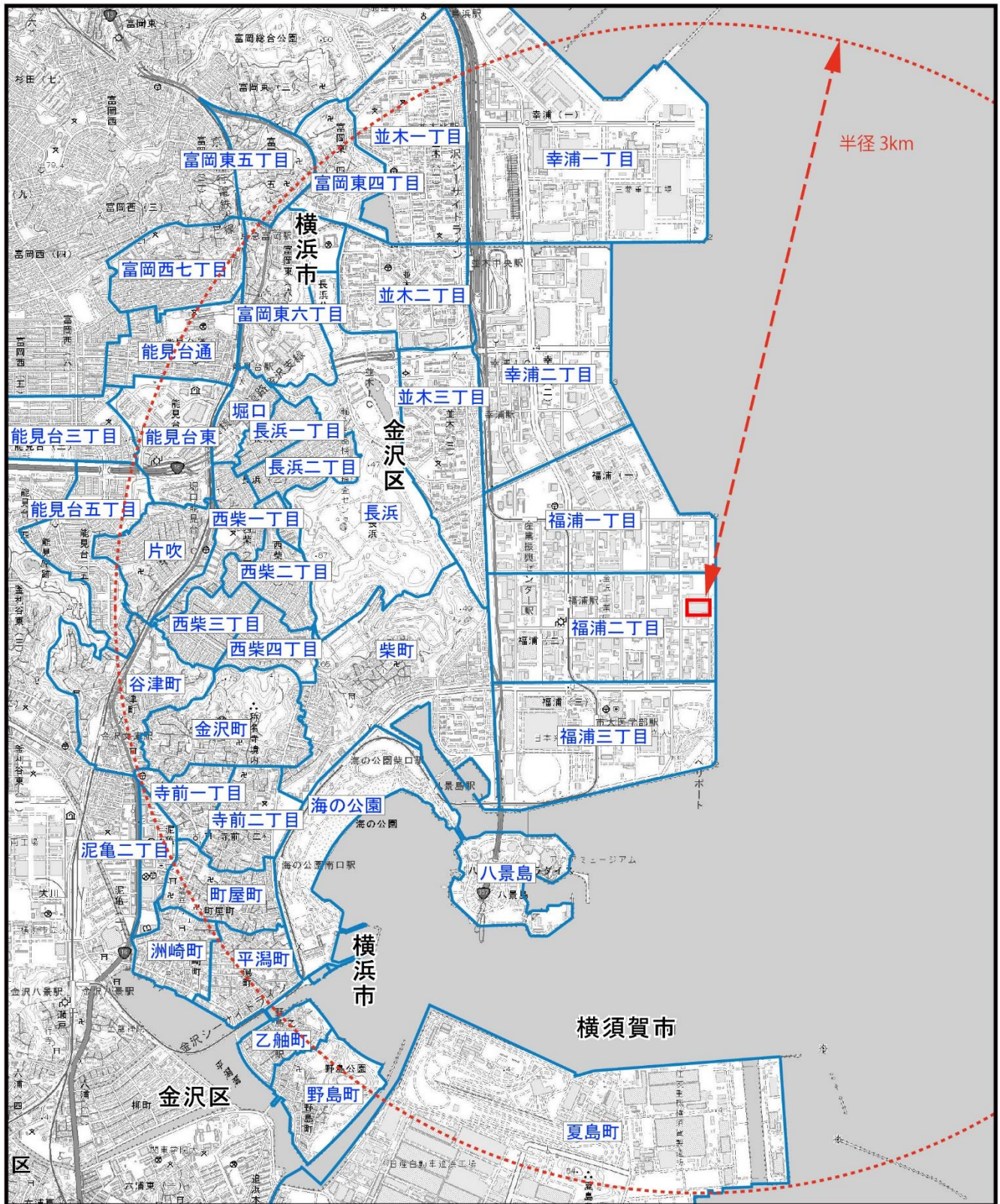
第2章 地域の概況及び地域特性

第2章 地域の概況及び地域特性

2.1 調査対象地域等の設定

計画地及びその周辺地域における環境に関する情報を収集し、地域特性の把握に努めました。

地域の概況及び地域特性の調査対象地域は、供用時における施設の稼働による大気質の影響など、本事業の実施に伴い環境に影響が生じると想定される範囲を考慮し、図 2-1 に示すとおり計画地より概ね半径 3km の範囲を基本としました。また、統計資料等による調査項目については、横浜市金沢区を調査地域としました。



<p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 計画地 - - - 調査対象地域 — 町丁界 	<p>Scale 1:30,000</p> <p>0 300 600 1,200m</p>
<p>図 2-1 調査対象地域</p>	

国土地理院 電子地形図 25000 を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

2.2 地域の概況

(1) 気象の状況

横浜地方気象台（横浜市中区山手町 99）の気象状況（令和 3 年）は、表 2-1 に示すとおりです。また、計画地に最も近い一般環境大気測定局である金沢区長浜測定局における令和 3 年の風配図は、図 2-2 に示すとおりです。

令和 3 年における横浜地方気象台での気象状況は、年平均気温が 17.0℃、月平均気温は、最高が 8 月の 27.5℃、最低が 1 月の 6.2℃、年平均湿度は 68%、月平均湿度の最高が 7 月の 82%、最低が 2 月の 48%、年間の最多風向は北、平均風速は 3.5m/s、降水総量は 2,056.5mm となっています。

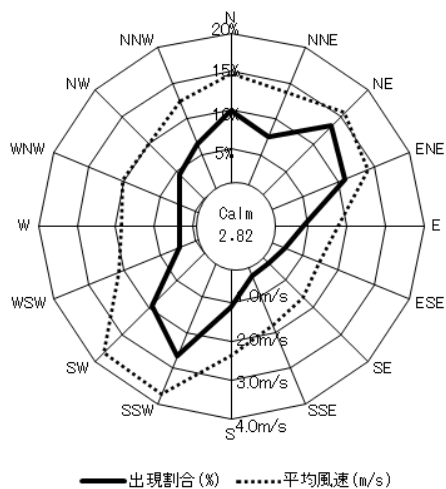
金沢区長浜測定局での最多風向は、南南西及び北東となっており、次いで東北東となっています。

表 2-1 気象状況（横浜地方気象台、令和 3 年）

項目	年間	令和3年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	17.0	6.2	9.1	13.2	15.2	19.6	22.7	26.0	27.5	22.6	18.7	14.3	8.8
最高気温 (°C)	35.1	18.1	21.9	23.1	26.1	28.3	30.4	34.2	35.1	32.0	29.2	21.9	20.4
最低気温 (°C)	-0.8	-0.8	0.5	4.3	7.4	11.8	16.5	20.0	19.0	17.3	9.3	5.2	-0.7
平均湿度 (%)	68	56	48	62	60	73	76	82	79	80	74	63	57
平均風速 (m/s)	3.5	3.3	4.0	3.9	3.7	3.9	2.9	2.7	3.7	3.2	3.6	3.3	3.6
最多風向	北)	北	北	北	北	南西	南南東	南	南南西	北	北	北)	北
日照時間 (h)	2215.8	185.3	227.4	191.1	218.5	162.6	148.5	189.5	191.7	115.2	171.0	208.7	206.3
日照率 (%)	50	60	75	52	56	38	34	43	46	31	49	68	68
降水総量 (mm)	2056.5	46.5	97.5	219.0	155.5	113.5	113.5	368.0	274.0	197.5	209.5	127.5	134.5

注))は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている値です。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧）



出典：「大気環境月報」
（横浜市環境創造局 環境監視センター
ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧）

図 2-2 風配図（金沢区長浜測定局、令和 3 年）

(2) 地形、地質、地盤の状況

調査対象地域の地形の状況は、図 2-3 に示すとおりです。

計画地を含む臨海部の埋立地は、標高が約 4m の平坦な地形となっています。沿岸部の埋立ての変遷は、図 2-4 に示すとおりです。

調査対象地域の軟弱地盤の分布状況は、図 2-5 に示すとおりです。宮川、侍従川及びその河口周辺に軟弱地盤が存在しています。また、計画地より北西側地域の地盤も軟弱地盤となっています。計画地の地盤は、軟弱層厚が 0～5m となっています。

(3) 水循環の状況

調査対象地域の海域及び河川の状況は、表 2-2 及び図 2-6 に示すとおりです。

計画地の道路を挟んだ東側は、東京湾に面しています。

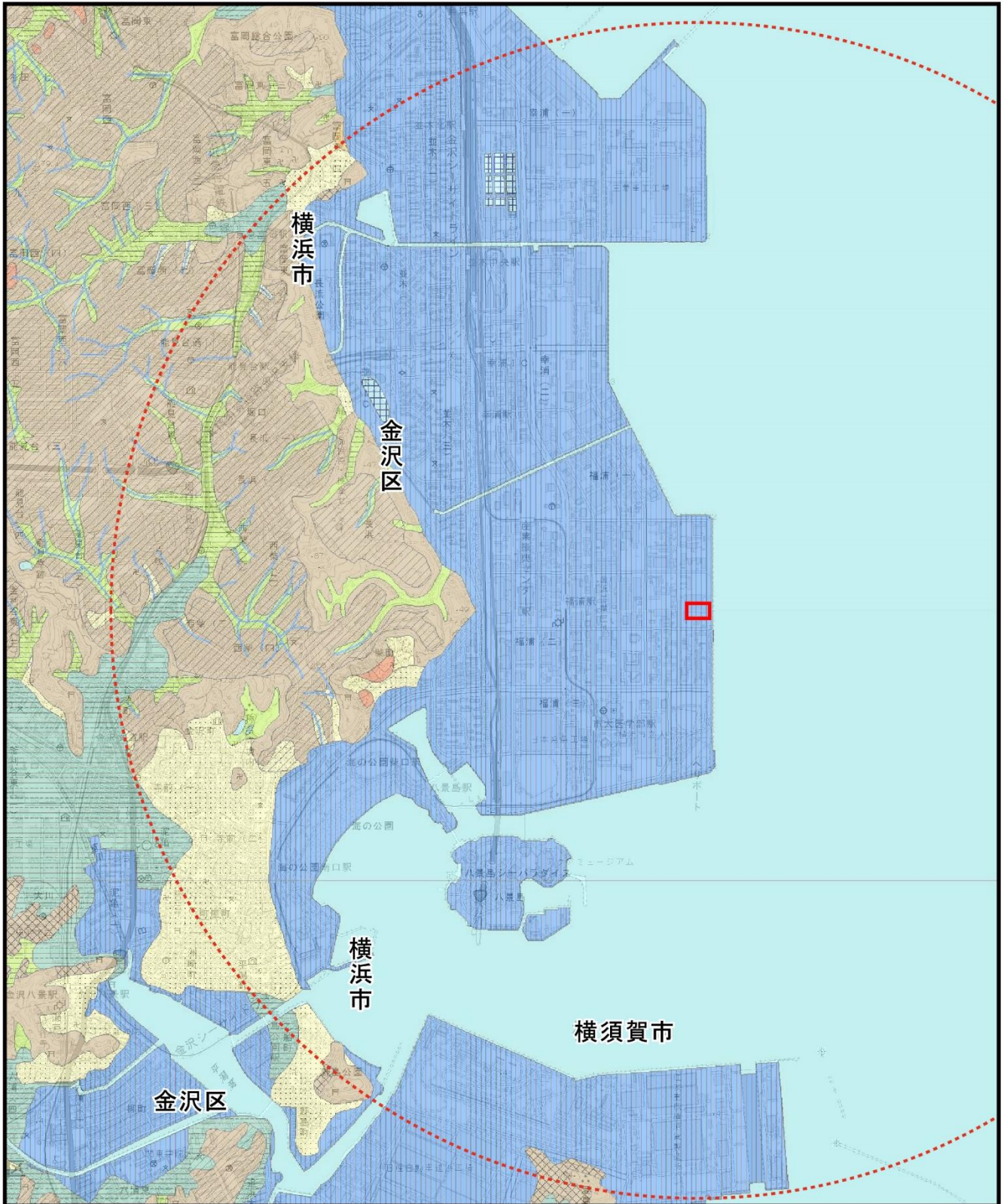
調査対象地域内に主要な河川は存在しませんが、調査対象地域周辺の主要な河川として、計画地南西側を宮川及び侍従川が流れています。

表 2-2 河川の状況

河川区分	水系名	河川名	延長
二級河川	宮川	宮川	2,040m
二級河川	侍従川	侍従川	2,620m

出典：「横浜市を流れる河川一覧」

(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)



凡例

□ 計画地
(人口地形)

▨ 宅地等

▨ 盛土地

▨ 埋立地

▨ 切土地

▨ 人口水面

--- 調査対象地域
(自然地形)

▨ 山地斜面等

▨ 麓斜面及び崖錐

▨ 砂礫台地
(完新世段丘)

▨ ローム台地
(更新世段丘)

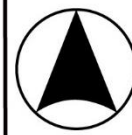
▨ 谷底低地

▨ 三角州・海岸低地

▨ 砂州・砂堆
(礫州・礫堆)

▨ 現水地

▨ 旧水部



Scale 1:30,000

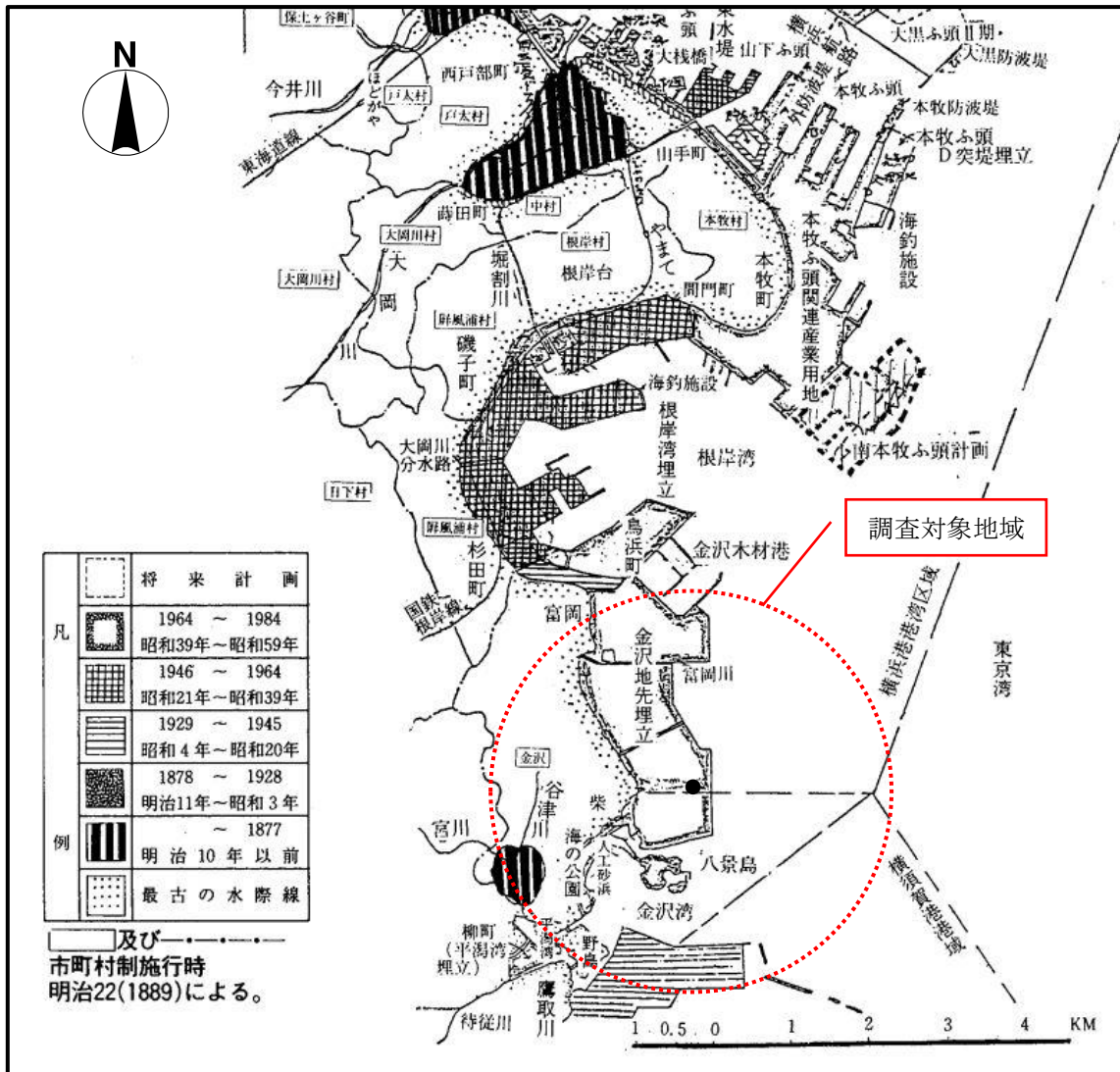
0 300 600 1,200m



図 2-3 地形の状況

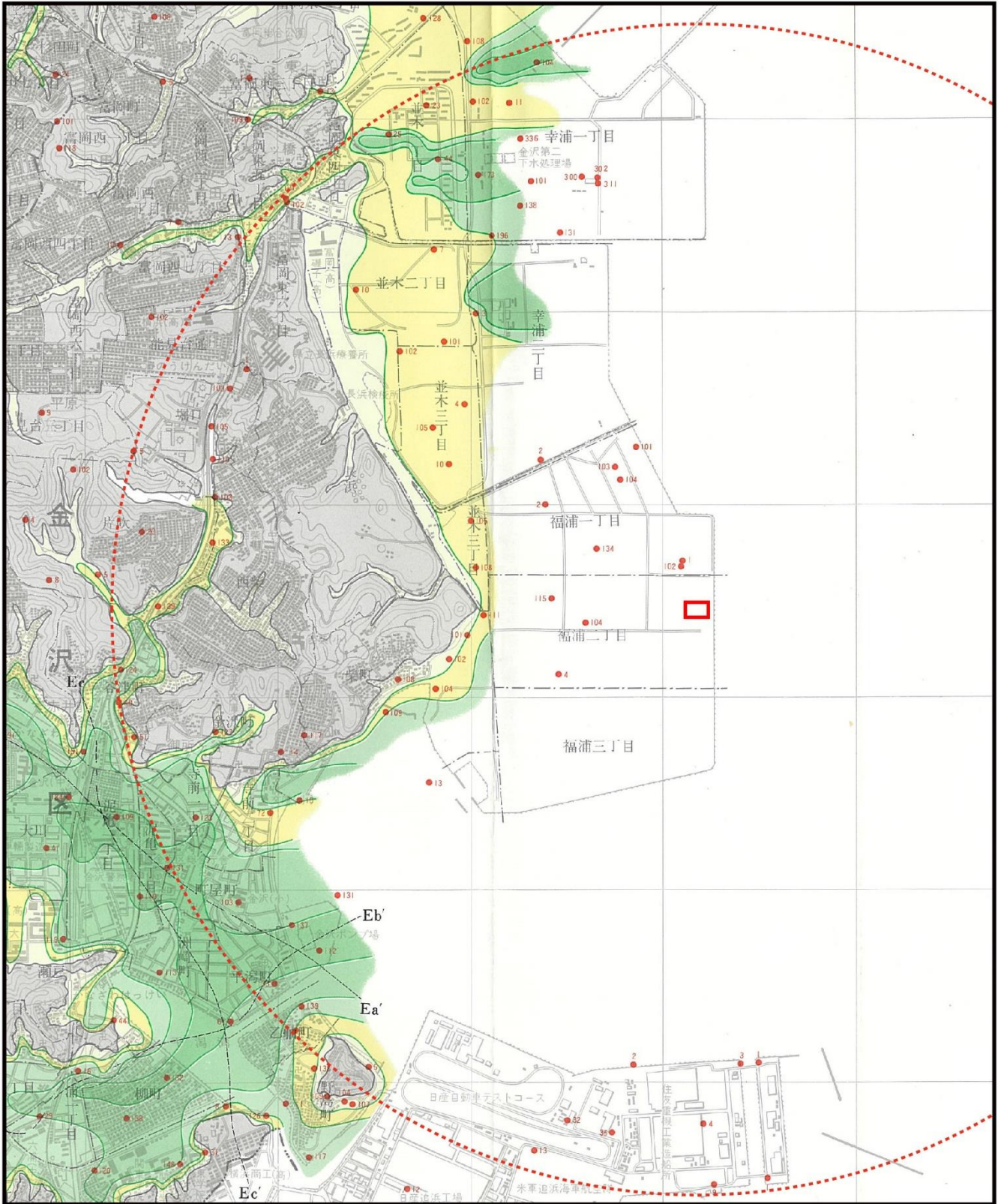
出典：「土地分類基本調査図 地形分類図(横浜・東京西南部・東京東南部・木更津 平成3年)、(横須賀・三崎 昭和61年)」(国土交通省ホームページ 令和4年10月 閲覧)

国土地理院 電子地形図 25000 を使用し、計画地等の情報を加筆して作成



出典：「調査季報 98号」（横浜市政策局政策課ホームページ 令和4年10月 閲覧）

図 2-4 横浜市の埋立変遷図



凡例

- 計画地
- 0～5 m
- 5～10 m
- 10～20 m
- 20～30 m
- 30～40 m

- 調査対象地域
- ボーリング地点
- 丘陵地及び台地面



Scale 1:30,000



図 2-5

軟弱地盤の分布状況

出典：「横浜市地盤図集」（横浜市 平成8年3月）



東京湾

凡例

- 計画地
- 調査対象地域
- 二級河川



Scale 1:30,000



図 2-6

海域及び河川の状況

出典：「横浜の川」（横浜市道路局河川部河川計画課 平成30年3月）

国土地理院 電子地形図 25000 を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

(4) 植物、動物の状況

調査対象地域の現存植生は、図 2-7 に示すとおりです。計画地の西側約 1km までは、埋立地に立地した工業地帯であり、残存・植栽樹群を持った公園、墓地等が点在している他、自然植生は存在しません。

森林等の状況は、図 2-8 に示すとおりです。計画地の北西側 2～3km の場所には森林法に基づき「神奈川地域森林計画」及び「横浜市森林整備計画」により指定された「地域森林計画対象民有林」が存在しており、横浜市天然記念物の富岡八幡宮の社叢林も含まれています。また、調査対象地域には、「自然環境保全基礎調査」により選定された「特定植物群落」や「巨樹・巨木」は存在しませんが、表 2-3 に示す横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」が存在します。

自然的土地利用の状況は、図 2-9 に示すとおりです。計画地の西側 1～3km の場所には山林が点在しています。

また、計画地においては、現状で約 945m² の緑地が残存しており、主に敷地の北側に沿って樹高 3m 程度の樹木が植栽されています。

「第 1 回～第 7 回 自然環境保全基礎調査 (昭和 48 年～平成 22 年実施 環境庁(環境省))」によれば、計画地及びその周辺において、貴重な植物及び動物種は報告されていません。

なお調査対象地域内では、図 2-10 に示すとおり、「称名寺市民の森」と「長浜公園」が鳥獣保護区として登録されています。

表 2-3 名木古木の状況

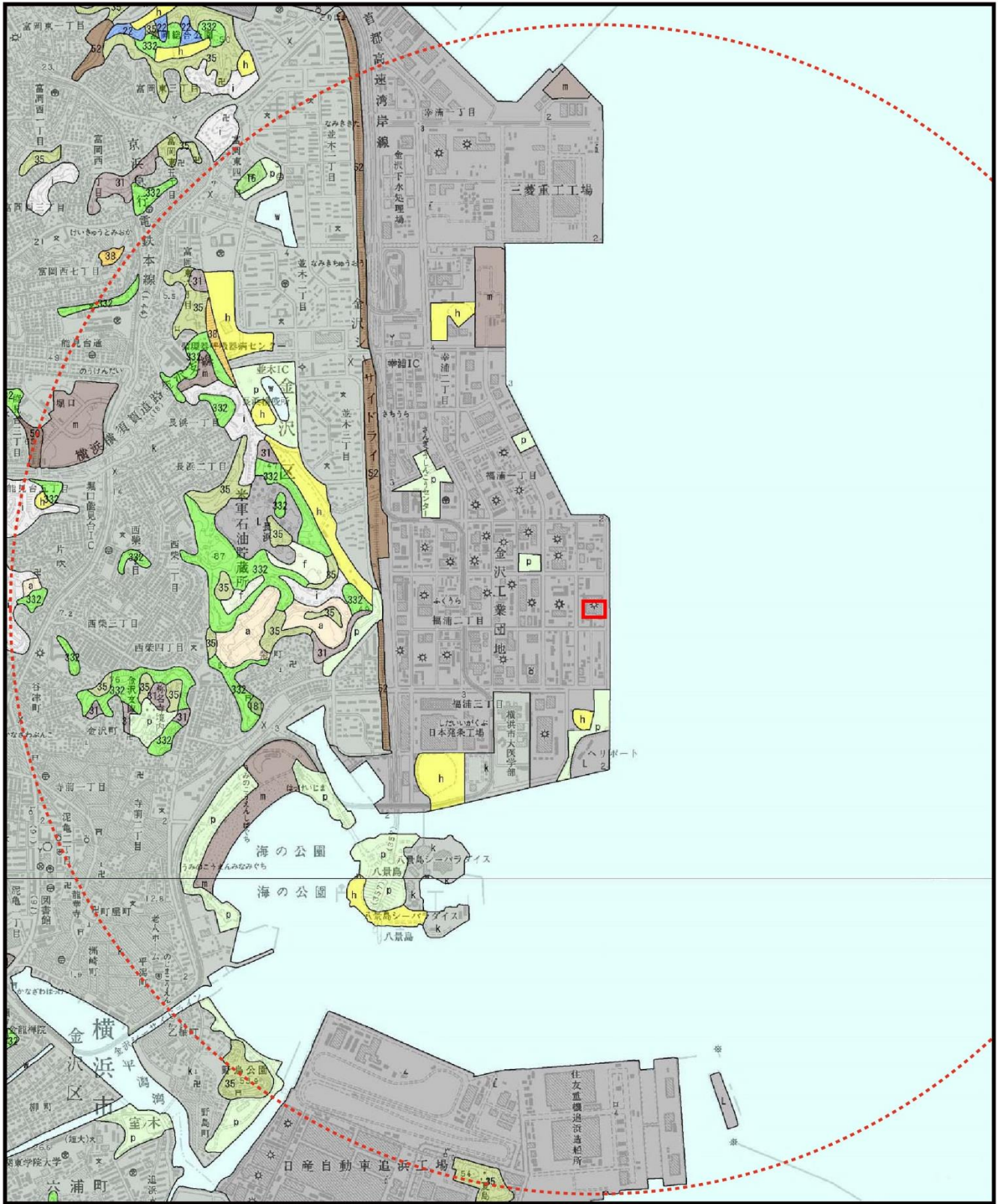
番号	指定番号	所在地	樹種	樹齢 (年)	群指定	備考
1	48141	金沢区金沢町 212	イチョウ	550		称名寺
2	48142			550		
3	48143			550		
4	48144			550		
5	48145		ケヤキ	350		
6	48146		マキ	450		
7	50050		タブノキ	330		
8	50051			330		
9	50052		ケヤキ	180		
10	50053			180		
11	50055		カヤ	280		
12	50056			280		
13	50057	金沢区柴町 41	タブノキ	180	群 5 本	熊野神社
14	50058		スタジイ	230	群 6 本	
15	50062		シラカシ	230		
16	50063		クスノキ	230		
17	200924	金沢区富岡東 4-8-5	タブノキ	不明		

出典：「名木古木に指定されている樹木一覧」

(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)

(5) 農地の状況

「横浜市土地利用のあらまし」によると、図 2-9 に示すとおり計画地の西側 1～2km の場所には農地が点在しています。このうち金沢区柴町にある「柴農業専用区域」は、金沢区で唯一の農業専用区域となっています。



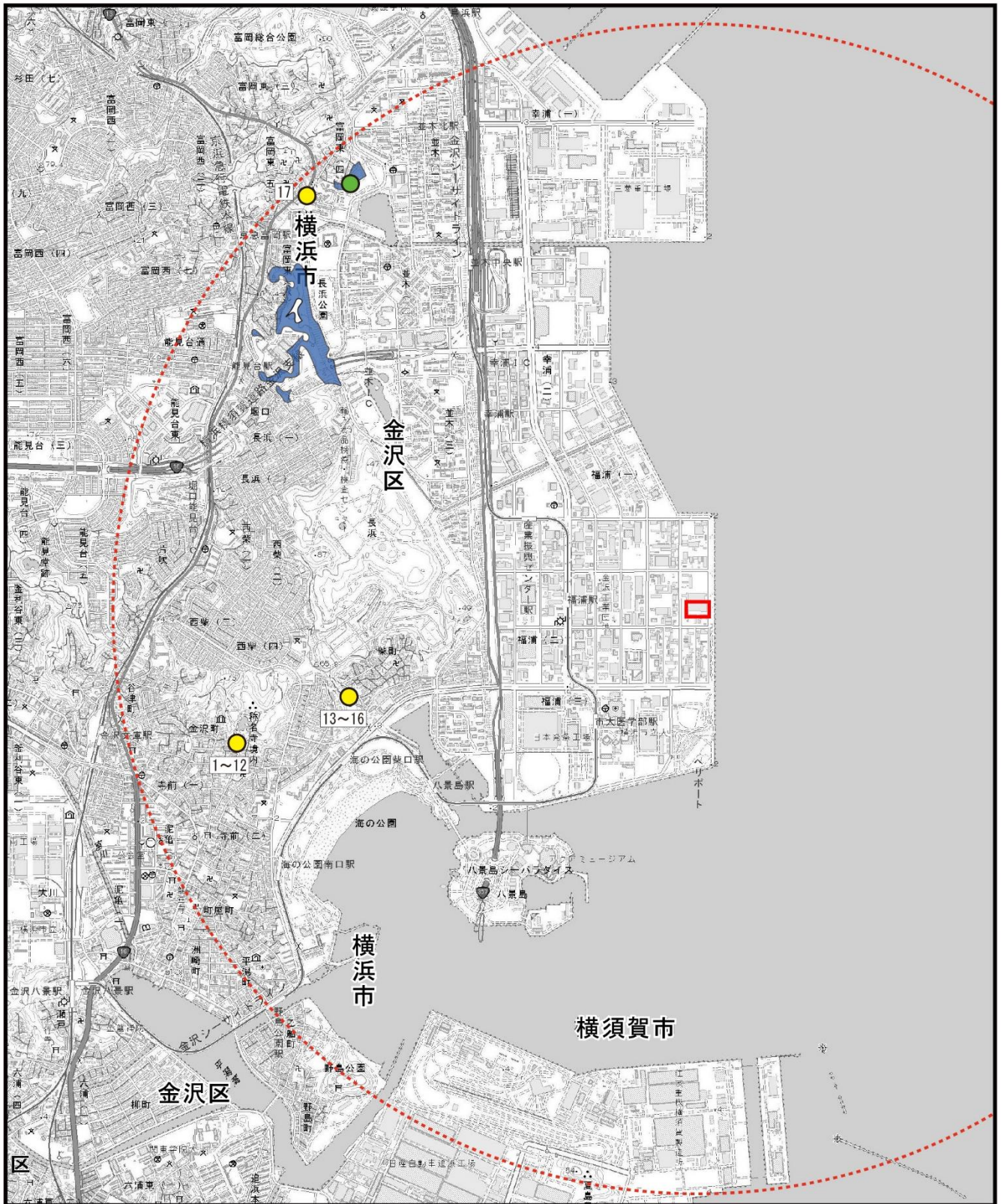
凡例

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 計画地 ■ 15 ヤブコウジースダジイ群集 ■ 16 ホソバカナワラビースダジイ群集 ■ 181 イノデタブノキ群集 ■ 22 ケヤキ群落 (VI) ■ 30 マサキートベラ群集 ■ 31 シイ・カシニ次林 ■ 332 オニシバリーコナラ群集 ■ 35 アカメガシワーカラスザンショウ群落 ■ 38 低木群落 ■ 50 クロマツ植林 | <ul style="list-style-type: none"> --- 調査対象地域 ■ 52 その他植林 ■ h ゴルフ場・芝地 ■ f 路傍・空地雑草群落 ■ a 畑雑草群落 ■ k 市街地 ■ i 緑の多い住宅地 ■ p 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 ■ L 工場地帯 ■ m 造成地 ■ w 開放水域 |
|--|---|



図 2-7 現存植生図

出典：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査 本牧、横須賀」
 (環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和4年10月 閲覧)



凡 例

- 計画地
- 調査対象地域
- 地域森林計画対象民有林
- 富岡八幡宮の社叢林
- 名木古木

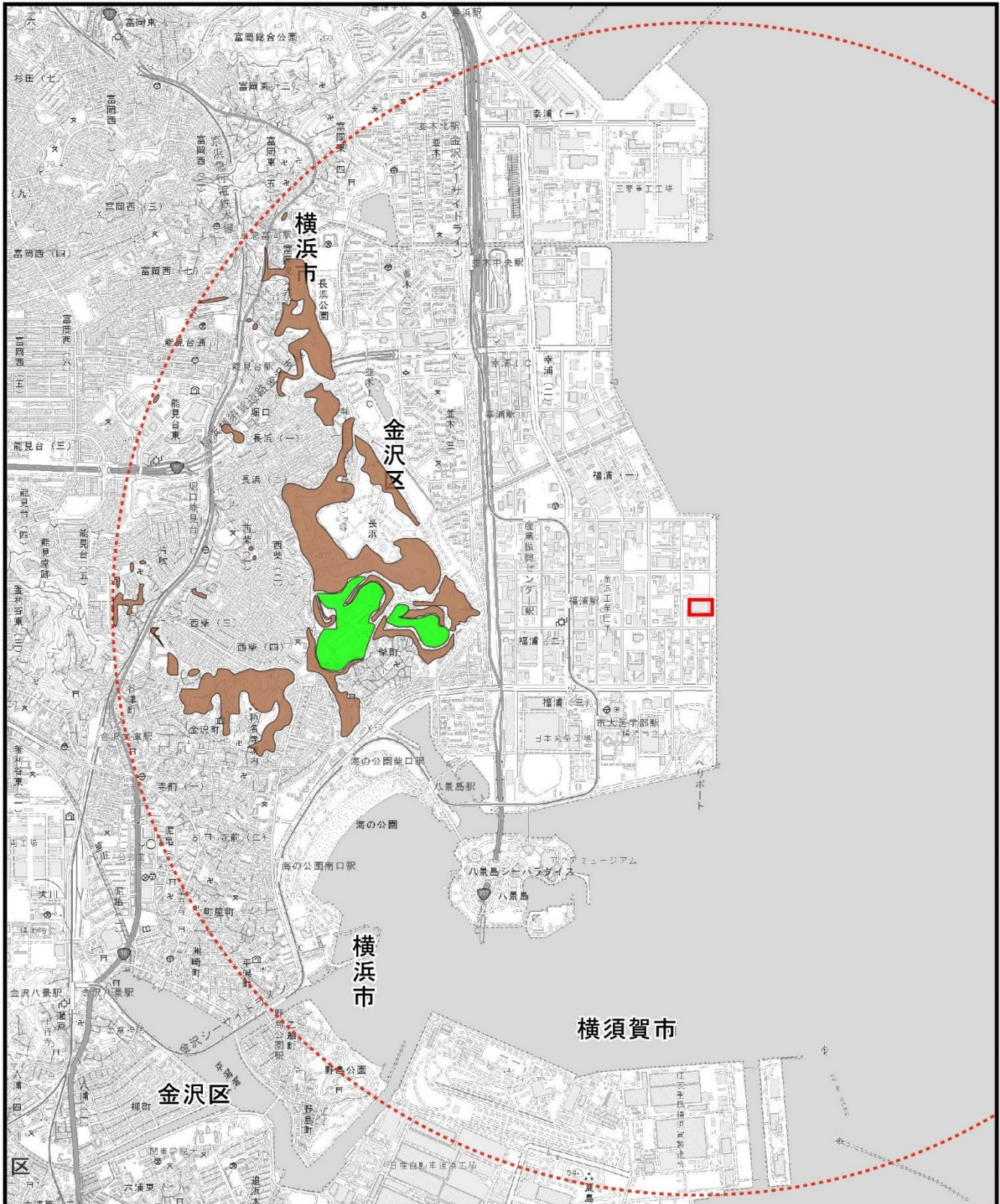


Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m

出典：「横浜市森林整備計画」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）
 「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年11月）
 「名木古木に指定されている樹木一覧」（横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧）

図 2-8 森林等の状況



凡 例

- 計画地
- 調査対象地域
- 農地
- 山林



Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m

図 2-9 自然的土地利用の状況

出典：「横浜市土地利用のあらまし 平成26・27年度」
(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)

国土地理院 電子地形図 25000 を使用し、計画地等の情報を加筆して作成



凡例

- 計画地
- 調査対象地域
- 鳥獣保護区



Scale 1:30,000



図2-10 鳥獣保護区位置図

出典：「令和4年度鳥獣保護区等位置図」（神奈川県 令和4年10月）

国土地理院 電子地形図 25000 を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

(6) 人口、産業の状況

ア 人口

調査地域における人口及び世帯数は、表 2-4 に示すとおりです。

横浜市金沢区の人口は、195,573 人、世帯数は 94,322 世帯となっています。

表 2-4 人口及び世帯数（横浜市金沢区）

区分 (令和 4 年 8 月 31 日現在)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
横浜市金沢区	195,573	94,322

出典：「横浜市統計情報ポータル 令和 4(2022)年 町丁別人口（住民基本台帳による）」
(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)

イ 産 業

調査地域における事業所数及び従業者数は、表 2-5 に示すとおりです。

横浜市金沢区の事業所数は、5,226 事業所、従業者数は 78,633 人となっています。業種別で最も事業所数が多いのは卸売・小売業、従業者数が最も多いのは製造業となっています。

表 2-5 産業大分類別事業所数、従業者数（平成 28 年）

分類 (産業大分類)	横浜市		金沢区	
	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)
農業, 林業	163	1,403	10	63
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	10,713	89,498	375	2,840
製造業	6,271	131,338	413	18,443
電気・ガス・熱供給・水道業	49	3,234	5	93
情報通信業	1,979	65,952	46	170
運輸業, 郵便業	3,212	90,846	221	7,034
卸売業, 小売業	26,784	294,029	1,308	14,081
金融業, 保険業	1,694	33,663	51	776
不動産業, 物品賃貸業	10,285	51,368	463	1,672
学術研究, 専門・技術サービス業	6,116	67,125	197	2,441
宿泊業, 飲食サービス業	14,426	147,486	507	4,721
生活関連サービス業, 娯楽業	9,481	62,414	469	2,455
教育, 学習支援業	4,549	61,771	218	5,169
医療, 福祉	12,151	220,968	626	13,512
複合サービス事業	379	5,097	31	256
サービス業 (他に分類されないもの)	6,678	149,782	286	4,907
合計	114,930	1,475,974	5,226	78,633

出典：「横浜市統計書 第3章 事業所」（横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧）

(7) 土地利用状況

調査対象地域及びその周辺における用途地域の指定状況は、表2-6及び図2-11に示すとおりです。

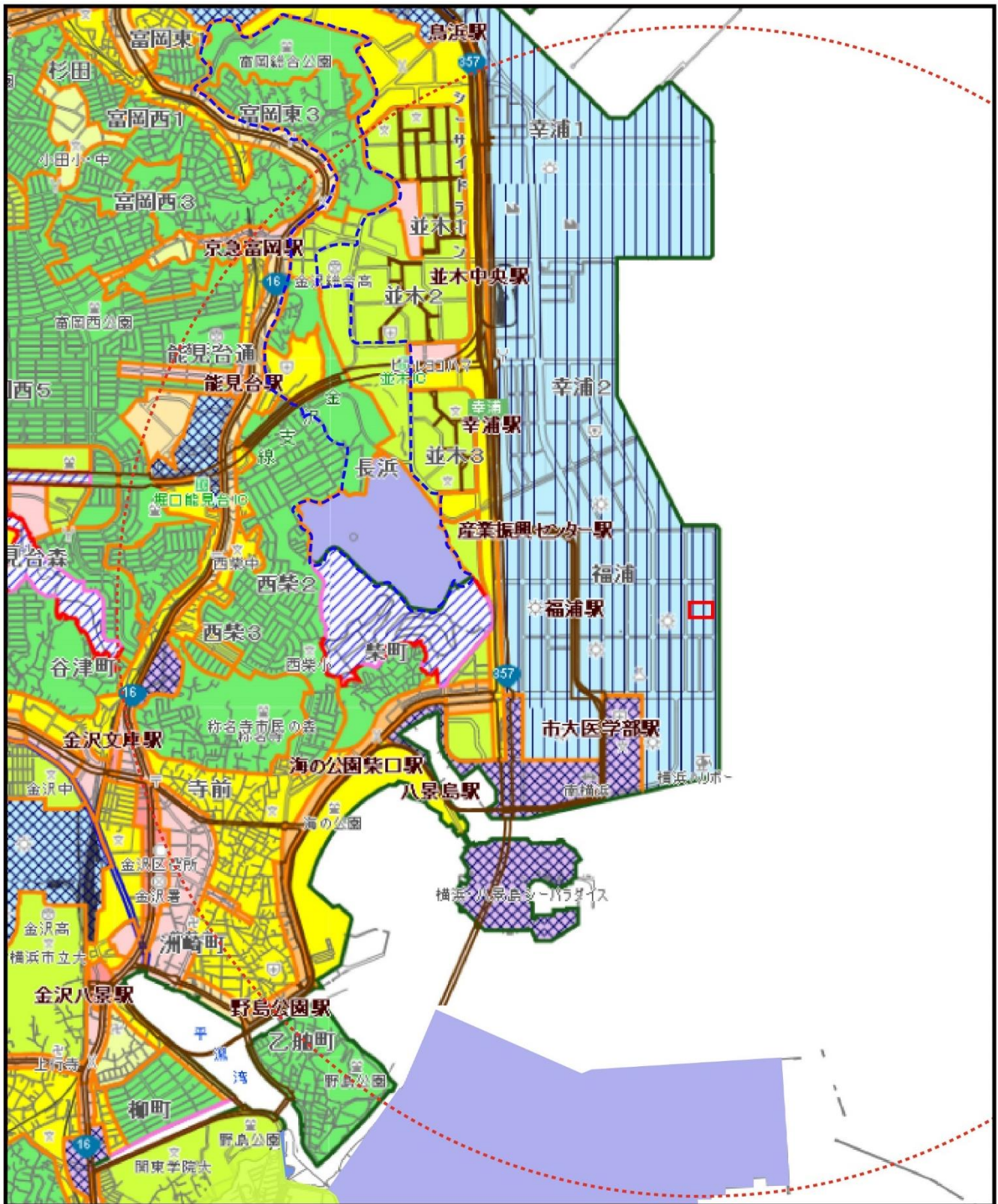
計画地及びその周辺は、そのほとんどが工業地域に指定されており、国道357号をはさんだ西側の地域は、主に住居系の用途地域の他、市街化調整区域、工業専用地域などに指定されています。また、横須賀市夏島町の調査対象地域は、工業専用地域に指定されています。

計画地の周囲は、三方を他社の工場や事業所に囲まれています。道路を挟んだ東側は東京湾に面しており、海岸線に沿って高さ3mの護岸が整備されています。

表 2-6 計画地の土地利用規制状況

都市計画区域	建ぺい率	容積率
工業地域	60%	200%

出典：「横浜市行政地図情報提供システム i マッパー」（横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧）



凡例

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 計画地 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 | <ul style="list-style-type: none"> 調査対象地域 商業地域（第7種高度地区） 準工業地域 準工業地域（第5種高度地区） 工業地域（第5種高度地区） 工業地域（第7種高度地区） 工業専用地域 市街化調整区域 風致地区 |
|--|--|



Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m

図 2-11

用途地域の指定状況

出典：「横浜市行政地図情報提供システム iマッピ」
 (横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)
 「よこすか わが街ガイド」(横須賀市ホームページ 令和4年10月 閲覧)

(8) 交通、運輸の状況

ア 道路交通

調査対象地域の主要道路は、図 2-12 に示すとおりです。

調査対象地域の主要道路としては、国道 357 号が計画地の西側を南北方向に通過しています。また、国道 357 号よりさらに西側を国道 16 号が南北方向に通過しています。その他、計画地の北西側には首都高速湾岸線とそれに続く国道 16 号（横浜横須賀道路）が通過しています。

調査対象地域の道路交通センサス調査地点は、上記主要道路他の各路線にあり、主な路線の交通量及び大型車混入率は表 2-7 に示すとおりです。

平成 27 年度の調査結果をみると、国道 357 号（地点番号 24040）については、交通量が 30,528 台/12 時間、大型車混入率が 31.5%、首都高速湾岸線（地点番号 5060）については、交通量が 19,996 台/12 時間、大型車混入率が 16.3%となっています。また、国道 16 号（地点番号 13040）については、交通量が 15,565 台/12 時間、大型車混入率が 7.3%、国道 16 号（横浜横須賀道路）（地点番号 13220）については、交通量が 17,485 台/12 時間、大型車混入率が 20.3%となっています。

イ 鉄道

調査対象地域の鉄道は、図 2-12 に示すとおりです。

調査対象地域の鉄道は、金沢シーサイドラインが計画地の西側を南北方向に通過しています。計画地の最寄り駅は、福浦駅となっています。

表 2-7 道路交通センサス調査結果（平日）

地点 番号	種別	道路名	年 度	観測地点	12 時間 交通量 (台/12 時間)	12 時間 大型車 混入率 (%)	24 時間 交通量 (台/24 時間)
5060	高速 道路	高速湾岸線	17	金沢区鳥浜町	34,282	28.3	48,630
			22	金沢区幸浦 1	22,665	10.8	30,798
			27	幸浦 IC～杉田 IC	19,996	16.3	27,268
5070	高速 道路	高速湾岸線	17	金沢区鳥浜町	34,282	28.3	48,630
			22	金沢区並木 2	11,046	9.1	15,267
			27	金沢支線～ 幸浦 IC	9,753	10.5	13,617
13040	一般 国道	国道 16 号	17	金沢区堀口 88	16,411	9.3	25,247
			22	磯子区杉田 5-18	14,902	17.1	22,949
			27	金沢区能見台通 2	15,565	7.3	21,742
13220	一般 国道	国道 16 号 (横浜横須賀 道路)	17	堀口能見台 IC～ 並木 IC	19,237	16.3	26,389
			22	堀口能見台 IC～ 並木 IC	17,576	24.4	23,484
			27	金沢区能見台東	17,485	20.3	23,351
24040	一般 国道	国道 357 号	17	金沢区鳥浜 17	34,360	34.3	49,832
			22	磯子区杉田 5-22	25,499	35.5	36,974
			27	磯子区杉田 5-32-25	30,528	31.5	44,266

注) 地点番号は平成 27 年度調査の番号です

出典：「平成 17 年度全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査集計表」

「平成 22 年度全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査集計表」

「平成 27 年度全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査集計表」

(国交省ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)



凡例

- 計画地
- 調査対象地域
- 観測地点 (数字は地点番号)
- 鉄道
- 高速道路
- 一般国道



Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m



図 2-12 主要道路及び鉄道

出典：「平成27年度全国道路交通情勢調査(道路交通センサス) 一般交通量調査集計表」(国交省ホームページ 令和4年10月 閲覧)

国土地理院 電子地形図 25000 を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

(9) 公共施設等の状況

ア 教育施設、福祉施設、病院等

調査対象地域の主な教育施設、福祉施設、病院等は、表 2-8(1)～(3)及び図 2-13 に示すとおりです。

計画地から南西約 800m の位置に、横浜市立大学医学部、横浜市立大学附属病院及び浦舟特別支援学校があります。また、北西約 1,500m の位置に、しののめ並木保育園及び並木第四小学校があります。

表 2-8(1) 主な教育施設、福祉施設、病院等

番号	区分	施設名	所在地
1	保育園・幼稚園	並木幼稚園	金沢区並木 1-10-2
2		並木第二保育園	金沢区並木 1-23-6
3		こすもす幼稚園	金沢区富岡東 4-5-45
4		わらべシーサイド保育園	金沢区富岡東 4-13-4
5		あい保育園富岡東	金沢区富岡東 6-3-10
6		ちやいれっく並木二丁目保育室	金沢区並木 2-3-1
7		フレンド幼稚園	金沢区並木 2-3-2
8		ピアレ横浜スマイル保育園	金沢区並木 2-13-2
9		マミングステーション	金沢区能見台通 1-5
10		アイン能見台駅前保育園	金沢区能見台通 2-6
11		しののめ並木保育園	金沢区並木 3-9-1
12		きらら保育園	金沢区能見台東 2-3
13		YMCA マナ保育園	金沢区能見台東 1-1
14		金沢びよっこ保育園	金沢区堀口 19-3
15		西柴保育園	金沢区西柴 3-31-1
16		文庫幼稚園	金沢区西柴 4-24-1
17		スターチャイルド 《金沢文庫ナーサリー》	金沢区谷津町 35
18		天使幼稚園	金沢区金沢町 48
19		しののめ保育園	金沢区寺前 1-8-28
20		金沢大道幼稚園	金沢区町屋町 2-2
21		金沢愛児園	金沢区町屋町 16-23
22		わかくさ保育園	金沢区平潟町 12-1
23		聖星保育園	金沢区平潟町 17-1

出典：「金沢区区民生活マップ」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)

表 2-8(2) 主な教育施設、福祉施設、病院等

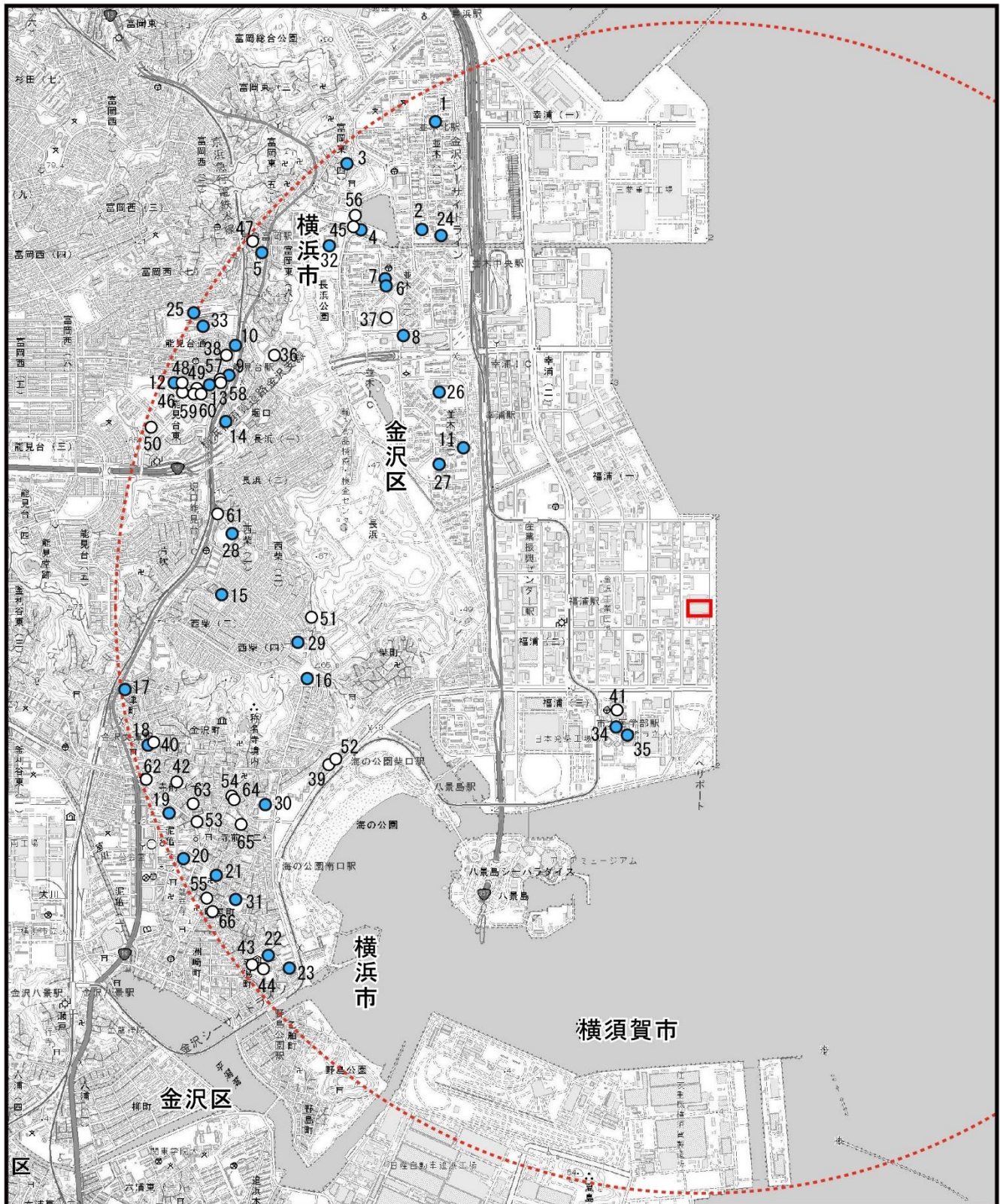
番号	区分	施設名	所在地	
24	小学校・中学校	並木中央小学校	金沢区並木 1-25-1	
25		横浜中学校	金沢区能見台通 47	
26		並木中学校	金沢区並木 3-4-1	
27		並木第四小学校	金沢区並木 3-10-1	
28		西柴中学校	金沢区西柴 1-23-1	
29		西柴小学校	金沢区西柴 4-23-1	
30		文庫小学校	金沢区寺前 2-21-7	
31		金沢小学校	金沢区町屋町 26-26	
32		高等学校	金沢総合高等学校	金沢区富岡東 6-34-1
33			横浜高等学校	金沢区能見台通 46-1
34	特別支援学校	浦舟特別支援学校市大附属病院 院内学級小・中学部	金沢区福浦 3-9	
35	大学	横浜市立大学医学部	金沢区福浦 3-9	
36	病院・診療所	県立循環器呼吸器病センター	金沢区富岡東 6-16-1	
37		横浜なみきリハビリテーション病院	金沢区並木 2-8-1	
38		ケアハウス輝きの杜	金沢区能見台 4-8	
39		景翠会 訪問看護ステーション ふるさと	金沢区柴町 391-10	
40		休日救急診療所	金沢区金沢町 48	
41		横浜市立大学付属病院	金沢区福浦 3-9	
42		訪問看護ステーション ネスト	金沢区寺前 1-15-34	
43		済生会わかくさ 訪問看護ステーション	金沢区平潟町 11-28	
44		若草病院	金沢区平潟町 12-1	
45		地域ケアプラザ	富岡東地域ケアプラザ	金沢区富岡東 4-13-3
46	能見台地域ケアプラザ		金沢区能見台東 2-1	

出典：「金沢区区民生活マップ」（横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧）

表 2-8(3) 主な教育施設、福祉施設、病院等

番号	区分	施設名	所在地
47	高齢者福祉施設	リングリング	金沢区富岡東 6-4-29
48		金沢ショートステイセンター	金沢区能見台東 2-2
49		横浜能見台ホーム	金沢区能見台東 2-4
50		能見台東パトリア	金沢区能見台東 10-1
51		グループホーム ソラスト西柴	金沢区西柴 2-28-8
52		ふるさと	金沢区柴町 391-10
53		ちいさな手悠木の街横浜かなざわ	金沢区寺前 1-11-32
54		ぬくもりの家・金沢文庫	金沢区寺前 2-23-35
55		そよ風	金沢区町屋町 11-16
56		障害者福祉施設	聖星学園
57	ハイム金沢		金沢区能見台通 5-18
58	ハイムひよどり		金沢区能見台通 5-18
59	りんごの森		金沢区能見台東 2-4
60	ポルト能見台		金沢区能見台東 2-4
61	福祉作業所ゆうゆう		金沢区片吹 66-19
62	ミモザ		金沢区寺前 1-1-28
63	ライブアップ金沢		金沢区寺前 1-14-10
64	サザンクロス		金沢区寺前 2-23-35
65	ハイム寺前		金沢区寺前 2-14-2
66	つばさ		金沢区町屋町 19-12

出典：「金沢区区民生活マップ」（横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧）



凡例

- 計画地
- - - 調査対象地域
- 教育機関
- 医療機関・福祉施設等

出典：「金沢区 区民生活マップ」
 (横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)



Scale 1:30,000



図 2-13 主な教育施設、福祉施設、病院等の分布

イ その他の市民利用施設

調査対象地域に位置するその他の市民利用施設は、表 2-9 及び図 2-14 に示すとおりです。

計画地から最も近いその他の市民利用施設はリネツ金沢（金沢プール）であり、距離は約 1,500m です。

表 2-9 その他の市民利用施設

番号	区分	施設名	所在地
1	地区センター	富岡並木地区センター	金沢区富岡東 4-13-2
2		能見台地区センター	金沢区能見台東 2-1
3	スポーツ施設	富岡八幡公園プール	金沢区富岡東 4-12-1
4		リネツ金沢（金沢プール）	金沢区幸浦 2-7-1
5		金沢スポーツセンター	金沢区長浜 106-8
6		長浜公園	金沢区長浜 106-6
7		野島公園	金沢区野島町 24
8	ホール	長浜ホール	金沢区長浜 114-4

出典：「金沢区区民生活マップ」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧）



凡例

- 計画地
- - - 調査対象地域
- スポーツ施設
- 地区センター
- ホール

出典：「金沢区 区民生活マップ」
 (横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)



Scale 1:30,000



図 2-14

その他の市民利用施設

ウ 公園・緑地等

調査対象地域の主な公園・緑地等は、表 2-10(1)、(2)及び図 2-15 に示すとおりです。

「横浜市の都市公園 データ集 令和 4 年 3 月」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)及び「横浜市公園緑地配置図」(横浜市 平成 29 年 7 月)によると、調査対象地域には、緩衝緑地の金沢緑地、緑道の小柴埼緑道、運動公園の長浜公園、歴史公園の長浜野口記念公園等、その他にも多数の街区公園・港湾緑地等が存在しています。

また、計画地の北西側には、風致地区(富岡・長浜風致地区)及び特別緑地保全地区(柴・長浜特別緑地保全地区)が指定されています。

表 2-10(1) 主な公園・緑地等

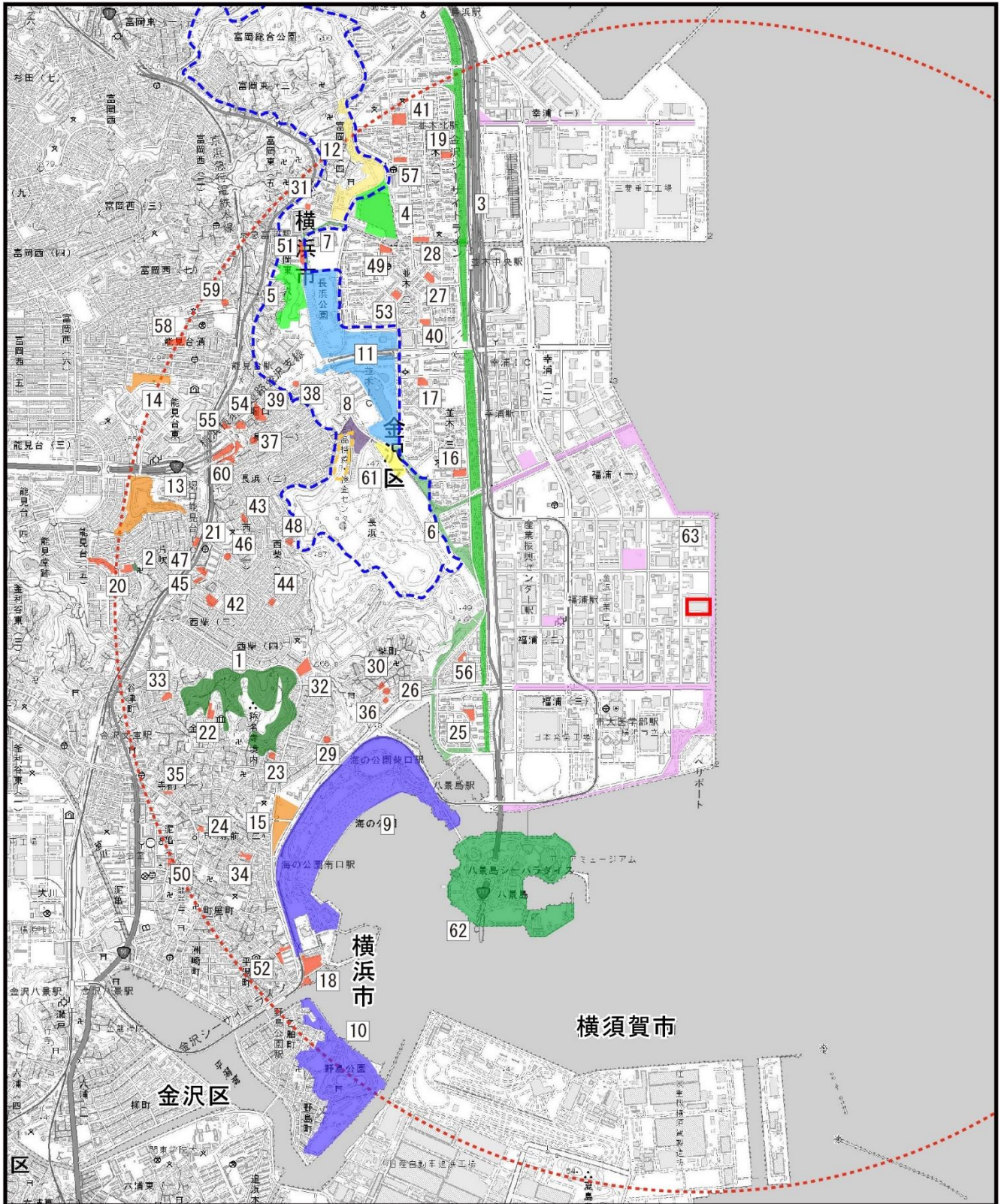
番号	種別名称	公園名	面積	番号	種別名称	公園名	面積
1	市民の森	称名寺市民の森	107,000 m ²	22	街区公園	金沢町公園	4,236 m ²
2	市有緑地	片吹緑地	-	23		金沢町第二公園	1,002 m ²
3	緩衝緑地	金沢緑地	152,285 m ²	24		金沢八幡公園	789 m ²
4	都市緑地	富岡並木ふなだまり公園	43,648 m ²	25		カメギ根公園	2,000 m ²
5		長浜緑地	33,619 m ²	26		小柴浜公園	203 m ²
6	緑道	小柴埼緑道	50,656 m ²	27		サルダの鼻公園	2,000 m ²
7		長浜緑道	5,555 m ²	28		潮通り公園	2,251 m ²
8	歴史公園	長浜野口記念公園	11,352 m ²	29		柴町公園	320 m ²
9	総合公園	海の公園	471,063 m ²	30		柴仲町公園	598 m ²
10		野島公園	175,215 m ²	31		下ノ浜公園	809 m ²
11	運動公園	長浜公園	154,309 m ²	32		称名寺東公園	6,672 m ²
12	地区公園	富岡八幡公園	42,703 m ²	33		城山台公園	2,013 m ²
13	近隣公園	能見台東公園	37,544 m ²	34		寺前さざなみ公園	1,486 m ²
14		能見台堀口北公園	10,000 m ²	35		寺前町公園	882 m ²
15		まつかぜ公園	19,754 m ²	36		蔦埼公園	1,200 m ²
16	街区公園	イガイ根公園	2,000 m ²	37		長浜第二公園	174 m ²
17		イド藻公園	2,000 m ²	38		長浜第三公園	409 m ²
18		乙舳公園	8,229 m ²	39		長浜みはらし公園	3,343 m ²
19		カゼ場公園	2,000 m ²	40		中藻公園	2,000 m ²
20		片吹公園	6,736 m ²	41		並木十二天公園	4,484 m ²
21		片吹第二公園	1,022 m ²	42		西柴第一公園	2,951 m ²

出典：「横浜市の都市公園 データ集 令和 4 年 3 月」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)
「横浜市公園緑地配置図」(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課 平成 29 年 7 月)
「市民の森」指定一覧」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)
「横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示」(横浜市 平成 31 年 2 月)

表 2-10(2) 主な公園・緑地

番号	種別名称	公園名	面積	番号	種別名称	公園名	面積
43	街区公園	西柴第二公園	576 m ²	55	街区公園	堀口第三公園	1,006 m ²
44		西柴第三公園	1,058 m ²	56		マサキの鼻公園	1,247 m ²
45		西柴第四公園	734 m ²	57		宮ノ前公園	2,000 m ²
46		西柴第五公園	230 m ²	58		谷津坂第一公園	3,655 m ²
47		西柴一丁目公園	734 m ²	59		谷津坂第三公園	358 m ²
48		西柴台公園	927 m ²	60		谷津坂南公園	6,215 m ²
49		のりべか公園	2,000 m ²	61	広域公園	小柴自然公園	15,724 m ²
50		走川公園	1,800 m ²	62	-	八景島	138,921 m ²
51		東富岡公園	2,889 m ²	63	港湾緑地	金沢木材ふ頭緑地	156,059 m ²
52		平潟公園	2,056 m ²			金沢水際線緑地	
53		干網公園	2,000 m ²			金沢福浦地区緑地	
54		堀口公園	1,869 m ²				

出典：「横浜市の都市公園 データ集 令和4年3月」(横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)
「横浜市公園緑地配置図」(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課 平成29年7月)
「市民の森」指定一覧」(横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)
「横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示」(横浜市 平成31年2月)



凡例

- 計画地
- 市民の森
- 市有緑地
- 緩衝緑地
- 都市公園
- 調査対象地域
- 歴史公園
- 総合公園
- 運動公園
- 地区公園
- 緑道
- 街区公園
- 八景島
- 港湾緑地
- 広域公園
- 近隣公園
- 風致地区
- 特別緑地保全地区

出典：「横浜市の都市公園 データ集 令和4年3月」、
 「小柴自然公園 一部公開エリア案内図」、
 「横浜市行政地図情報提供システム iマップー」
 (横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)
 「横浜市公園緑地配置図」
 (横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課 平成29年7月)



Scale 1:30,000



図 2-15

主な公園・緑地の位置図

(10) 文化財等の状況

調査対象地域の指定・登録文化財及び認定歴史的建造物の状況は、表 2-11(1)～(2)及び図 2-16 に示すとおりです。また、埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 2-12 及び図 2-17 に示すとおりです。

調査対象地域には、数多くの史跡、文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在します。特に、長浜ホール（金沢区長浜 114-4 長浜野口記念公園内）が認定歴史的建造物の指定を受けています。

表 2-11(1) 指定・登録文化財等の状況(指定・登録文化財一覧)

No.	図中 番号	指定	種類	名称	指定 年月日	所有者等	所在地
1	1	国	建造物	金澤園	H16. 3. 2	個人	金沢区柴町 46
2	2	国	建造物	旧長濱検疫所一号停留所 (厚生労働省横浜検疫所検疫資料館)	H30. 5. 10	厚生労働省	金沢区長浜 107-8
3	3	県	建造物	称名寺金堂 (附 天和 3 年祈祷札(1 枚))	H7. 2. 14	称名寺	金沢区金沢町 212-1
4	3	市	一般建造物	称名寺塔頭光明院表門	H4. 11. 1	称名寺	金沢区金沢町 212-1
5	3	市	一般建造物	称名寺釈迦堂	H15. 11. 4	称名寺	金沢区金沢町 212-1
6	4	市	一般建造物	旧伊藤博文金沢別邸	H18. 11. 1	横浜市	金沢区野島町 24
7	3	国	史跡	称名寺境内	T11. 10. 12	称名寺 ・横浜市	金沢区金沢町 212-1
8	4	市	史跡	野島貝塚	H2. 11. 1	横浜市	金沢区野島町 24
9	5	市	史跡	伝源範頼の墓	H6. 11. 1	太寧寺	金沢区片吹 61-5
10	6	市	天然記念物	富岡八幡宮の社叢林	S63. 11. 1	富岡八幡宮	金沢区富岡東 4-5-41

出典：「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」
(横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年 11 月)

表 2-11(2) 指定・登録文化財等の状況(認定歴史的建造物一覧)

No.	図中 番号	名称	所在地	建築年	認定年度
11	7	長浜ホール 横浜検疫所長浜措置場旧細菌検査室	金沢区長浜 114-4 長浜野口記念公園内	大正 13 年	平成 9 年度
12	7	長浜ホール 横浜検疫所長浜措置場旧事務棟	同上	平成 9 年復元	平成 9 年度

出典：「歴史を生かしたまちづくり 認定歴史的建造物一覧」
(横浜市ホームページ、令和 4 年 10 月 閲覧)



凡例

- 計画地
- 調査対象地域
- 指定・登録文化財等



Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m

図 2-16

指定・登録文化財等の状況

出典：「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」
 (横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年11月)
 「歴史を生かしたまちづくり 認定歴史的建造物一覧」
 (横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)

国土地理院 電子地形図 25000 を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

表 2-12 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
1	能見台通 12 付近	散布地	宅地	台地上	不明
2	能見台通 6 付近	塚・散布地	宅地	台地上	縄文(中期)・中世
3	能見台三丁目 34 付近	集落跡	宅地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)
4	堀口 143 付近	散布地	荒地	斜面	縄文
5	能見台五丁目 18 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	縄文(中期)古墳
6	片吹 29 付近	散布地	宅地	台地上	不明
7	西柴一丁目 16 付近	散布地	宅地	台地上	不明
8	片吹 54 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	不明
9	西柴三丁目 11 付近	経塚	宅地	台地上	中世
10	柴町 185 付近	散布地	畑地	台地上	縄文(早期)・弥生・古墳
11	金沢町称名寺本堂下	蔵骨器	寺内	低地	中世
12	金沢町 142 付近	中世建築遺構	公共施設・公園	低地	縄文(中期)・中世
13	金沢町 153・206・213、寺前一丁目 18、寺前二丁目 18・23 付近	集落跡・貝塚	宅地・境内	低地(砂丘上)	縄文(中・後・晩期)
14	寺前一丁目 10 付近	散布地	宅地	低地	古墳
15	町屋町 2 付近	陣屋跡	宅地	低地	江戸?
16	野島町 24 付近	貝塚	公園	台地上・斜面	縄文(早期)

出典：「横浜市行政地図情報提供システム 文化財ハマ Site」
(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)



凡例

- 計画地
- 調査対象地域
- 埋蔵文化財包蔵地



Scale 1:30,000



図 2-17

埋蔵文化財包蔵地の状況

出典：「横浜市行政地図情報提供システム 文化財ハマSite」
 (横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)

国土地理院 電子地形図 25000 を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

(11) 公害等の状況

ア 生活環境に関する苦情の状況

令和3年度における生活環境に関する苦情相談件数は、表2-13に示すとおりです。横浜市全体の生活環境に関する苦情件数は1,362件であり、種類別の発生状況をみると騒音、大気汚染、次いで悪臭の順となっています。また、計画地のある金沢区的生活環境に関する苦情件数は49件であり、種類別では悪臭、大気汚染、次いで騒音の順となっています。

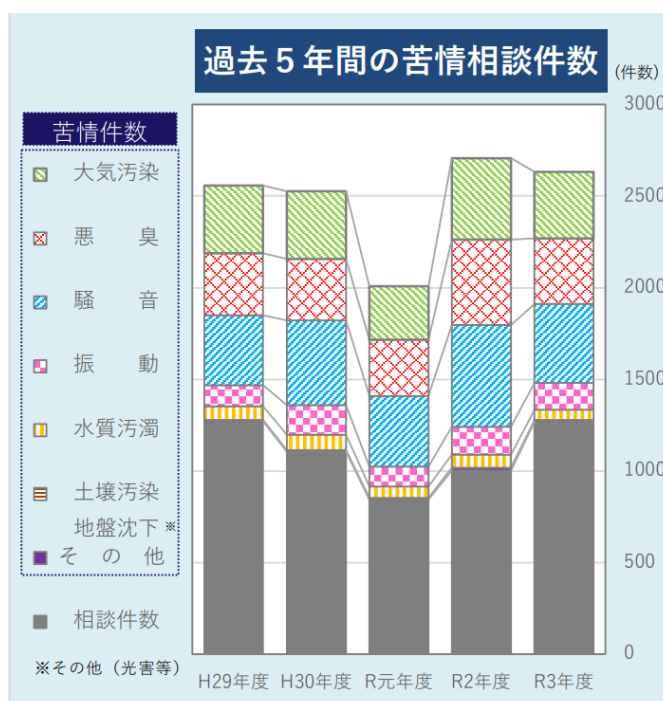
横浜市における過去5年間の生活環境に関する苦情相談件数の推移は図2-18に示すとおりです。令和3年度の生活環境に関する苦情相談件数は2,631件で、内訳で見ると、苦情件数は令和2年度に比べ20%減少し、相談件数(電話等により一定の解決に至った件数)は令和2年度に比べ27%増加となっています。

表 2-13 生活環境に関する苦情相談件数（令和3年度）

区分	苦情相談件数										相談 件数	
	苦情件数									合計		
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その 他				
横浜市	362	57	-	430	147	2	358	6	1,362	1,269	2,631	
金沢区	14	3	-	12	3	-	17	-	49	-	-	

出典：「横浜市統計書 第15章 衛生及び環境」（横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧）

「公害苦情相談 令和3年度の状況について」（横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧）



出典：「公害苦情相談 令和3年度の状況について」

(横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)

図 2-18 過去5年間の生活環境に関する苦情相談件数の推移（横浜市）

イ 大気汚染

調査対象地域の一般環境大気測定局である、長浜測定局の位置は図 2-19 に、二酸化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5) 及び光化学オキシダント (O_x) の調査結果は表 2-15 に示すとおりです。

平成 28 年度～令和 2 年度は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質ともに、全ての項目及び年度で環境基準に適合する状況となっています。光化学オキシダントについては全ての年度で環境基準に不適合の状況となっています。なお、光化学オキシダントについては、令和 2 年度の全国における環境基準達成率が一般局 0.2%、自排局 0%であり、神奈川県内においても全ての測定局で環境基準に不適合の状況となっています。

なお環境基準の適合条件は、表 2-14 に示すとおりです。

表 2-14 環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	短期的評価	1 時間値が 0.1ppm を超えないこと。 日平均値が 0.04ppm を超えないこと。
	長期的評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2%(7 日 ^{※1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂) ^{※3}	98%値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2%(7 日 ^{※2}) 以内であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えないこと。 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えないこと。
	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が、1 年間で 2%(7 日 ^{※1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上、連続しないこと。
微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値評価 98%値評価	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2%(7 日 ^{※2}) 以内であること。
光化学オキシダント (O _x)	短期的評価	1 年間の昼間 (5 時～20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

※1 2%除外値で評価する浮遊粒子状物質、二酸化硫黄は、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

※2 98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

※3 横浜市では、二酸化窒素の環境基準「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」のゾーン下限値(0.04ppm)を環境目標値としています。

出典：「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)



凡 例

- 計画地
- 調査対象地域
- 一般環境大気測定局
- 公共用水域水質測定地点
- 土壌調査地点



Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m



図 2-19 測定局等の位置図

表 2-15 長浜測定局における大気質の調査結果

	年度	H28	H29	H30	R1	R2
二酸化硫黄 SO ₂ (ppm)	年平均値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	2%除外値	0.005	0.005	0.006	0.004	0.004
	適否	○	○	○	○	○
二酸化窒素 NO ₂ (ppm)	年平均値	0.014	0.013	0.014	0.013	0.013
	98%値	0.033	0.033	0.035	0.031	0.033
	適否	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM (mg/m ³)	年平均値	0.021	0.019	0.018	0.016	0.016
	2%除外値	0.045	0.040	0.050	0.046	0.043
	適否	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 PM2.5 (μg/m ³)	年平均値	10.6	9.9	9.7	8.4	8.4
	98%値	25.0	22.6	23.7	20.8	20.3
	適否	○	○	○	○	○
光化学 オキシダント O _x (ppm)	年平均値	0.027	0.031	0.029	0.028	0.029
	最高値	0.108	0.133	0.130	0.126	0.096
	適否	×	×	×	×	×

出典：「神奈川の大気汚染」（神奈川県環境科学センターホームページ 令和4年10月 閲覧）

また、長浜測定局においては令和元年度にダイオキシン類調査が実施されており、その結果は、表 2-16 に示すとおりです。

年間平均値は 0.011pg-TEQ/m³ であり、環境基準（0.6pg-TEQ/m³ 以下）に適合しています。

表 2-16 大気中のダイオキシン類の調査結果

項目	春	夏	秋	冬	年平均値	適否
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0078	0.0073	0.014	0.015	0.011	○

注) 令和元年度の調査結果です

出典：「令和元年度大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況（令和2年7月）」

（横浜市環境監視センターホームページ 令和4年10月 閲覧）

ウ 水質汚濁

調査対象地域の公共用水域水質測定地点としては、北側約 2.5km に富岡沖、また南側約 1.0km に平潟湾沖があり、それぞれの調査位置は図 2-19 に、調査結果は表 2-17 に示すとおりです。また、富岡沖では隔年でダイオキシン類調査も実施されており、調査結果は表 2-18 に示すとおりです。

測定結果は、化学的酸素要求量 (COD) については富岡沖及び平潟湾沖ともに基準値超過がみられ、全りん (T-P) については平潟湾沖で基準値超過がみられます。

ダイオキシン類調査結果は水質が 0.069pg-TEQ/L、底質が 0.64pg-TEQ/g であり、ともに環境基準 (水質：1pg-TEQ/L 以下、底質：150pg-TEQ/g 以下) に適合しています。

表 2-17 水質調査結果

測定地点	年度 項目	H29	H30	R1	R2	R3	単位	基準類型	環境基準
富岡沖	COD75%値	3.7 ×	3.2 ×	2.7 ○	3.1 ×	2.4 ○	mg/L	B	3mg/L以下
	T-N (年平均値)	0.50 ○	0.45 ○	0.48 ○	0.46 ○	0.59 ○		IV	1mg/L以下
	T-P (年平均値)	0.071 ○	0.041 ○	0.043 ○	0.043 ○	0.059 ○		IV	0.09mg/L以下
平潟湾沖	COD75%値	3.1 ×	2.8 ○	2.4 ○	3.1 ×	2.5 ○		B	3mg/L以下
	T-N (年平均値)	0.43 ○	0.47 ○	0.49 ○	0.45 ○	0.58 ○		III	0.6mg/L以下
	T-P (年平均値)	0.054 ×	0.042 ○	0.047 ○	0.042 ○	0.065 ×		III	0.05mg/L以下

注) ○は基準値に適合、×は不適合を示します。

出典：「令和 3 年度大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況 (令和 4 年 7 月)」
(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)

表 2-18 海域のダイオキシン類調査結果

測定地点	項目	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
富岡沖	ダイオキシン類	0.069	0.64

注) 令和 2 年度の調査結果です。

出典：「令和 2 年度大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況 (令和 4 年 7 月)」
(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)

エ 土壌汚染

調査対象地域では、図 2-19 に示す富岡小学校及び西柴小学校において、土壌中のダイオキシン類調査が実施されています。

調査結果は表 2-19 に示すとおり富岡小学校が 0.23pg-TEQ/g、西柴小学校が 0.026pg-TEQ/g であり、環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）に適合しています。

表 2-19 土壌中のダイオキシン類調査結果

調査地点	土壌 (pg-TEQ/g)
富岡小学校	0.23
西柴小学校	0.026

注) 富岡小学校は令和 2 年度、西柴小学校は平成 30 年度の調査結果です。

出典：「土壌中のダイオキシン類調査結果(平成 30 年度)」、

「土壌中のダイオキシン類調査結果(令和 2 年度)」

(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧)

「土壌汚染対策法」に基づく指定区域の位置は図 2-20 に、指定状況は表 2-20 に示すとおりです。調査対象地域においては、要措置区域の指定はなく、形質変更時要届出区域に指定される区域が 4 カ所あります。

計画地は、「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく指定はされていませんが、過去に特定有害物質（ほう素及びその化合物）の使用等が確認されています。本計画による土地の形質変更前には、「土壌汚染対策法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出を行い、土壌汚染調査を実施する計画としています。調査の結果、土壌汚染等が確認された場合には、法令を遵守し、汚染が拡散しないように適切な処置を講じることとします。

表 2-20 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定状況

指定年月日	指定番号	区域が存在する場所	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無
H27.3.13 H30.9.5	指-92	金沢区柴町及び長浜地内	6,027.5m ²	ベンゼン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	あり
H29.3.3	指-119	金沢区福浦 2-7-31 の一部	175.14m ²	ふっ素及びその化合物	なし
H29.4.4 R1.5.24	指-123	金沢区福浦 1-13-2 の一部	783.2m ²	ふっ素及びその化合物	あり
R1.7.12 R2.9.4 R3.6.15	指-167 ※1	金沢区幸浦 1-8-1、1-8-3、1-8-4、1-8-5、1-8-7、1-8-9	45,516m ²	全項目 ※2	不明

※1 指定番号-167 に関して、一部区域については、土地所有者の意向により、土壌汚染のおそれの把握等を省略（施行規則第 11 条第 1 項）した土壌汚染状況調査の結果により指定された。

※2 特定有害物質全項目の内訳は、「資料編 2.用語集」を参照。

出典：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧）

「形質変更時要届出区域台帳」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月 閲覧）



凡 例

- 計画地
- - - 調査対象地域
- 形質変更時要届出区域



Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m

図 2-20 土壤汚染対策法に
基づく指定区域

出典：「土壤汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」
(横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)

オ 騒音及び振動

調査対象地域における道路交通騒音測定地点の位置は図 2-21 に示すとおりであり、調査対象地域では、平成 28 年度に金沢区柴町(地点番号 26)、平成 30 年度に金沢区幸浦一丁目(地点番号 3)及び金沢区福浦二丁目(地点番号 5)で測定を行っています。

測定結果は、表 2-21 に示すとおり、金沢区幸浦一丁目では昼間 69dB(A)、夜間 65dB(A)、金沢区福浦二丁目及び金沢区柴町では昼間 69dB(A)、夜間 66dB(A)でした。金沢区福浦二丁目及び金沢区柴町の夜間においては、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(昼間:70dB(A)、夜間:65dB(A))を超過していますが、その他は環境基準に適合しています。

なお、調査対象地域において、振動測定は実施されておりません。

表 2-21 道路交通騒音の測定結果

年度	地点番号	道路名称	測定場所	用途地域	測定結果(L _{Aeq}) (dB(A))	
					昼間	夜間
H30	3	国道 357 号 (首都高速湾岸線)	金沢区幸浦一丁目	工業地域	69	65
	5	国道 357 号	金沢区福浦二丁目	工業地域	69	66
H28	26	市道 158 号線	金沢区柴町	準住居地域	69	66
環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)					70	65

出典：「平成 28 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市 平成 29 年 8 月)
「平成 30 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市 令和元年 7 月)

カ 悪臭

計画地及びその周辺は、工場、事業場等が集合する工場地帯となっていますが、計画地近隣で特に強い悪臭を感じる発生源はありません。



凡例

- 計画地
- 調査対象地域
- 騒音測定地点

出典：「平成28年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」
 (横浜市 平成29年8月)
 「平成30年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」
 (横浜市 令和元年7月)



Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m

図 2-21 道路交通騒音
測定位置

キ 地盤沈下

「横浜市水準測量成果表」(横浜市環境創造局 令和4年7月)によると、調査対象地域では図2-22に示すとおり、3箇所で水準測量調査が行われています。

表2-22に示すとおり、令和3年度における調査では、変動量が年間-5.6mm~-6.8mmとなっており、沈下量が年間10mm以上の水準点はありません。

表 2-22 水準測量調査結果

水準点番号	所在地	標高 (m)		変動量 (mm)
		令和3年1月	令和4年1月	
502	金沢区西柴 1-3-1	16.6567	16.6510	-5.7
I 10834	金沢区富岡東 6-22 先	15.4028	15.3972	-5.6
I 10835	金沢区西柴 1-35-1 先	4.9176	4.9108	-6.8

出典)「横浜市水準測量成果表」(横浜市環境創造局 令和4年7月)



凡例

- 計画地
- - - 調査対象地域
- 水準点



Scale 1:30,000



図 2-22 水準測量地点

出典：「横浜市水準測量成果表」（横浜市環境創造局 令和4年7月）

国土地理院 電子地形図 25000 を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

(12) 災害の状況

ア 災害による被害の発生状況

横浜市金沢区における令和3年の災害による被害の発生件数は表2-23に示すとおりです。

令和3年の被害は、崖くずれが2件とその他が2件認められているのみです。経年変化を見ると、台風19号が関東地方に甚大な被害をもたらした令和元年は、非住家被害(その他)の浸水が486件と、非常に多く認められています。

表2-23 災害による被害の発生状況件数の推移(金沢区)

分 類		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
人的被害	死者						
	行方不明者						
	負傷者	重傷者					
		軽症者		1			
住家被害	全壊						
	半壊		2	4			
	一部破損		17	181			
	床上浸水			5			
	床下浸水			8			
非住家被害	公共建物	全壊					
		半壊					
		一部破損			13		
		浸水			11		
	その他浸水						
	その他	全壊		2			
		半壊			1		
		一部破損	1	5	43		
		浸水			486		
		その他浸水					
その他	文教施設(学校など)						
	病院						
	道路		1	16			
	橋梁						
	河川						
	港湾			1			
	砂防						
	清掃施設						
	崖くずれ	8	1	25	2	2	
	鉄道不通						
	被害船舶						
	水道						
	電話			1			
	ガス						
ブロック塀		1	11				
その他	7	35	479		2		

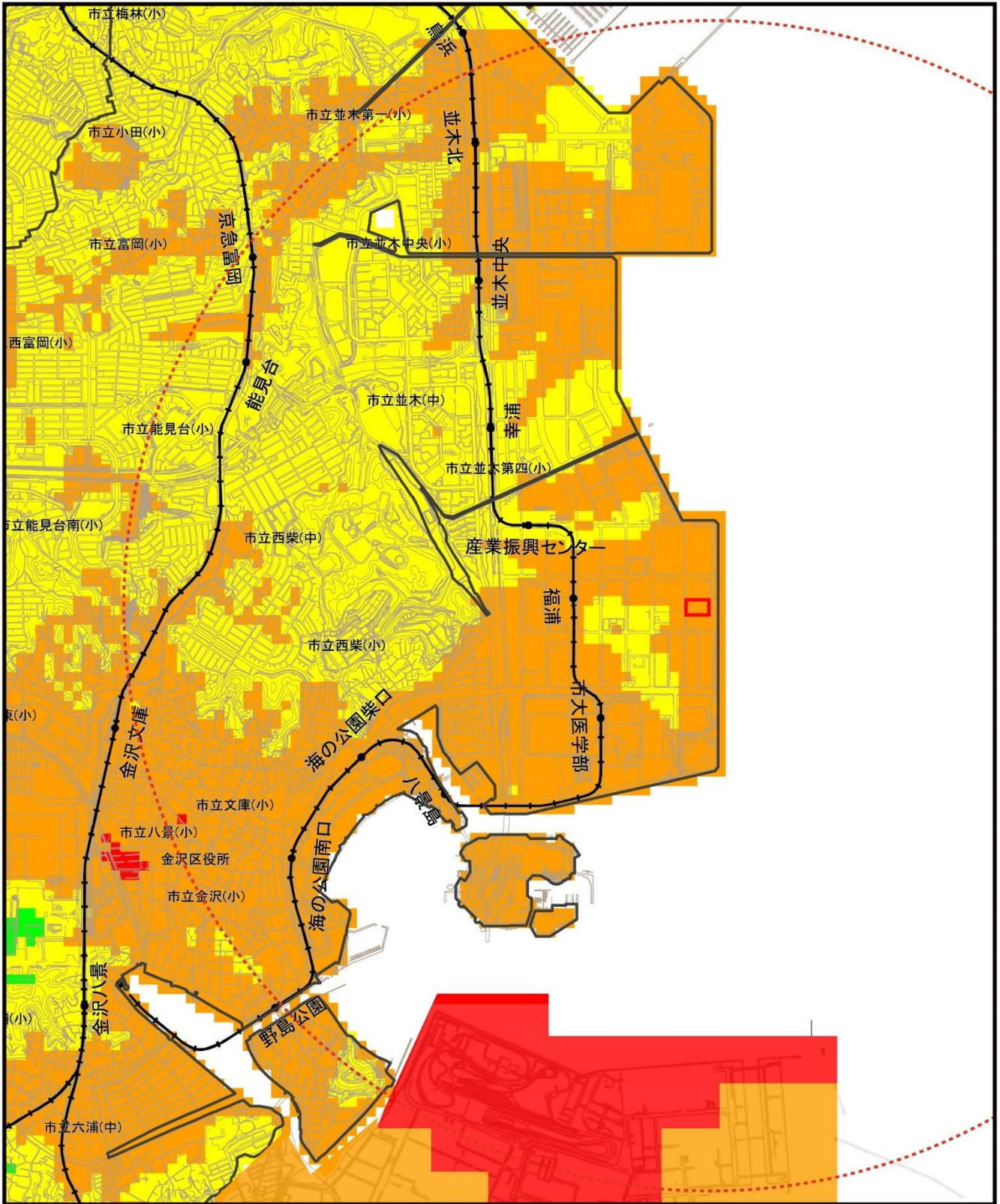
出典：「平成29年～令和3年 横浜市の災害」

(横浜市総務局危機管理室緊急対策課 平成30年5月～令和4年5月)

イ 地震マップ

横浜市では、横浜市地震被害想定調査報告書（平成 24 年 10 月）の中で、横浜市内に被害を及ぼす地震として元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震を想定しており、被害想定対象としたこれら 3 地震の震度分布を地震マップとして図示しています。また、神奈川県でも地震被害想定調査結果マップを作成しており、上記 3 地震のうち、元禄型関東地震、南海トラフ巨大地震の 2 地震の震度分布を e-かなマップとして公開しています。

調査対象地域における震度分布は図 2-23(1)～(3)に示すとおり、震度 4(東京湾北部地震)～7(元禄型関東地震)が想定されており、計画地では震度 5 強(東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震)～6 強(元禄型関東地震)が想定されています。



凡例

- | | |
|--|--|
| 計画地 | 調査対象地域 |
| 震度7 | 震度5強 |
| 震度6強 | 震度5弱 |
| 震度6弱 | 震度4 |



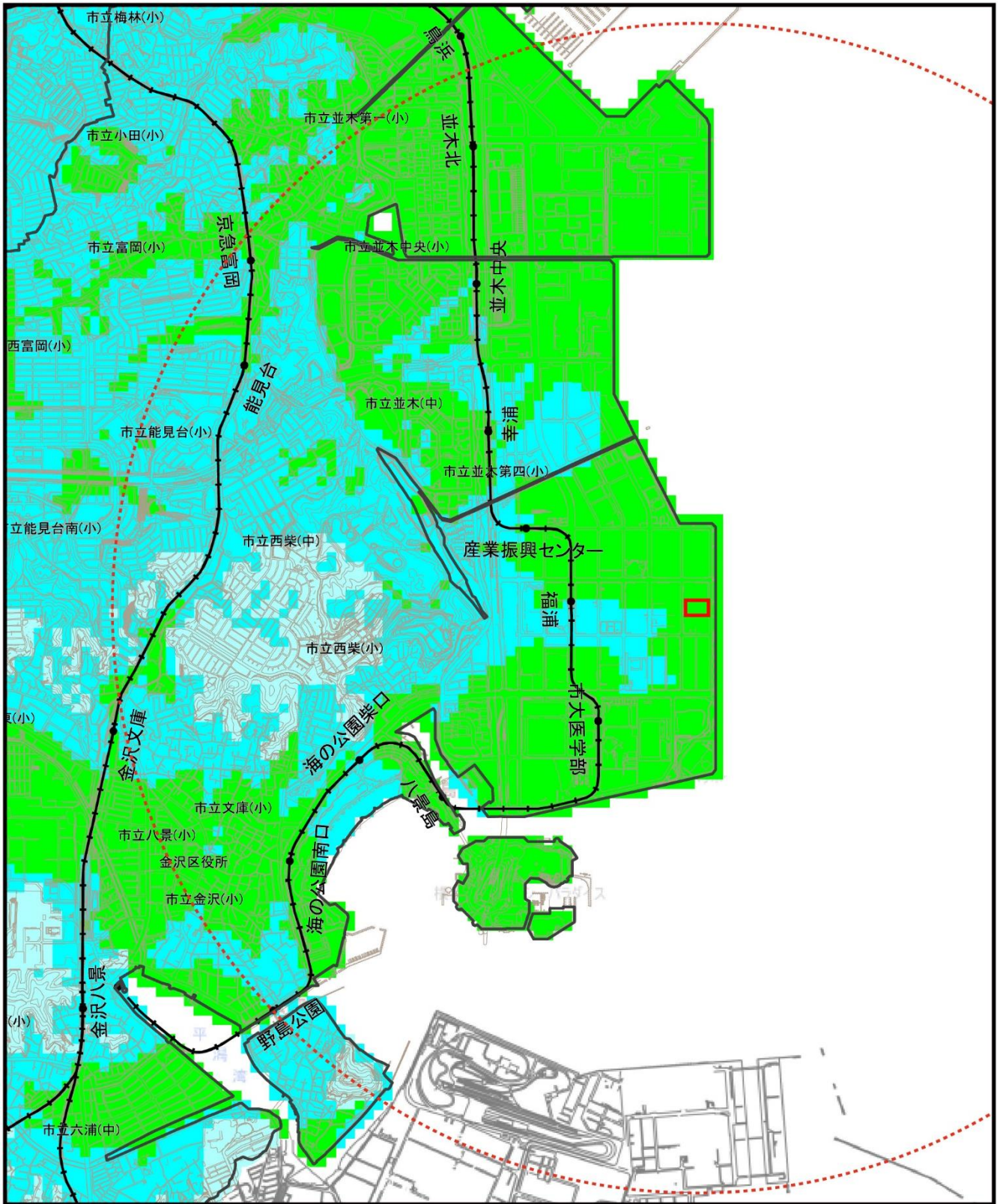
Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m



出典：「地震マップ」(横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)
 「e-かなマップ(参考元禄型関東地震)」
 (神奈川県ホームページ 令和4年10月 閲覧)

図 2-23(1) 地震マップ
 (元禄型関東地震)



凡 例

- | | |
|--|--|
|  計画地 |  調査対象地域 |
|  震度7 |  震度5強 |
|  震度6強 |  震度5弱 |
|  震度6弱 |  震度4 |

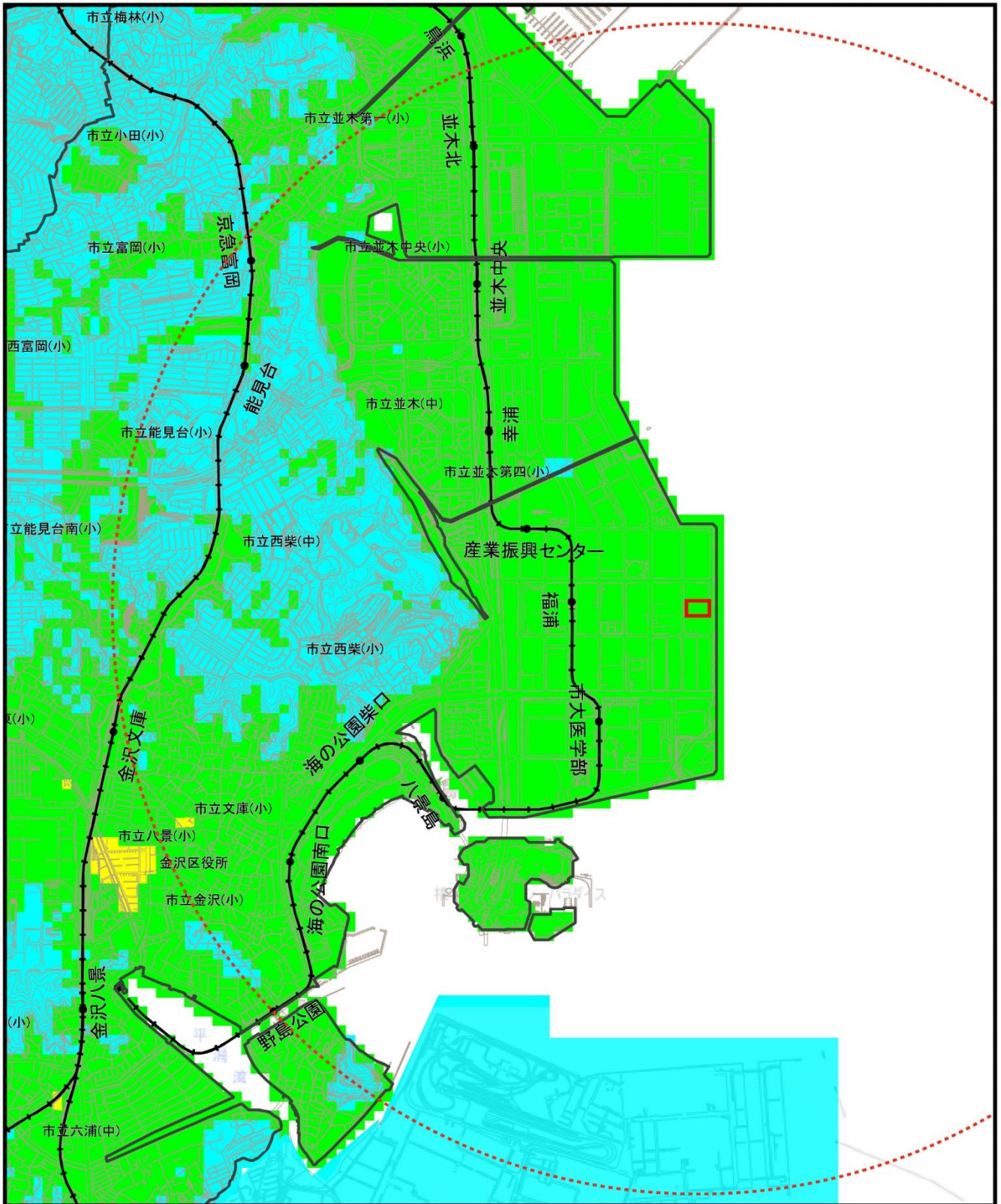


Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m

図 2-23 (2) 地震マップ
(東京湾北部地震)

出典：「地震マップ」(横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)



凡例

- | | |
|--|--|
|  計画地 |  調査対象地域 |
|  震度7 |  震度5強 |
|  震度6強 |  震度5弱 |
|  震度6弱 |  震度4 |



Scale 1:30,000



出典：「地震マップ」（横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧）
「e-かなマップ（参考元禄型関東地震）」
（神奈川県ホームページ 令和4年10月 閲覧）

図 2-23 (3) 地震マップ
（南海トラフ巨大地震）

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

調査対象地域における急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は図 2-24 に示すとおりです。

調査対象地域の中央付近を南北に走る国道 357 号より東側では、急傾斜地崩壊危険区域の指定はなく、西側では所々で急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。

エ 土砂災害警戒区域

調査対象地域における土砂災害警戒区域の指定状況は図 2-24 に示すとおりです。

調査対象地域の中央付近を南北に走る国道 357 号より東側では土砂災害警戒区域の指定はなく、西側では所々で土砂災害警戒区域が指定されています。

オ 浸水のおそれのある区域

調査対象地域における浸水想定区域は、洪水が図 2-25(1)～(2)に、内水が図 2-26 に、津波が図 2-27 に、高潮が図 2-28 に示すとおりです。

洪水による浸水想定区域は、計画規模等では金沢文庫駅周辺にみられるだけですが、想定最大規模では金沢区役所周辺に 3.0m 未満の浸水域が広く分布しています。計画地はいずれの規模においても浸水は想定されていません。

内水による浸水想定区域は、金沢文庫駅周辺を中心に点在しており、1.0m 未満の浸水深となっています。計画地周辺では、街区を取り囲む道路で 0.2m 未満の浸水が想定されています。

津波による浸水想定区域は、計画地を含む沿岸部に広く分布しており、海の公園付近では 4.0m 未満の浸水深となっています。計画地でも 1.0m 未満の浸水深が想定されています。

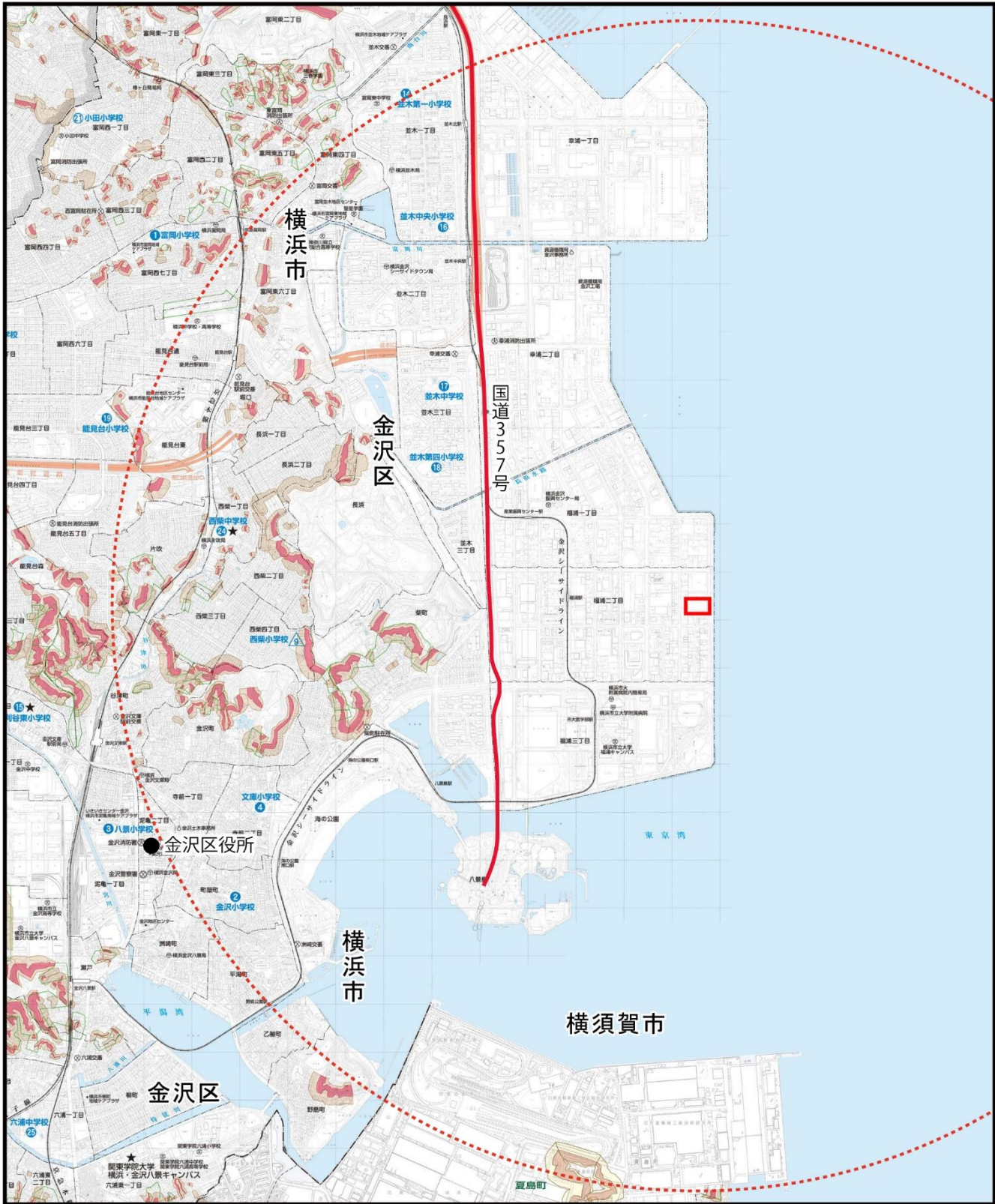
高潮による浸水想定区域は、金沢区役所周辺に 3.0m 未満の浸水域が広く分布しており、計画地においても 0.3m 未満の浸水深が想定されています。また、2019 年に発生した台風 15 号による高潮・高波災害では、計画地における実測値として最大 0.8m の浸水深が確認されていますが、その後、計画地東側の護岸は高さ約 0.9m から約 3.0m へ嵩上げが実施されています。

カ 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査対象地域における液状化の可能性が高いと想定される地域は図 2-29(1)～(3)に示すとおりです。

計画地は「液状化の可能性が高い」と想定される地域となっています。

なお、横浜市における液状化マップは、「横浜市地震被害想定調査（平成 24 年 10 月）で被害想定の対象とした 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）、横須賀市における液状化マップは、2 地震（元禄型関東地震、南海トラフ巨大地震）の液状化危険度分布を示したものです。



凡例

□ 計画地 調査対象地域

<横浜市>

- 土砂災害警戒区域 (急傾斜地)
- 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)
- 急傾斜地崩壊危険区域

<横須賀市>

- 土砂災害警戒区域 (急傾斜地)
- 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)

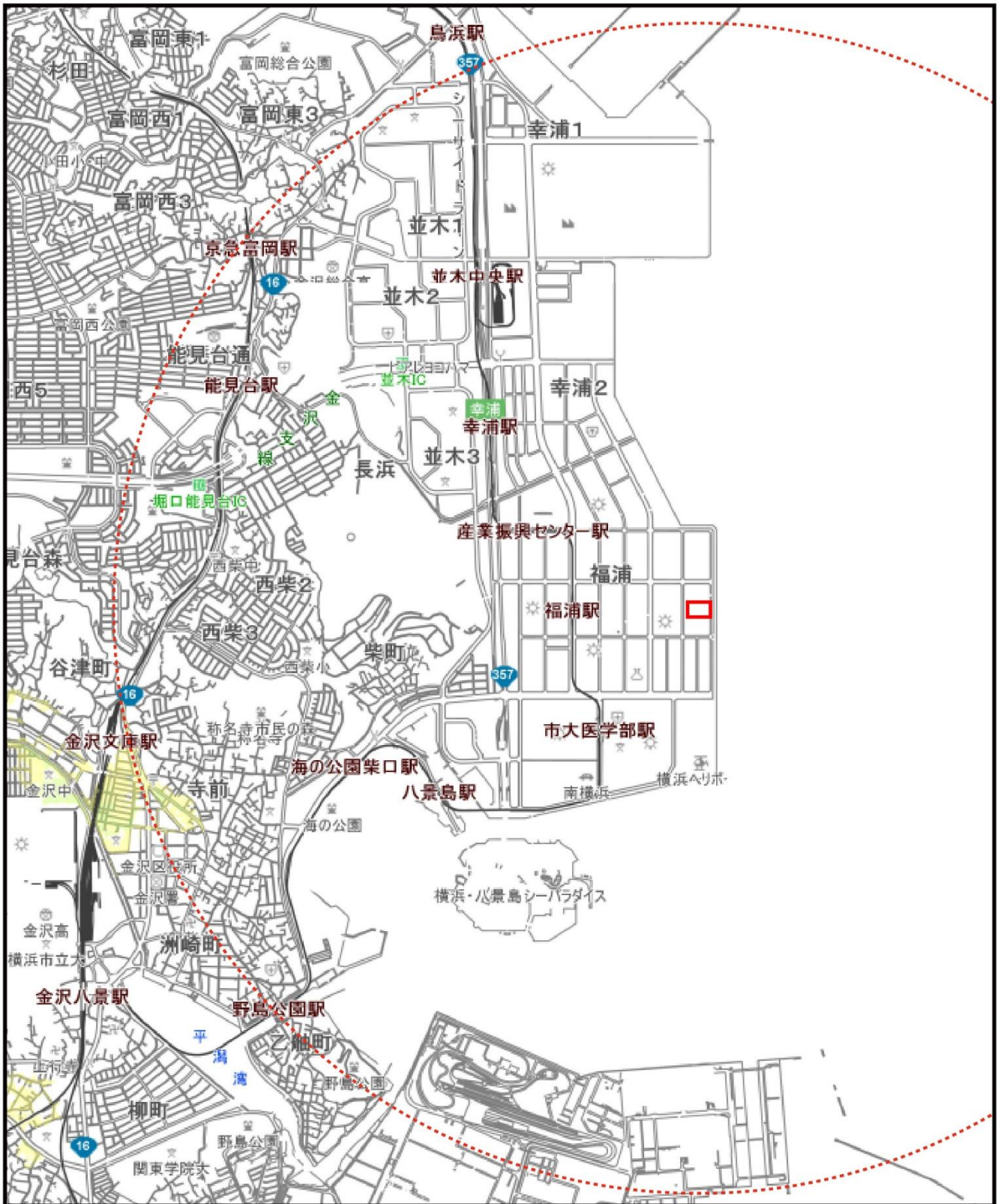


Scale 1:30,000



図 2-24 災害の状況に係る指定状況

出典：「金沢区土砂災害ハザードマップ」(横浜市建築局 令和2年4月)
 「横須賀市土砂災害ハザードマップ」(横須賀市市民部危機管理課 令和2年11月)



凡 例

- 計画地
- 調査対象地域
- 0m < 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5m ≤ 浸水深 (m) < 3.0m

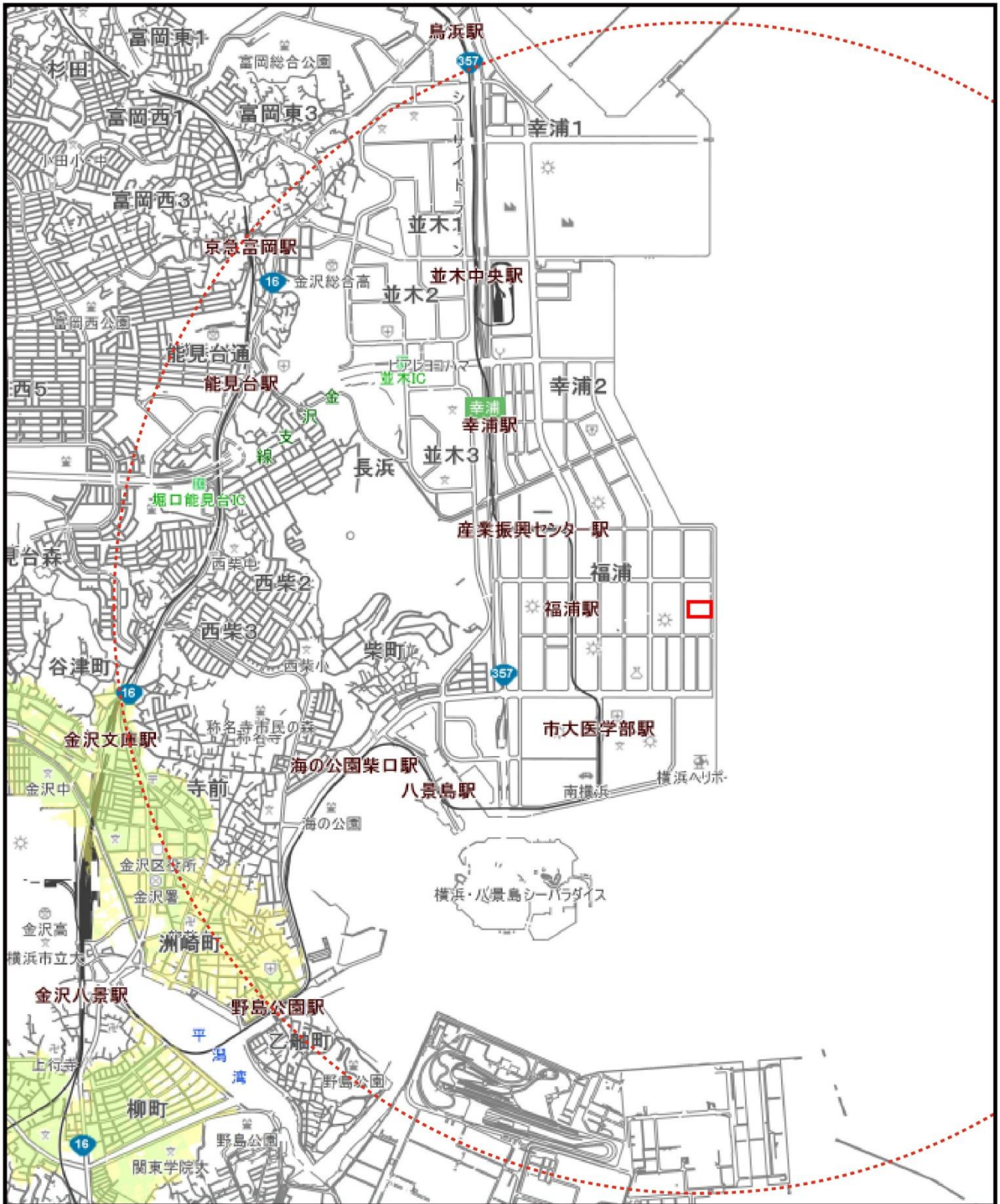


Scale 1:30,000



出典：「横浜市行政地図情報提供システム
わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」
（横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧）
「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図」（神奈川県ホームページ 令和4年10月 閲覧）

図 2-25(1) 洪水による浸水
想定区域（計画規模等）

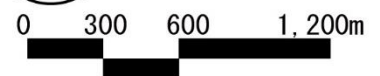


凡例

- 計画地
- 調査対象地域
- 0m < 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5m ≤ 浸水深 (m) < 3.0m

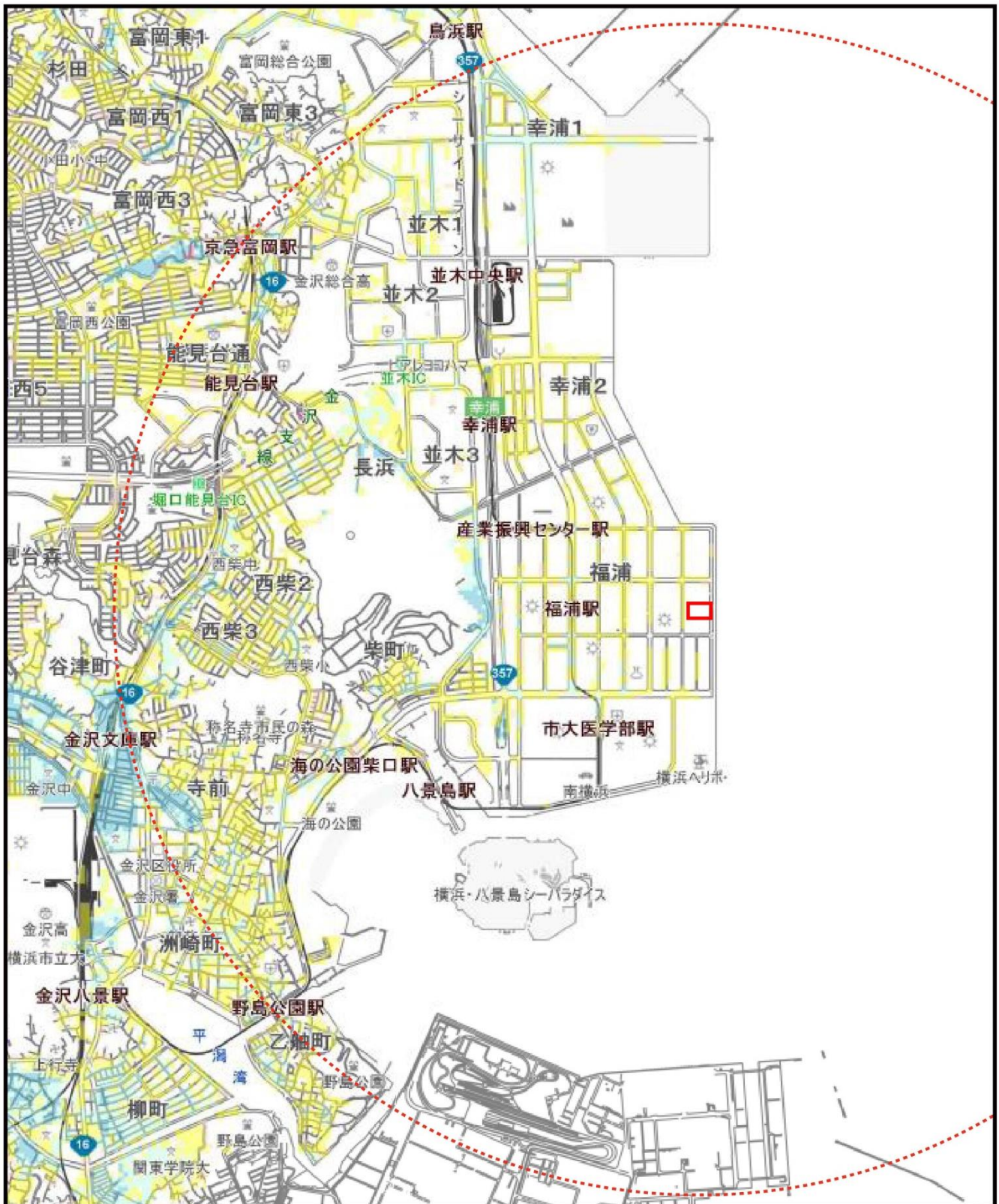


Scale 1:30,000



出典：「横浜市行政地図情報提供システム
わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」
（横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧）
「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図」（神奈川県ホームページ 令和4年10月 閲覧）

図 2-25(2) 洪水による浸水
想定区域(想定最大規模)



凡例

□ 計画地 - - - 調査対象地域

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 0m ≤ 浸水深 (m) < 0.02m | 0.5m ≤ 浸水深 (m) < 1.0m |
| 0.02m ≤ 浸水深 (m) < 0.2m | 1.0m ≤ 浸水深 (m) < 2.0m |
| 0.2m ≤ 浸水深 (m) < 0.5m | 2.0m ≤ 浸水深 (m) |

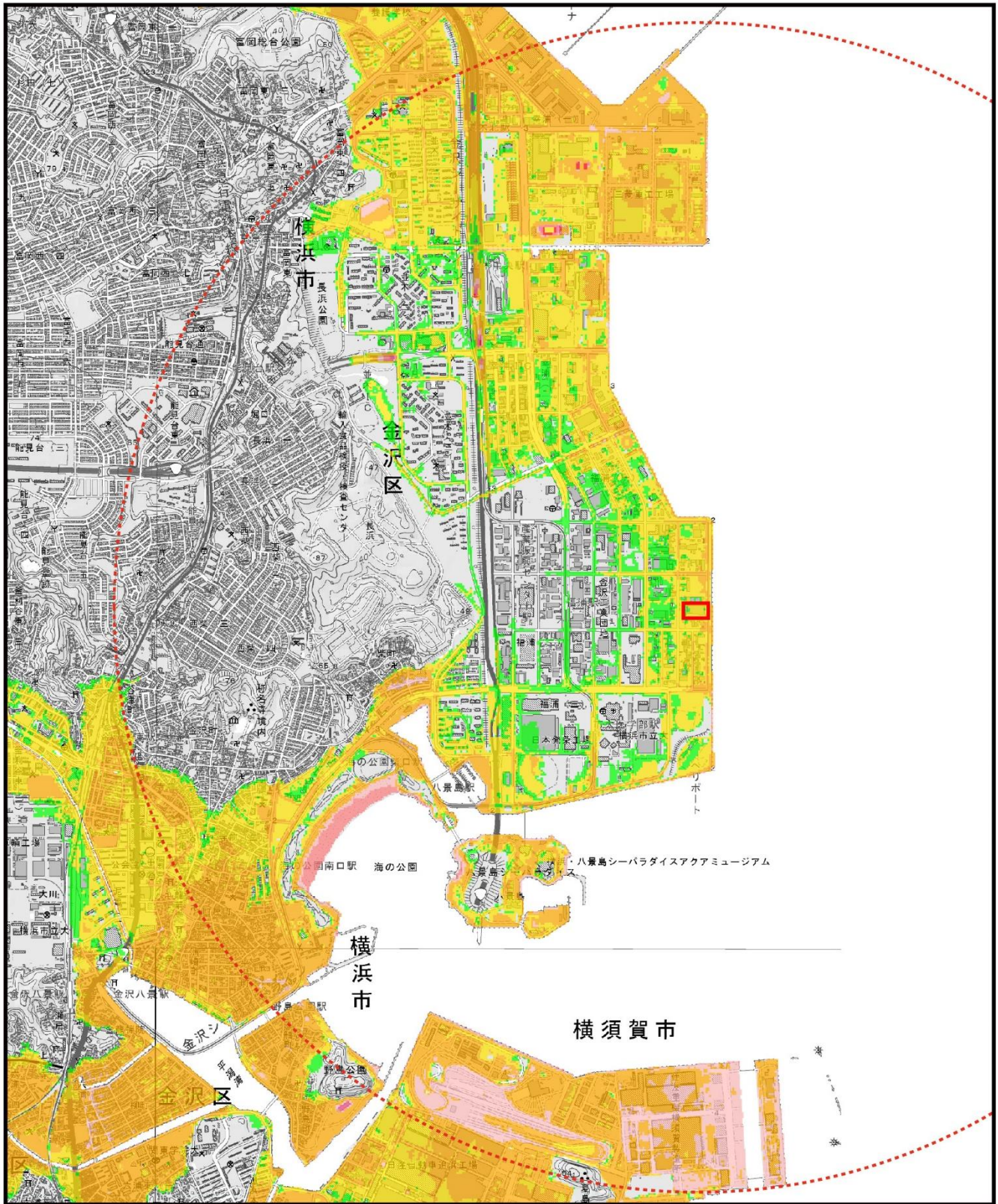
出典：「横浜市行政地図情報提供システム
わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」
（横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧）
「内水による浸水ハザードマップ」（横須賀市上下水道局ホームページ 令和4年10月閲覧）



Scale 1:30,000



図 2-26 内水による
浸水想定区域(想定最大規模)



凡例

□ 計画地 調査対象地域

浸水深 (m)

- | | |
|------------------|------------------|
| ■ 0.01m以上 0.3m未満 | ■ 3.0m以上 4.0m未満 |
| ■ 0.3m以上 1.0m未満 | ■ 4.0m以上 5.0m未満 |
| ■ 1.0m以上 2.0m未満 | ■ 5.0m以上 10.0m未満 |
| ■ 2.0m以上 3.0m未満 | |



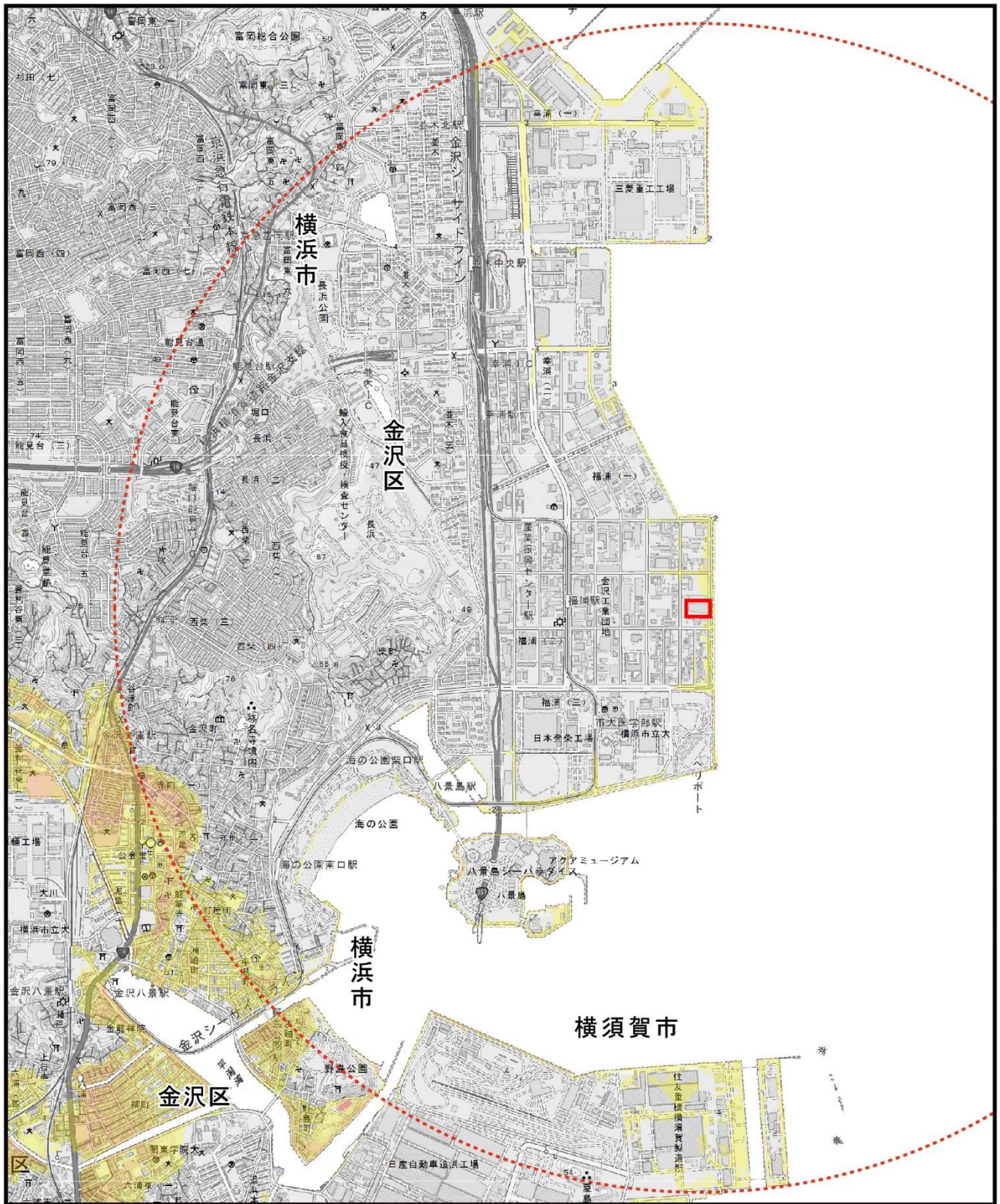
Scale 1:30,000



図 2-27

津波による浸水想定区域

出典：「津波浸水想定図」（神奈川県 平成27年3月）



凡 例

□ 計画地 調査対象地域

浸水深 (m)

■	0 m ~ 0.3 m	■	1 m ~ 3 m
■	0.3 m ~ 0.5 m	■	3 m ~ 5 m
■	0.5 m ~ 1 m	■	5 m ~ 10 m



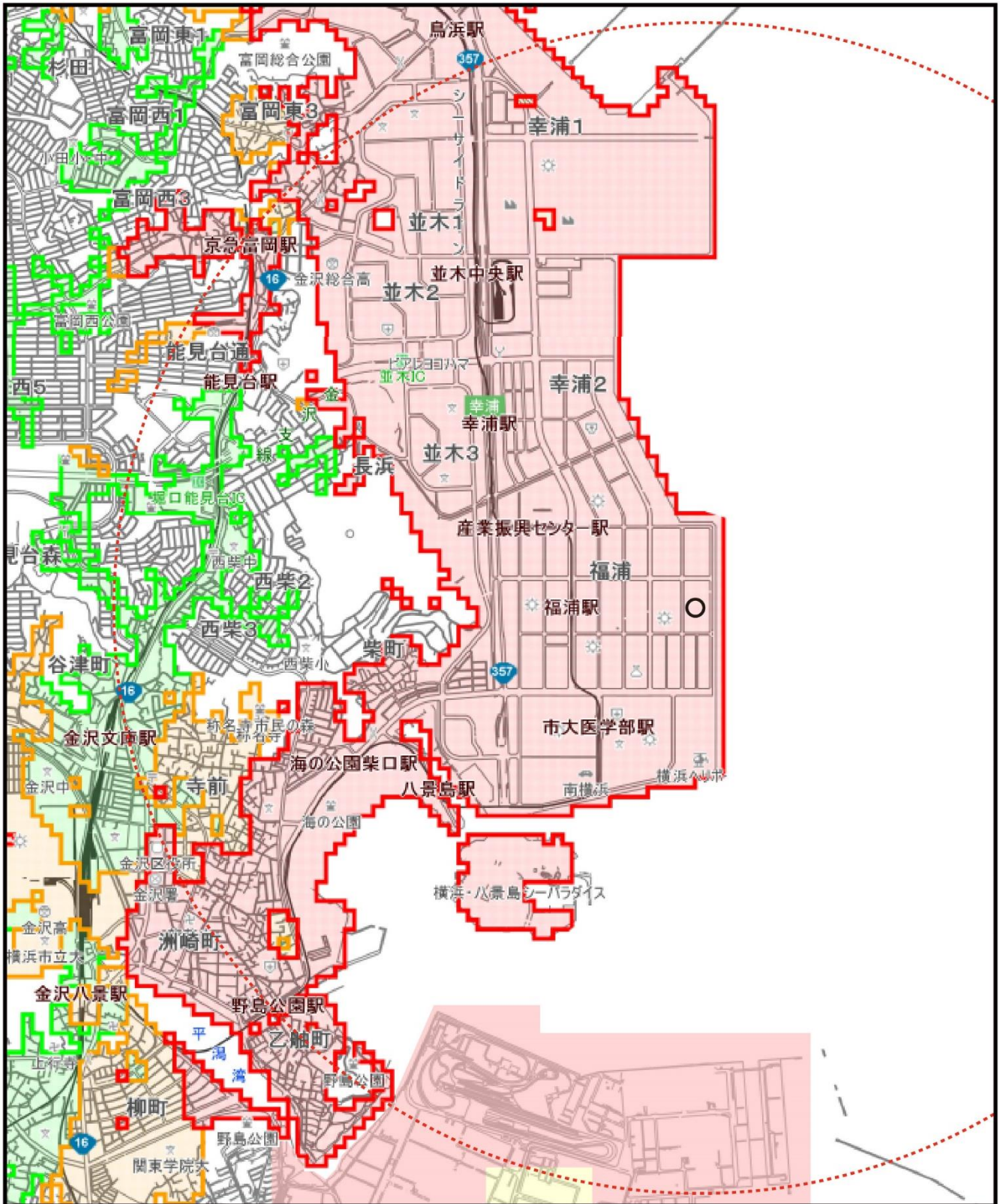
Scale 1:30,000



図 2-28

高潮による浸水想定区域

出典：「高潮浸水想定区域図」（神奈川県 平成31年4月）



凡例

- 計画地
- ◻ <横浜市>
- ◻ かなり低い: PL=0
- ◻ 低い: $0 < PL \leq 5$
- ◻ 可能性がある: $5 < PL \leq 15$
- ◻ 高い: $15 < PL$
- 調査対象地域

- <横須賀市>
- ◻ 可能性が高い
- ◻ 可能性が極めて高い

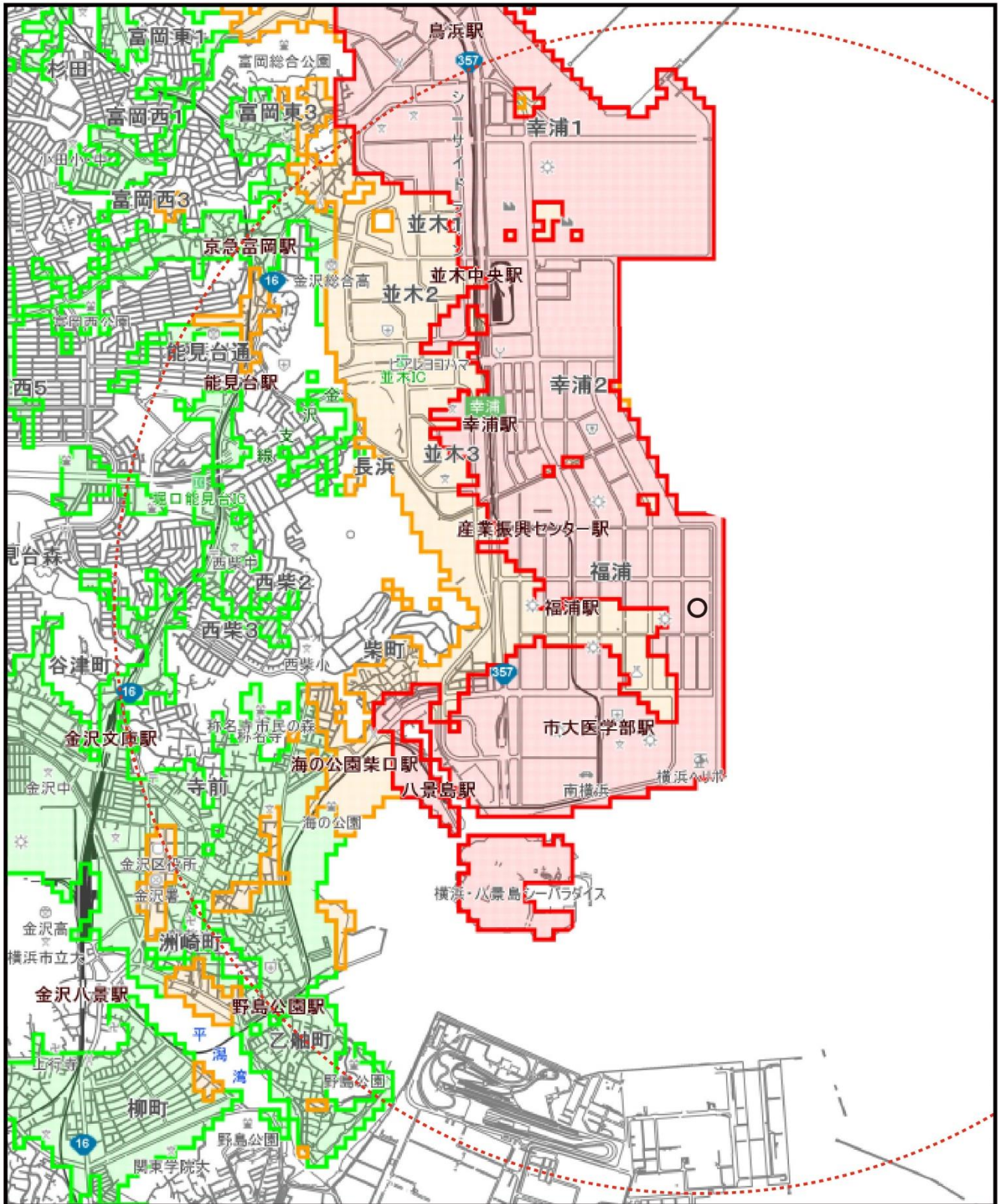


Scale 1:30,000



図 2-29(1) 液状化マップ
(元禄型関東地震)

出典: 「横浜市行政地図情報提供システム わいわい防災マップ (元禄型関東地震)」
(横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)
「e-かなマップ (参考元禄型関東地震)」 (神奈川県ホームページ 令和4年10月 閲覧)



凡 例

- 計画地 調査対象地域
- かなり低い : PL=0 □ 可能性がある : $5 < PL \leq 15$
- 低い : $0 < PL \leq 5$ ■ 高い : $15 < PL$

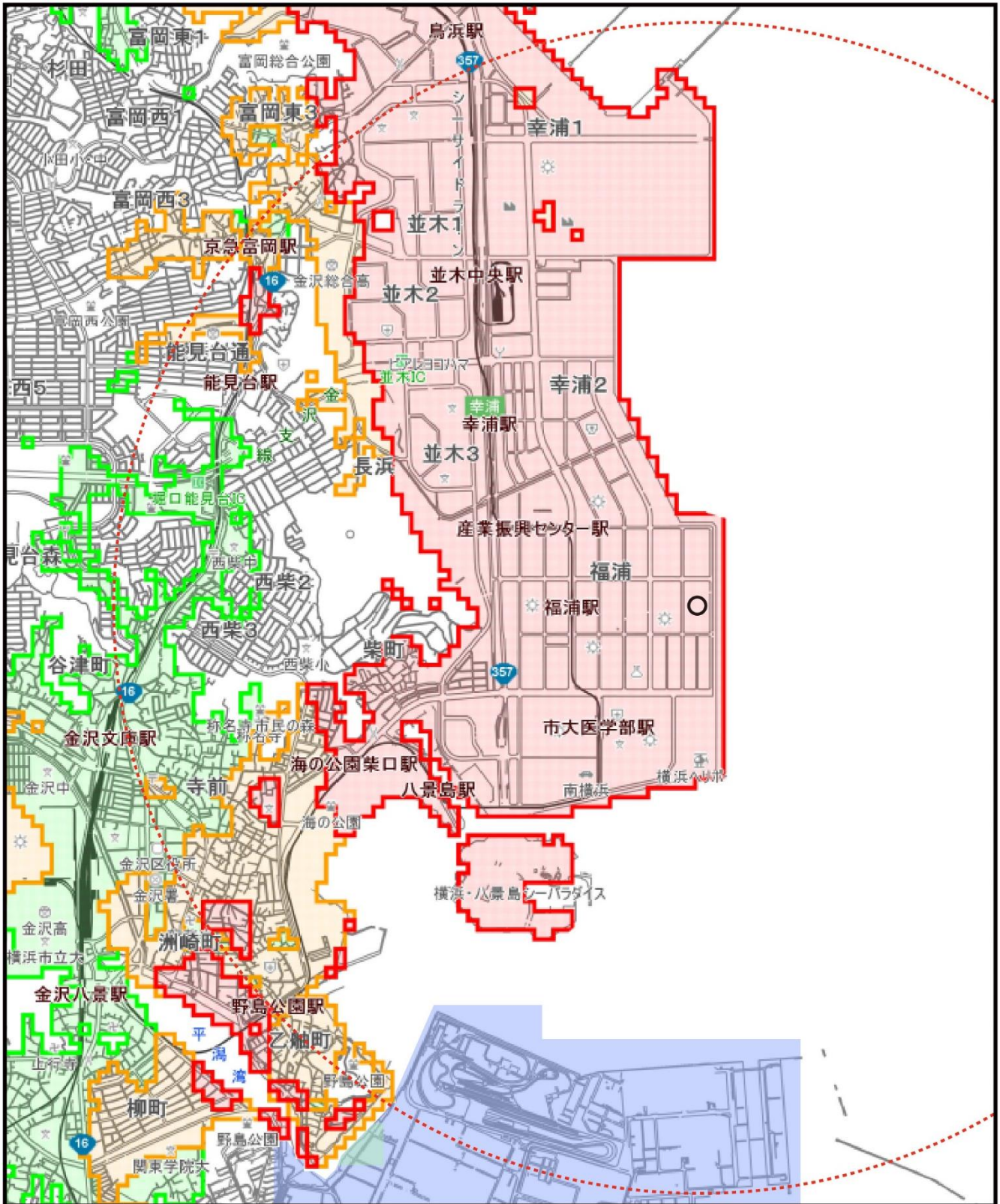


Scale 1:30,000



図 2-29 (2) 液状化マップ
(東京湾北部地震)

出典 : 「横浜市行政地図情報提供システム わいわい防災マップ
(東京湾北部地震)」 (横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)



凡例

- 計画地
- 調査対象地域
- <横浜市>
- かなり低い：PL=0
- 低い：0<PL≤5
- 可能性がある：5<PL≤15
- 高い：15<PL

- <横須賀市>
- 可能性が低い
- 可能性が極めて低い



Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m

図 2-29 (3) 液状化マップ
(南海トラフ巨大地震)

出典：「横浜市行政地図情報提供システム わいわい防災マップ（東海トラフ巨大地震）」
(横浜市ホームページ 令和4年10月 閲覧)
「e-かなマップ（東海トラフ巨大地震）」(神奈川県ホームページ 令和4年10月 閲覧)

(13) 廃棄物の状況

ア 一般廃棄物

横浜市における一般廃棄物の処理状況は、表 2-24 に示すとおりです。

令和 3 年度のごみと資源の総量は 1,178,320 トンで、ヨコハマ 3R 夢プラン推進計画(2018~2021)の基準年度である平成 29 年度と比較して、29,217 トン(2.4%)減少しています。このうち、家庭系のごみと資源の総量は、836,286 トンで 14,781 トン(1.7%)減少しています。事業系のごみと資源の総量は、342,034 トンで 14,435 トン(4.0%)減少しています。

イ 産業廃棄物

神奈川県及び横浜市における産業廃棄物の処理状況は、表 2-25 に示すとおりです。

横浜市における令和 2 年度の発生量は、956 万トンで、神奈川県全体の約 55%を占めています。

また横浜市における発生量は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、令和元年度以降はやや減少傾向が認められます。

表 2-24 横浜市的一般廃棄物の処理状況

(単位：トン)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 ^{※1} 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ごみと資源の総量	1, 207, 537	1, 194, 725	1, 220, 597	1, 200, 410	1, 178, 320
ごみ量	882, 761	870, 348	890, 647	869, 264	855, 137
家庭系	578, 938	569, 295	581, 581	598, 830	579, 277
内訳					
焼却	577, 071	569, 112	581, 269	598, 514	578, 970
埋立	1, 867	182	312	316	307
事業系	303, 822	301, 053	309, 066	270, 434	275, 860
内訳					
焼却	300, 635	298, 140	305, 374	267, 824	273, 094
埋立	3, 188	2, 914	3, 692	2, 610	2, 766
資源化量	324, 776	324, 377	329, 950	331, 146	323, 183
家庭系	106, 904	108, 693	110, 277	117, 023	114, 225
内訳					
缶	8, 648	8, 547	8, 671	9, 728	9, 533
びん	21, 323	20, 376	19, 534	20, 538	19, 566
ペットボトル	11, 772	12, 858	13, 094	14, 077	14, 372
ガラス残さ	4, 317	4, 213	4, 354	4, 907	5, 098
小さな金属類	4, 497	4, 446	4, 648	5, 276	4, 726
プラスチック製容器包装	47, 800	47, 979	48, 817	51, 129	50, 094
スプレー缶	619	593	611	620	619
古紙	1, 266	1, 190	1, 452	1, 254	973
古布	533	519	525	467	426
蛍光灯、電球	109	97	82	77	70
乾電池	343	339	321	319	336
粗大金属	5, 578	5, 792	6, 704	7, 209	7, 077
羽毛布団	8	12	10	8	12
小型家電	35	56	61	85	91
燃えないごみ	-	1, 489	1, 333	1, 327	1, 233
その他	57 ^{※2}	185 ^{※2}	60 ^{※2}	0	0
資源集団回収	165, 225	157, 458	152, 377	149, 024	142, 784
事業系 ^{※3}	52, 647	58, 227	67, 296	65, 100	66, 174
内訳					
せん定枝	43, 260	46, 381	50, 197	49, 457	49, 313
生ごみ	9, 387	11, 846	17, 099	15, 643	16, 861

※1 次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

- ・令和元年の台風第 15 号による災害廃棄物 (2, 139 トン)
- ・令和元年台風第 19 号による他都市化からの搬入ごみ (神奈川県川崎市：187 トン、宮城県丸森町：163 トン)
- ・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物 (306 トン)

※2 せん定枝リサイクル実証実験及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※3 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

※ 表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

出典：「令和 4 年度 事業概要」(横浜市資源循環局 令和 4 年 9 月)

表 2-25(1) 神奈川県における産業廃棄物の排出状況の推移

単位：万トン

年 度	再生利用量	減量化量	最終処分が 必要な量	発生量
平成 29 年度	717 (39.0%)	1,046 (56.9%)	74 (4.0%)	1,837 (100.0%)
平成 30 年度	691 (36.8%)	1,155 (61.5%)	34 (1.8%)	1,879 (100.0%)
令和元年度	691 (38.2%)	1,089 (60.2%)	28 (1.5%)	1,808 (100.0%)
令和 2 年度	650 (37.4%)	1,060 (61.0%)	27 (1.6%)	1,737 (100.0%)

出典：「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

表 2-25(2) 横浜市における産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

単位：万トン

年 度	再生利用量	減量化量	最終処分が 必要な量	発生量
平成 29 年度	384 (36.1%)	658 (61.8%)	22 (2.1%)	1,064 (100.0%)
平成 30 年度	245 (23.1%)	770 (72.6%)	45 (4.2%)	1,060 (100.0%)
令和元年度	284 (29.8%)	651 (68.4%)	17 (1.8%)	952 (100.0%)
令和 2 年度	267 (27.9%)	660 (69.0%)	29 (3.0%)	956 (100.0%)

注) 端数処理により、内訳の合計と発生量が一致しない場合があります

出典：「令和 4 年度 事業概要」（横浜市資源循環局 令和 4 年 10 月）

(14) 法令等の状況

本事業に関わりのある環境関連法令、条例、要綱、計画及び対象事業関連法令としては、表 2-26(1) 及び表 2-26(2) に示すものがあげられます。

表 2-26(1) 関連する法令等

区 分		関 係 法 令	本事業との 関係の有無
環境一般		環境基本法	○
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		横浜市環境影響評価条例	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	
		生活環境保全推進ガイドライン	○
		環境への負荷の低減に関する指針（事業者の配慮すべき事項）	○
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法	○
		下水道法	○
		浄化槽法	
		横浜市下水道条例	○
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	
	悪臭	悪臭防止法	○
	日照障害	建築基準法	
横浜市建築基準条例			
横浜市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全等に関する条例			
ダイオキシン	ダイオキシン類対策特別措置法	○	
廃棄物		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
		資源の有効な利用の促進に関する法律	○
		建築基準法	○
		循環型社会形成推進基本法	○
		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処置等に関する条例	○
		横浜市一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ 3R 夢プラン」	○
		産業廃棄物の処分に関する指導要綱（横浜市）	○
	第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○	
環境計画等	横浜市環境管理計画	○	

表 2-26(2) 関連する法令等

区分	項目	関係法令	本事業との関係の有無
自然環境保全	国立公園等	自然公園法	
	県立自然公園	神奈川県自然公園条例	
	自然環境保全地域	自然環境保全	
	風致地区	都市計画法	
		神奈川県風致地区条例	
		横浜市風致地区条例	
	緑地保全区域	都市緑地法	
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
自然環境一般	横浜市水と緑の基本計画	○	
災害防止	保安林	森林法	
	砂防指定地	砂防法	
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	河川保全区域	河川法	
	港湾区域	港湾法	○
	防火・危険物等の取扱い	消防法	○
		高圧ガス保安法	○
		毒物及び劇物取締法	○
		特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)	○
		横浜市火災予防条例	○
		化学物質の適正な管理に関する指針	○
		エネルギー政策基本法	○
地球環境保全	地球温暖化対策の推進に関する法律	○	
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律		
	非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	○	
	横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○	
	横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○	
	横浜市地球温暖化対策実行計画	○	
	横浜市再生可能エネルギー導入検討報告制度	○	
	文化財保護法		
その他	文化財	神奈川県文化財保護条例	
		横浜市文化財保護条例	
	敷地内緑地、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例 (横浜市)	○
	景観	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	
環境保全	金沢工業団地建築協定	○	

2.3 調査対象地域等の地域特性

(1) 概要

計画地は、金沢区の臨海部の埋立地に位置し、南北には同様の埋立地が、東側には東京湾が広がっています。計画地及びその周辺の土地利用をみると、そのほとんどが工業地域に指定されており、国道357号をはさんだ西側の地域は、主に住居系の用途地域の他、市街化調整区域、工業専用地域などに指定されています。

(2) 項目別の環境特性

前述の地域の概況を踏まえた地域特性の概要は、表 2-27(1)～(3)に示すとおりです。

表 2-27(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜地方気象台（横浜市中区山手町 99）における令和 3 年の気象状況は、年平均気温 17.0℃、年平均湿度 68%、降水量 2,056.5mm です。 計画地に最も近い一般環境大気測定局である長浜測定局における令和 3 年の最多風向は、南南西及び北東となっています。
地形、地質、地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画地を含む臨海部の埋立地は、標高が約 4m の平坦な地形となっています。
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象地域内には主要な河川は存在しませんが、調査対象地域周辺の主要な河川として、計画地南西側を宮川及び侍従川が流れています。
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画地の西側約 1km までは、埋立地に立地した工業地帯であり、残存・植栽樹群を持った公園、墓地等が点在している他、自然植生は存在しません。 計画地及びその周辺において、貴重な植物及び動物種は報告されていません。 計画地の北西側 2～3km の場所には「地域森林計画対象民有林」が存在しています。 調査対象区域には、「自然環境保全基礎調査」により選定された「特定植物群落」や「巨樹・巨木」は存在しませんが、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」が存在します。 調査対象地内では「称名寺市民の森」と「長浜公園」が、横浜市の鳥獣保護区として登録されています。
農地の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画地の西側 1～2km の場所には農地が点在しており、このうち「柴農業専用区域」は、金沢区で唯一の農業専用区域となっています。
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画地が位置する金沢区の人口は、195,573 人、世帯数は 94,322 世帯（令和 4 年 8 月 31 日現在）となっています。 計画地が位置する金沢区で、事業所数が最も多いのは卸売・小売業、従業者数が最も多いのは製造業となっています。

表 2-27(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地及びその周辺は、そのほとんどが工業地域に指定されており、国道 357 号をはさんだ西側の地域は、主に住居系の用途地域の他、市街化調整区域、工業専用地域などに指定されています。 ・ 計画地の周囲は、三方を他社の工場や事業所に囲まれています。道路を挟んだ東側は東京湾に面しており、海岸線に沿って高さ 3m の護岸が整備されています。
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象地域の主要道路としては、国道 357 号が計画地の西側を南北方向に通過しています。また、国道 357 号よりさらに西側を国道 16 号が南北方向に通過しています。その他、計画地の北西側には首都高速湾岸線とそれに続く国道 16 号（横浜横須賀道路）が通過しています。 ・ 調査対象地域の鉄道は、金沢シーサイドラインが計画地の西側を南北方向に通過しています。計画地の最寄り駅は、福浦駅となっています。
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地から南西約 800m の位置に、横浜市立大学医学部、横浜市立大学附属病院及び浦舟特別支援学校があります。また、北西約 1,500m の位置に、しのめ並木保育園及び並木第四小学校があります。 ・ 調査対象地域には、緩衝緑地の金沢緑地、緑道の小柴崎緑道、運動公園の長浜公園、歴史公園の長浜野口記念公園等、その他にも多数の街区公園・港湾緑地等が存在しています。 ・ 計画地の北西側には、風致地区及び特別緑地保全地区が指定されています。
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象地域には、数多くの史跡、文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在します。特に、長浜ホール（金沢区長浜 114-4 長浜野口記念公園内）が認定歴史的建造物の指定を受けています。
公害等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地のある金沢区の令和 3 年度における生活環境に関する苦情件数は 49 件であり、種類別では悪臭、大気汚染、次いで騒音の順となっています。 ・ 調査対象地域の一般環境大気測定局である長浜測定局における平成 28 年度～令和 2 年度の測定結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、全て環境基準に適合しています。光化学オキシダントについては、全ての年度で環境基準に不適合の状況となっていますが、神奈川県内においても全ての測定局で環境基準に不適合となっており、全国的に環境基準達成率は低い傾向にあります。

表 2-27(3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
公害等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度の長浜測定局での大気中のダイオキシン類調査結果は、環境基準に適合しています。 ・ 調査対象地域の公共用水域水質測定地点である富岡沖と平潟湾沖における平成 29 年度～令和 3 年度の測定結果は、化学的酸素要求量については富岡沖及び平潟湾沖ともに基準値超過がみられ、全りんについては平潟湾沖で基準値超過がみられます。 ・ 調査対象地域における土壌中のダイオキシン類調査地点である富岡小学校の令和 2 年度の調査結果及び西柴小学校の平成 30 年度の調査結果は、環境基準に適合しています。 ・ 計画地は「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく指定はされていませんが、過去にほう素及びその化合物を使用していることから関係法令に基づき土壌汚染調査等を実施する計画としています。 ・ 調査対象地域の道路交通騒音測定地点である、金沢区幸浦一丁目、金沢区福浦二丁目での平成 30 年度の測定結果及び金沢区柴町における平成 28 年度の測定結果は、金沢区福浦二丁目及び金沢区柴町で夜間の環境基準を超過していますが、その他は環境基準に適合しています。 ・ 計画地及びその周辺には、特に強い悪臭を感じる発生源はありません。 ・ 調査対象地域では、令和 4 年において、沈下量が年間 10mm 以上の水準点はありません。
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地は、地震により震度 5 強～6 強が想定されています。 ・ 計画地は、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域に指定されていません。 ・ 計画地は、洪水及び内水による浸水は想定されていません。 ・ 計画地は、津波により 1.0m 未満の浸水深が、高潮により 0.3m 未満の浸水深が想定されています。 ・ 計画地は、「液状化の可能性が高い」と想定される地域となっています。
廃棄物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年度における一般廃棄物のごみと資源の総量は 1,178,320 トンで、ヨコハマ 3R 夢プラン推進計画（2018～2021）の基準年度である平成 29 年度と比較して、29,217 トン(2.4%)減少しています。 ・ 令和 2 年度における産業廃棄物の発生量は 956 万トンと、過去数年間はほぼ横ばいで推移してきましたが、令和元年度以降はやや減少傾向が認められます。

第3章 配慮指針に基づいて行った 計画段階配慮の内容

第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」(令和3年4月 横浜市)の「別記 事業別の配慮事項 4 廃棄物処理施設の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性や地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。また、選定した事項について、本事業で検討した計画段階配慮の内容は表3-1(1)～(8)に示す通りです。

表3-1(1) 配慮事項及び配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容(非選定理由)
基本的な配慮事項	<p>(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	○	<p>計画地の用途地域は「工業地域」に指定されており、周辺に立地しているのは、ほとんどがリサイクル事業者等の工場となっています。</p> <p>本事業計画では貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変はありませんが、敷地境界付近の四方に郷土種の植栽を中心とした緑地を設け、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成に努めます。</p> <p>施設の計画においては、焼却施設での廃熱利用による発電設備の併設、設備機器は省エネルギー型機器(高効率モータ、LED照明機器)の採用に努め、温室効果ガスの排出を抑制します。</p>
	<p>(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。</p>	○	<p>計画段階配慮書の作成を通じて、計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行いました。</p>

表 3-1(2) 配慮事項及び配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容（非選定理由）
基本的な配慮事項	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	<p>工事計画の策定に当たっては、より安全な工法や工程等を検討します。</p> <p>解体の際は、建屋の養生、囲い及び散水を行い、騒音の防止、粉じんの飛散防止、周辺道路の汚れ防止に努め、解体物の搬出時における飛散防止にも配慮します。また、アスベスト建材の有無を確認し、必要に応じた対処をいたします。</p> <p>建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型機械を使用するとともに、使用に当たっては点検・整備を十分に行った上で、丁寧な運転を行うことにより、大気汚染防止や騒音振動の低減に配慮します。</p> <p>計画地は、「土壌汚染対策法」に基づく指定はされていませんが、過去に特定有害物質（ほう素及びその化合物）の使用等が確認されています。本事業計画による土地の形質変更前には、「土壌汚染対策法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出を行い、土壌汚染調査を実施する計画としています。調査の結果、土壌汚染等が確認された場合には、法令を遵守し、汚染が拡散しないように適切な処置を講じることとします。</p> <p>また工事の実施に際しては、事前説明や工事看板の設置等により市民や近隣企業への情報提供に努めます。</p>

表 3-1(3) 配慮事項及び配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容（非選定理由）
基本的な配慮事項	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	<p>本事業計画の実施に当たっては、関連する環境法令や条例、指針等に従い、環境負荷の低減を図ります。</p> <p>焼却施設には排ガス処理設備を設置し、中和施設には中和反応に伴い発生するガスを取り除くための湿式スクラバーを設置することに加えて、日常の運転管理や設備点検を確実に実施することにより、大気環境への影響低減について配慮します。</p> <p>計画地の緑化については、「緑の環境をつくり育てる条例第 9 条の施行に関する基準」により、計画地のある金沢地先埋立地再開発用地に 13%以上の緑化が定められていますが、本事業計画では、現存する約 945m²の緑地について配置の変更や植樹を行い、この用地に該当しない工場等に規定されている 15%以上の緑化率である約 1,106m² (15.2%) を確保します。</p>
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図る。	○	<p>グリーンインフラの機能を促進するため、可能な限り既存の緑地を保全するとともに、さらに拡張を検討した結果、15.2%の緑地を確保します。また、定期的なメンテナンスを実施することにより、緑地の良好な維持管理に努めます。</p> <p>敷地境界付近の四方に緑地を設け、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成に努めます。</p>
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	<p>可能な限り既存の緑地を保全し、引き続き植栽の育成と表土の保全に努めます。</p> <p>新たな植栽は、京浜の森づくり事業の「協働緑化の取組」に示される「横浜京浜臨海部の自然植生」を参考に、計画地が東京湾に面しているという立地条件を踏まえて、耐風性や耐潮性の郷土種を中心に選定し、多様な植物の植栽や生物多様性の保全と創造に努めます。</p>

表 3-1(4) 配慮事項及び配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容（非選定理由）
<p>(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用を努める。</p>	○	<p>設備機器は、省エネルギー型機器（高効率モーターの採用、LED 照明等）の採用に努めます。</p> <p>また、焼却施設の廃熱を利用したタービン発電機により発電した電力は、自家消費することにより未利用エネルギーの積極的な活用を努めます。</p>
<p>(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するように努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。</p>	○	<p>使用する電気は、廃棄物焼却時の廃熱を利用した自家発電を基本とします。自家発電だけでは賅いきれない電力に関しては、可能な限り低炭素電力の調達に努め、温室効果ガスの排出抑制に配慮します。</p> <p>建設資材や事業に伴い購入する消耗品等の確保に際しては、グリーン購入に努めます。</p>
<p>(9) 次世代自動車の積極的な導入、充電器等のインフラ整備、公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。</p>	○	<p>社有車や計画地で使用するフォークリフトは EV 車などの次世代自動車の積極的な導入に努めます。</p> <p>また、従業員の通勤には公共交通機関の利用を促し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。</p>
<p>(10) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。</p>	○	<p>計画建屋の一部は、既存建屋を流用することにより、工作物の長寿命化を図ります。その結果、資材の使用量低減による廃棄物の削減や、建設機械の稼働低減による燃料使用量の削減を実現し、温室効果ガスの抑制に寄与します。</p> <p>解体時に発生する廃材等は、分別の徹底により極力、再資源化することで廃棄物の発生を抑制し、温室効果ガスの抑制に努めます。</p> <p>新設の設備は設計時から機械構造や使用材質を考慮することで、温室効果ガスの抑制に努めます。</p>
<p>(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。</p>	○	<p>焼却施設は、要所に断熱施工をすることで放熱を低減させる設計とし、人工排熱を抑制します。</p> <p>計画地の緑地面積の確保に加えて、緑地を定期的にメンテナンスすることにより、良好な維持管理を実施し、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。</p>

本事業に係る配慮事項

表 3-1(5) 配慮事項及び配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容（非選定理由）
本事業に係る配慮事項	(12) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<p>周辺事業所の特徴等を把握し、植栽や建物外観の色彩・材質、形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図ります。</p> <p>煙突及び受入・事務所棟の形状・色彩等については周囲の環境との調和を検討するなど、景観等の環境への配慮を行います。</p> <p>また煙突からの白煙（水蒸気）については、排ガスの再加熱により白煙抑制を図り、周辺景観へ配慮します。</p>
	(13) 火災、爆発等の発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。	○	<p>「消防法」を遵守し、焼却施設には感震計を設置することで、緊急対応が必要な地震を検知した場合には、稼働機器を安全に自動停止する機能を設けます。また、安全パトロールによる予防措置を行い、火災に対する安全対策を実施します。</p> <p>受入廃棄物は、事前に排出事業者より性状、数量、荷姿等の情報を入手し、場合によってはサンプル分析を実施した上で処理方法を決定します。実際の受入れ時には現物の確認を行い、火災・爆発等の発生を防止します。</p> <p>受入ピットには、消火設備を設置し、火災防止対策を講じます。</p> <p>計画地においては、護岸の嵩上げにより浸水の可能性は低減されていますが、さらなる浸水対策として、受電設備や蒸気タービン、発電機、廃熱ボイラ、非常用発電機などの重要機器は、過去に記録された浸水深を考慮し、高さ 0.8m 以上に設置する計画とします。また、受入・事務所棟の出入口やシャッターには止水板等を設置可能な構造とし、廃棄物の流出を防止します。</p>

表 3-1(6) 配慮事項及び配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容（非選定理由）
本事業に係る配慮事項	(14) 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。	○	<p>○大気汚染対策</p> <p>「大気汚染防止法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等に定める規制を遵守し、大気汚染物質の排出量を極力低減します。</p> <p>焼却施設においては、減温塔、バグフィルター、洗煙塔及び触媒脱硝塔を設置し、排出ガスの適切な処理を行うことで、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ばいじん、水銀、ダイオキシン類等の排出量を極力低減します。一部項目については排ガス計による常時監視を行い、安定した運転に努めます。</p> <p>中和施設においては、中和反応に伴い発生するガスを、湿式スクラバーで処理することにより、大気汚染物質の排出量を極力低減します。</p> <p>破砕機は屋外設置ですが、密閉構造のため粉塵等の飛散はありません。</p> <p>○水質汚濁対策</p> <p>「水質汚濁防止法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等に定める規制を遵守します。</p> <p>集水エリア内に降った雨水、洗車排水は焼却炉内に噴霧し、蒸発させます。</p> <p>集水エリア外に降った雨水は、減温塔に噴霧又は公共下水道（雨水管）に放流します。</p> <p>焼却処理工程の洗煙水処理施設、中和施設での処理を経て、脱水施設で処理された排水及び受入・事務所棟からの生活排水は、公共下水道（污水管）に放流します。</p> <p>廃油や廃酸、廃アルカリの保管タンクや薬品タンクは、周囲に防油堤や防液堤を設け、漏洩を防止します。</p>

表 3-1(7) 配慮事項及び配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容（非選定理由）
本事業に係る配慮事項	(前ページ参照)	○	<p>○地下浸透防止対策 廃棄物保管場所の床面は、コンクリート構造とします。地下浸透禁止物質の保管場所には、床面に樹脂コーティング、ステンレス製板などを設置し、地下浸透を防止します。 処理後の燃え殻（主灰）、ばいじん（飛灰）や汚泥（脱水ケーキ）の保管については、鉄箱に貯留し、建屋内で保管します。</p> <p>○騒音振動対策 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等に定める規制を遵守し、さらなる低減に努めます。 焼却施設に関して、蒸気タービン、蒸気復水器ファン、送風機、ポンプ類には防音防振対策を講じます。誘引ファン、コンプレッサーや蒸気タービンは建屋内に設置し、周辺環境に配慮します。 破碎機は屋外設置ですが、密閉構造のため騒音は低減されます。 洗煙水処理施設、中和施設及び脱水施設は、設備を建屋内に設置することにより、周辺環境への騒音影響を低減します。</p> <p>○悪臭対策 焼却施設においては、受入・事務所棟や有機溶剤等を扱う前処理棟の空気を燃焼空気として利用し、建屋内を負圧で管理することにより、外部への悪臭の流出を防止します。 破碎機は屋外設置ですが、密閉構造のため、悪臭は漏洩しません。 中和施設は、設備を建屋内に設置し、中和反応に伴い発生するガスを、湿式スクラバーで処理することにより、悪臭の発生を抑制します。</p>

表 3-1(8) 配慮事項及び配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容（非選定理由）
(15) ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。	×	施設の更新ではなく新設のため選定しませんが、新設する施設からのばい煙の排出量を抑制する計画としています。
(16) 排水を排出する施設の更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SS の排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。	×	施設の更新ではなく新設のため選定しませんが、新設する施設からのばい煙の排出量を抑制する計画としています。
(17) 最終処分場については、レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。	×	本事業は、最終処分場を設置する事業ではないため選定しませんが、新設する施設からのばい煙の排出量を抑制する計画としています。
<p>本事業に係る配慮事項</p> <p>(18) 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図る。</p>	○	<p>本事業計画の解体・建設に伴い発生する建設廃材等は、分別を徹底することにより再資源化を図り、廃棄物の発生を抑制します。</p> <p>また本事業計画の実施に伴い受入れる廃棄物は、事前に分析等を実施して性状を確認し、リサイクルするものと焼却処理するものを仕分け、前者は自社他工場にてリサイクル、後者は本工場にて焼却処理を実施することで、再生利用を図ると共に、焼却工程で発生する燃え殻（主灰）、ばいじん（飛灰）の発生を抑制します。</p> <p>焼却、脱水処理工程で発生する燃え殻（主灰）、ばいじん（飛灰）や汚泥（脱水ケーキ）は建屋内保管とし、雨風による飛散を防止します。これらは計画地から排出する廃棄物として埋立処分を行います。可能なものはリサイクルを行うことで埋立処分量を抑制します。</p>

— 資 料 編 —

1. 上位計画の概要

- ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」で取り組む具体的施策

平成28年3月に策定された「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」（計画期間：平成28年度から平成32年度（令和2年度））における具体的な施策は、下表に示すとおりです。

表 第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画で取り組む具体的施策

施策の柱	施策名
1 循環型社会の推進	01 多量排出事業者等への処理計画等の策定指導【継続】
	02 排出事業者への3R推進指導【継続】
	03 製造業への専門家派遣【新規】
	04 建設系廃棄物の3R推進【継続】
	05 廃棄物交換システムの円滑な運営【継続】
	06 環境に配慮した廃棄物処理の推進【継続】
	07 自動車リサイクル法の円滑な運営【継続】
	08 建設リサイクル法の円滑な運営【継続】
	09 市民への広報・啓発活動、環境学習【継続】
2 安全・安心な廃棄物処理の推進	10 アスベスト廃棄物の適正処理指導【継続】
	11 PCB廃棄物の適正処理指導【拡充】
	12 感染性廃棄物の適正処理指導【継続】
	13 その他有害廃棄物等の適正処理指導【継続】
	14 建設系廃棄物の適正処理指導の徹底【拡充】
	15 排出事業者への適正処理指導【継続】
	16 処理業者への適正処理指導【継続】
	17 処理施設等の設置に係る指導【継続】
	18 不法投棄・不適正処理の未然防止【継続】
	19 電子マニフェストの普及【継続】
	20 公共関与による最終処分場の運営及び整備【継続】
	21 最終処分場の環境モニタリング【継続】
	22 最終処分場の跡地利用に関する指導【継続】
	23 近隣自治体及び大都市との連携【継続】
3 災害廃棄物対策への取組	24 災害廃棄物の処理手順の検討【継続】
	25 関係機関との連携強化【継続】
	26 仮置場等の設置に関する検討【新規】

2. 用語集

全 般

・ 環境基準

「環境基本法」第16条に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定められるもので、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、「ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準」として定められるもので、大気汚染、水質汚濁（底質も含む）、土壌汚染について定められている。

大気汚染関係

・ 一般環境大気測定局（一般局）

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路、工場等の特定の大気汚染物質発生源の影響を受けない場所で、その地域を代表すると考えられる場所に設置されたものをいう。

・ 2%除外値

一日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外したうち、最も大きい測定値を2%除外値という。

・ 98%値

測定局ごとの年間値における1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの（365日分の測定値がある場合は最高値から8番目の測定値）を98%値という。

水質汚濁関係

・ 75%値

一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から75%目に該当するもの（50回分の日平均値がある場合は低い方から38番目の日平均値）を75%値という。

土壌汚染関係

・ 特定有害物質

土壌汚染対策法では、下記の特定有害物質 26 種類について、土壌汚染に係る基準が定められている。

【第 1 種特定有害物質（揮発性有機化合物（VOC））】 12 種類
クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、
1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン

【第 2 種特定有害物質（重金属等）】 9 種類
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、
セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、
ほう素及びその化合物

【第 3 種特定有害物質（農薬等）】 5 種類
シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、有機りん化合物

廃棄物関係

・ 廃棄物

廃棄物は、大別すると産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など法令で定める 20 種類をいい、それ以外の廃棄物が一般廃棄物に分類される。

廃棄物は、その特性に応じて定められた処理基準に従って適正に処理する必要がある。

温室効果物質関係

・ 温室効果ガス

地球温暖化の原因となる物質で、特に重要視されているのが、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、絶縁体に用いられる六フッ化硫黄（SF₆）、半導体の製造に用いられる三フッ化窒素（NF₃）の 7 種類である。CO₂の排出量が最も多い。